

平成 22 年度林野庁補助事業  
違法伐採木材排除のための合法木材利用推進事業

平成 22 年度  
合法性証明のモニタリング  
報告書

平成 23 年 3 月

(財) 林業経済研究所

はじめに

本報告書は、平成 22 年度林野庁補助事業である「違法伐採木材排除のための合法木材利用推進事業」の一環として実施された「合法木材供給システムのモニタリング」の調査結果をまとめたものである。

本調査は、合法木材の供給事業者及び認定団体の活動状況を、系統的に把握・分析し、活動の段階的改善に寄与するとともに、その結果を適宜公表し、合法木材供給システム全体の信頼性及び透明性の確保に資するため、認定団体の協力を得て実施したものである。

調査に当たっては、合法木材供給事業者、合法木材供給事業者認定団体など関係者の方々に多大なご協力をいただいた。

この報告書が、信頼性・透明性の確保など合法木材供給システムの今後の発展に対し、いささかでも寄与することができれば幸いである。

最後に、本事業の調査に当たっては、以下の方々による「合法木材モニタリング専門委員会」を設置して実施したことを付記しておきたい。

#### 専門委員会メンバー委員名簿

柿澤宏昭	北海道大学大学院教授
立花 敏	筑波大学大学員准教授
永田 信	東京大学大学院教授
根本昌彦	鳥取環境大学教授
堀 靖人	森林総合研究所林業動向解析研究室長
渡辺昭治	南九州大学教授
荒谷明日兒	林業経済研究所理事長(事務局兼務)

平成 23 年 3 月

財団法人林業経済研究所  
理事長 荒谷明日兒

# 目 次

## はじめに

<b>I. 合法木材供給事業者認定団体アンケート調査結果</b> .....	1
I. 趣旨及び概要 .....	1
1. 趣旨 .....	1
2. アンケート調査の対象及び実施方法 .....	1
3. アンケートの内容 .....	1
II. 調査結果 .....	2
1. 事業者の認定 .....	2
2. 審査委員会 .....	4
3. 事業者の活動実態把握 .....	7
4. 認定団体研修への参加 .....	12
5. 認定事業者研修の開催 .....	14
6. 情報公開の実施 .....	15
7. 普及活動の実態 .....	20
8. その他の意見 .....	26
<b>II. 合法木材供給事業者認定団体ヒアリング調査結果</b> .....	29
I. 趣旨と概要 .....	29
1. 趣旨 .....	29
2. ヒアリング調査の対象及び実施方法 .....	29
3. ヒアリング調査の内容 .....	29
II. 調査結果 .....	30
1. 事業者の認定 .....	30
2. 事業者の活動実態の把握 .....	33
3. 立入検査規定の整備と実施 .....	35
4. 団体研修への参加 .....	37
5. 認定団体による認定事業者研修の実施 .....	38
6. 情報の公開 .....	40
7. 他分野への働きかけ .....	42
8. その他の意見 .....	47

<b>Ⅲ. 合法木材供給事業者モニタリング調査結果</b> .....	48
I. 趣旨及び概要 .....	48
1. 趣旨 .....	48
2. モニタリング調査の実施方法 .....	48
3. モニタリングの内容 .....	48
4. モニタリング対象事業者の概要 .....	49
II. 調査結果 .....	49
1. 合法木材の調達状況 .....	49
2. 合法木材の供給状況 .....	57
3. 分別管理 .....	66
4. 帳票管理 .....	69
5. 分別管理責任者の選任・公表と活動状況 .....	75
6. 包括的評価 .....	78
7. 評価すべき事項 .....	79
8. 改善すべき事項 .....	83
9. 本事業への意見 .....	87
<b>Ⅳ. 追跡調査結果</b> .....	95
1. 静岡県的事例 .....	95
2. 岡山県的事例 .....	101
3. 北海道的事例 .....	106
<b>Ⅴ. まとめ</b> .....	108
1. アンケート調査結果及びヒアリング調査結果 .....	108
2. 事業者モニタリング調査結果 .....	114

# I. 合法木材供給事業者認定団体アンケート調査結果

## I. 趣旨及び概要

### 1. 趣旨

合法木材供給事業者認定団体の活動状況の実態を把握・評価するとともに、今後の認定団体の活動水準を向上させることを目的として、アンケート調査を実施した。

### 2. アンケート調査の対象及び実施方法

調査に当たっては全ての認定団体を対象にしたが、このうち回答のあったのは83団体であり、グループ別に内訳を見ると中央団体13団体、都道府県木連40団体、都道府県森連17団体、その他木材団体13団体である。

なお、調査は平成22年10月から11月にかけて、調査票の郵送によって行った。

### 3. アンケートの内容

合法木材供給事業者認定団体アンケート調査票に基づき、以下の項目について調査を行った。

#### (1) 事業者の認定

- ① 認定事業者の増減
- ② 減少理由
- ③ 審査委員会の設置
- ④ 審査委員会の委員数
- ⑤ 審査委員会における第三者の任命
- ⑥ 審査委員会の開催
- ⑦ 審査委員会の開催方法

#### (2) 事業者の活動方針

- ① 情報収集
- ② 立ち入り検査の規定
- ③ 立ち入り検査の実施

#### (3) 団体研修への参加

- ① 研修会の実施
- ② 合法ナビ上での情報の公開
- ③ 合法ナビ以外での情報の公開の内容

#### (4) 普及活動の実態

- ① 未認定事業者への働きかけ
- ② 行政機関への働きかけ

- ③ 建築業界への働きかけ
- ④ DIY 業界への働きかけ
- ⑤ 一般消費者への働きかけ

## II. 調査結果

### 1. 事業者の認定

#### (1) 事業者数

今回アンケートに対して回答のあった認定団体は 83 団体であり、平成 22 年 3 月時点における認定団体数 140 団体の 59% を占める。また、これらの団体傘下の認定事業者数は 5,661 事業者であり、総認定事業者数 7,661 事業者のうち 74% に相当する。

これらから見て、今回のアンケートがある程度、認定団体の実態を反映したものであると考えられる。

#### (2) 認定事業者の増減

回答のあった 83 団体のうち 73% (61 団体) については、平成 21 年度において事業者数に増減があった。これをグループ毎に見ると、中央団体 62% (8 団体)、都道府県木連関係 100% (40 団体)、都道府県森連関係 35% (6 団体)、その他木材団体 54% (7 団体) となる。

このうち増加があったのは、45% (37 団体) であり、内訳としては中央団体 38% (5 団体)、都道府県木連関係 60% (24 団体)、都道府県森連関係 24% (4 団体)、その他木材団体 31% (4 団体) となる。

また、減少のあったのは 60% (50 団体) であり、内訳としては中央団体 46% (6 団体)、都道府県木連関係 88% (35 団体)、都道府県森連関係 24% (4 団体)、その他木材団体 38% (5 団体) となった。

また、事業者数の増減を見ると、増加事業者数は 330 事業者、減少事業者数は 546 事業者、差し引き 216 事業者の減になる。団体毎の増加は 1 事業者から最大 49 事業者まで、減少は 1 事業者から 96 事業者までと幅広い。ちなみに 1 団体当たり平均で見ると、増加数は 9 事業者、減少数では平均 11 事業者となった。なお、1 団体ごとの平均事業者数は 68 事業者となる。

なお、認定事業者の総数は平成 20 年度から平成 21 年度にかけて 7,410 事業者から 7,661 事業者へ 251 事業者増加しており、今回の調査において減少数が増加数を上回ったことは、偶々、今回アンケートに回答してくれた団体において、事業者が減少の方向に偏っていたものと考えられる。

表 I-1 事業体数の増減

項目 グループ	団体数	事業体数	増減		減少の理由		
			増加	減少	転換・廃業	需要なし	コスト
中央団体	13	747	11	27	18	9	0
都道府県木連	40	3565	221	481	84	277	7
都道府県森連	17	509	23	9	2	2	0
その他	13	840	75	29	4	8	0
合計	83	5661	330	546	108	296	7

中央団体	16%	13%	3%	5%	67%	33%	0%
都道府県木連	48%	63%	67%	88%	17%	58%	1%
都道府県森連	20%	9%	7%	2%	22%	22%	0%
その他	16%	15%	23%	5%	14%	28%	0%
合計	100%	100%	100%	100%	20%	54%	1%

### (3) 減少の理由

減少の理由については、全体の減少事業者数 546 のうち 411 事業者に関して回答が寄せられたが、

- 「業種の転換・廃業」 20% (108 事業者)
- 「需要なし」 54% (296 事業者)
- 「コスト」に問題がある 1% (7 事業者)

となり、「需要なし」が約 1 / 2 を占めた。

合法木材の分別管理には、物流、商流の両面で余分の手間を必要とすることから、「コスト」に問題があるとしたものの比率が少ないのが意外ではあるが、これは「コスト」がかかる割りに「需要がない」ことが減少の理由であり、「コスト」は「需要なし」に含まれていると見ることが出来る。

合法木材としての需要が少ないことはこれまでも言われていたが、

- 各都道府県で行われている「県産材認証」の制度の中に、「合法性」を導入するところが増加し、「県産材住宅」に対して各種の助成・補助制度が設けられ初めていること
- 「長期優良住宅普及促進事業」の建築費一部助成の補助要件として「都道府県により産地が証明される制度又はこれと同等の内容を有する制度により認証される木材・木材製品」、「林野庁作成の『木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン』に基づき合法性が証明される木材・木材製品」が含まれたこと
- 「公共建築物木材利用促進法」において合法木材に関し「グリーン購入法第 2 条第 1 項に規定する環境物品等に該当するものを選択するよう努めるものとする」とされたこと

などから、今後、合法木材の需要は増加するものと期待される。

このようなことを勘案すれば、「需要なし」を理由としての事業者の減少は、極めて残念だと言える。

## 2. 審査委員会

### (1) 審査委員会の設立

認定団体に対しては、「認定要領ひな形」である「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」(案)において、事業者の認定に当たっては「当団体は、本実施要領に基づく事業者の認定のために理事長が指名する審査委員会を設け、その可否を決定するものとする」として、審査委員会の設立及び審査委員会における認定の可否が求められている。

しかし、今回のアンケートにおいては、つぎのような結果になった。

○「審査委員会が設置されている」 86% (71 団体)

○「審査委員会が設置されていない」 12% (10 団体)

グループ別で見ると

○中央団体では「設置されている」が 92% (12 団体)、「設置されていない」としたものはない。

○都道府県木連では「設置されている」93% (37 団体)、「設置されていない」8% (3 団体)。

○都道府県森連では「設置されている」76% (13 団体)、「設置されていない」24% (4 団体)。

○その他木材団体では「設置されている」69% (9 団体)、「設置されていない」23% (3 団体)となった。

「設置されていない」とした団体が、どのようなシステムで事業者認定を行っているかについては別途調査する必要があるだろうし、場合によっては審査委員会の設置に対する指導が必要になろう。

### (2) 審査委員会の委員数

審査委員会委員数については次のとおりである。

○「1～5 名」 58% (48 団体)

○「6～10 名」 22% (18 団体)

○「11 名以上」 7% (6 団体)

「1～5 人」をグループごとに見ると、中央団体では 62% (8 団体)、都道府県木連では 70% (28 団体)、都道府県森連では 41% (7 団体)、その他木材団体では 38% (5 団体)となり、都道府県木連関係および中央団体で「1～5 人」の比率が高い。



表 I-2 審査委員会の設置と委員数

	審査委員会		不明	委員数			不明	合計
	設置済み	未設置		1~5名	6~10名	11名以上		
中央団体	12	0	1	8	3	1	1	13
都道府県木連	37	3	0	28	8	2	2	40
都道府県森連	13	4	0	7	4	2	4	17
その他	9	3	1	5	3	1	4	13
合計	71	10	2	48	18	6	11	83

中央団体	92%	0%	8%	62%	23%	8%	8%	100%
都道府県木連	93%	8%	0%	70%	20%	5%	5%	100%
都道府県森連	76%	24%	0%	41%	24%	12%	24%	100%
その他	69%	23%	8%	38%	23%	8%	31%	100%
合計	86%	12%	2%	58%	22%	7%	13%	100%

### (3) 審査委員の構成

審査委員会に第三者を含むかどうかについては、次のとおりである。

○「含む」 37% (31 団体)

○「含まない」 49% (41 団体)

第三者を「含む」としたものは、委員数が「1~5名」とした48団体のうち56% (27 団体) であり、委員数「6人以上」の24団体のうち、第三者を「含む」としたものは25% (9 団体) である。これからみて、委員数が多いからといって委員会に第三者を含んでいるとは言えないことがわかる。

また、第三者を「含む」としたものをグループ別に見ると、都道府県木連関係55% (22 団体)、中央団体は38% (5 団体)、都道府県森連関係18% (3 団体)、その他木材団体8% (1 団体) となり、都道府県木連関係で比率が高く、その他団体の比率が大幅に低いことがわかる。

本事業の遂行に当たっては透明性、信頼性の確保が極めて重要であるが、この透明性、信頼性の確保の一環として、出来るだけ委員会委員に第三者を含めることが望ましいと考えられる。

表 I-3 審査委員の構成

	第3者含む	含まず	不明	合計
中央団体	5	8	0	13
都道府県木連	22	16	2	40
都道府県森連	3	9	5	17
その他	1	8	4	13
合計	31	41	11	83

中央団体	38%	62%	0%	100%
都道府県木連	55%	40%	5%	100%
都道府県森連	18%	53%	29%	100%
その他	8%	62%	31%	100%
合計	37%	49%	13%	100%

(4) 委員会の開催

委員会の開催については、

- 「定期的で開催」 8% (7 団体)
- 「必要に応じて開催」 81% (67 団体)
- 「その他」 1% (1 団体)

のようになっている。

ほとんどの団体が「必要に応じて開催」としているが、「その他」としたその他木材団体は「これまで事案の発生なし、情勢等については役員会で意思疎通」としており、平成 21 年度については事業者の増減はなかった。

なお、事業者の増減のなかったのは 12 団体であるが、このうち 11 団体は「必要に応じて開催」としている。

グループ別には「定期的で開催」が中央団体で 15% (2 団体)、都道府県木連関係で 8% (3 団体)、その他木材団体で 8% (1 団体)、都道府県森連関係で 6% (1 団体) となる。

また、「必要に応じて開催」としたのは都道府県木連関係で 90% (36 団体)、中央団体で 85% (11 団体)、都道府県森連関係で 71% (12 団体)、その他木材団体で 62% (8 団体) となった。

(5) 委員会の開催方法

委員会の開催方法については、

- 「対面方式」 34% (28 団体)
- 「持ち回り方式」 11% (9 団体)
- 「両者併用」 45% (37 団体)

となっている。

昨年度の認定団体ヒアリング調査によれば、ヒアリング対象団体 15 団体のうち 30% 程度が「時間的に簡便であること」、「経費がかからないこと」を理由に「持ち回り方法」を採用していた。この方式は委員同士の意見交換がないため、出来るだけ緊急の場合のみとすることが好ましいと思われるが、現実には対応の柔軟性、人的・経済的な余裕のなさということを考えると、「持ち回り方式」の多いのにはやむを得ない面があるのも確かである。

なお、グループ別に見ると、「対面方式」は都道府県森連関係で 47%（8 団体）、都道府県木連関係で 33%（13 団体）、中央団体で 31%（4 団体）、その他木材団体で 23%（3 団体）の順で、都道府県森連関係での比率が高い。

「持ち回り方式」はその他木材団体で 23%（3 団体）、中央団体で 15%（2 団体）、都道府県木連関係で 8%（3 団体）、都道府県森連関係で 6%（1 団体）となり、その他木材団体、中央団体での比率が高い。

「両者併用」は都道府県木連関係で 58%（23 団体）、中央団体で 54%（7 団体）、都道府県森連関係で 24%（4 団体）、その他木材団体で 23%（3 団体）という状況にあり、都道府県木連関係、中央団体での比率が高い。

以上から「対面方式」は都道府県森連関係で、「両者併用」は都道府県木連関係と中央団体で、それぞれ比較的多く採用されていると見られるが、グループによってかなり違いのあることがわかる。

**表 I-4 審査委員会の開催と開催方法**

	審査委員会の開催			不明	開催方法			不明	合計
	定期的	必要に応じ	その他		対面式 会議	持ち回り	対面式・ 持ち回り		
中央団体	2	11	0	0	4	2	7	0	13
都道府県木連	3	36	0	1	13	3	23	1	40
都道府県森連	1	12	0	4	8	1	4	4	17
その他	1	8	1	3	3	3	3	4	13
合計	7	67	1	8	28	9	37	9	83

中央団体	15%	85%	0%	0%	31%	15%	54%	0%	100%
都道府県木連	8%	90%	0%	3%	33%	8%	58%	3%	100%
都道府県森連	6%	71%	0%	24%	47%	6%	24%	24%	100%
その他	8%	62%	8%	23%	23%	23%	23%	31%	100%
合計	8%	81%	1%	10%	34%	11%	45%	11%	100%

### 3. 事業者の活動実態把握

#### (1) 情報収集

情報収集活動実態としては、次のようになっている。

- 「『合法木材供給事業者モニタリング』の実施」 35%（29 団体）

○「会議等の際」	34% (28 団体)
○「事業者訪問」	25% (21 団体)
○「特になし」	22% (18 団体)
○「その他」	7% (6 団体)
○「アンケート調査等」	0%

『合法木材供給事業者モニタリング』の実施」と「会議等の際」の比率が高いものの、最も積極的な情報収集の手段である「事業者訪問」は、手間がかかるということもあって、全体の 1/4 というように、若干敬遠されているように思われる。

この質問に対しては重複回答があったため、これを整理すると、単独回答としては

○「会議等の際」	20% (17 団体)
○『合法木材供給事業者モニタリング』	19% (16 団体)
○「特になし」	19% (16 団体)
○「事業者訪問」	14% (12 団体)
○「その他」	7% (6 団体)

というようになっている。

また、複数回答としては、次のとおりである。

○『合法木材供給事業者モニタリング』の実施	
+ 「会議等の際」	6% (5 団体)
○『合法木材供給事業者モニタリング』の実施	
+ 「事業者訪問」	4% (3 団体)
○『合法木材供給事業者モニタリング』の実施	
+ 「事業者訪問」 + 「会議等の際」	4% (3 団体)
○「事業者訪問」 + 「会議等の際」	3% (2 団体)
○『合法木材供給事業者モニタリング』の実施	
+ 「事業者訪問」 + 「その他」	1% (1 団体)
○『合法木材供給事業者モニタリング』の実施 + 「その他」	1% (1 団体)
○「会議等の際」 + 「その他」	1% (1 団体)

これによって単独回答の 68 団体は一つの作業によって情報収集を行い、16 団体は複数の作業によって積極的な情報収集を行っていることがわかる。なお、グループ別に見ると、『合法木材供給事業者モニタリング』の実施は中央団体で 46% (6 団体)、都道府県木連関係で 45% (18 団体)、その他木材団体では 38% (5 団体)、都道府県森連関係は 0 となる。

「事業者訪問」は都道府県木連関係で 30% (12 団体) と最も多く、次いで、中央団体とその他木材団体の 23% (3 団体)、都道府県森連関係で 18% (3 団体) の順となる。

「会議等の際」はその他木材団体で 54% (7 団体)、都道府県森連関係で 47% (8

団体)、中央団体で 38% (5 団体)、都道府県木連関係で 20% (8 団体)。

「特になし」は都道府県森連関係で 35% (6 団体)、都道府県木連関係で 20% (8 団体)、中央団体とその他木材団体でそれぞれ 15% (2 団体)となる。

これからすると、中央団体は「『合法木材供給事業者モニタリング』の実施」と「会議等の際」で 84%、都道府県木連関係は「『合法木材供給事業者モニタリング』の実施」と「事業者訪問」75%、都道府県森連関係は「会議等の際」と「事業者訪問」で 64%、その他木材団体は「会議等の際」と「『合法木材供給事業者モニタリング』の実施」で 92%となり、これらが主要な情報収集手段であることがわかる。

これに対し、「特になし」が 6 団体あり、これらについては何らかの形での情報収集が望まれるが、特に比率の高かった都道府県森連関係では、今後の対応が望まれる。

ちなみに、「その他」とした団体の活動・意見としては、次のようなものがあげられている。

- モニタリング調査以外に同様の調査を追加で実施 (都道府県木連関係)
- 地域認証材の生産実績と併せて調査 (都道府県木連関係)
- 年間取り扱い実績調査を実施 (都道府県木連関係)
- 認定事業者研修の折、意見を聴取 (都道府県木連関係)
- 伐採届など合法木材の根拠資料を徴している (その他木材団体)
- 平成 22 年度はモニタリングの実施を希望 (その他木材団体)

表 I-5 情報収集の方法

	モニタリング調査の実施	アンケート調査	事業者訪問	会議の際等	特になし	その他	合計
中央団体	6	0	3	5	2	0	13
都道府県木連	18	0	12	8	8	3	40
都道府県森連	0	0	3	8	6	1	17
その他	5	0	3	7	2	2	13
合計	29	0	21	28	18	6	83

中央団体	46%	0%	23%	38%	15%	0%	100%
都道府県木連	45%	0%	30%	20%	20%	8%	100%
都道府県森連	0%	0%	18%	47%	35%	6%	100%
その他	38%	0%	23%	54%	15%	15%	100%
合計	35%	0%	25%	34%	22%	7%	100%

(2) 立ち入り検査の規定

立ち入り検査の規定については、

- 「規定がある」 65% (54 団体)
- 「規定がない」 34% (28 団体)

となっている。

「規定がある」としたものをグループごとに見ると、都道府県木連関係では 75% (30 団体)、中央団体では 62% (8 団体)、その他木材団体では 62% (8 団体) 都道府県森連関係では 47% (8 団体) となる。

特に都道府県木連関係で比率が高く、都道府県森連関係で低い。

また、「規定がない」としたもののうち、「今後設けたい」とするのは 14% (4 団体) と少なく、68% (19 団体) が「今後も設けない」としている。

「今後も設けない」をグループ別にみると、中央団体とその他木材団体でそれぞれ 80% (4 団体)、都道府県森連関係で 67% (6 団体)、都道府県木連関係で 56% (5 団体) となる。

立ち入り検査については、「認定要領ひな形」である「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」(案)において、「第9 立ち入り検査」として「当団体は、必要に応じて、認定事業者による合法木材の取り扱いが適正であるか否かを検査することが出来るものとし、認定事業者は、当団体から検査を行う旨通知を受けた場合は必要な情報を提供するなど当団体に協力しなければならない」と明記されている。これからしても、立ち入り検査に関する規定は整えておく必要がある。

**表 I-6 立入検査規定の有無**

	有り	無し	今後設 けたい	今後も設 けない	不明	合計
中央団体	8	5	0	4	0	13
都道府県木連	30	9	2	5	1	40
都道府県森連	8	9	1	6	0	17
その他	8	5	1	4	0	13
合計	54	28	4	19	1	83

中央団体	62%	38%	0%	80%	0%	100%
都道府県木連	75%	23%	22%	56%	3%	100%
都道府県森連	47%	53%	11%	67%	0%	100%
その他	62%	38%	20%	80%	0%	100%
合計	65%	34%	14%	68%	1%	100%

### (3) 立ち入り検査の実施

立ち入り検査の実施については、

- 「実施した」 22% (18 団体)
- 「実施したことがない」 73% (61 団体)

である。

「実施した」についてみると、「規定がある」とした 54 団体の 26% (14 団体)、「規定はない」とした 28 団体の 11% (3 団体) において立入検査が実施されているという結果になっており、規定はあっても実施されていない、また、逆に規定はなくても実

施されているのが実情だといえる。

グループ別に「実施した」を見ると、中央団体で 46% (6 団体)、都道府県木連関係で 20% (8 団体)、その他木材団体で 15% (2 団体)、都道府県森連関係で 12% (2 団体) となる。

中央団体での実施率が約 50% と高いのに対し、他のグループでの実施率は大幅に低くなっている。

さらに「規定がある」とした 54 団体の中で「実施した」14 団体をグループ別で見ると、中央団体で 42% (6 団体)、都道府県木連関係で 36% (5 団体)、その他木材団体で 14% (2 団体) 都道府県森連関係で 7% (1 団体)、となり、中央団体と都道府県木連関係での比率が高い。

これに対して「実施したことがない」61 団体についてみると、「規定がある」が「実施したことがない」としたのが 59% (36 団体) となる。

これらをグループ別に見ると、都道府県木連関係で 61% (22 団体)、都道府県森連関係で 19% (7 団体)、その他木材団体で 17% (6 団体) となり、中央団体で 3% (2 団体) となる。都道府県木連関係で「規定がある」が「実施したことがない」ケースが多い。

なお、「実施したことがない」のうち 16 団体は「今後実施したい」としている。

「今後も実施しない」としたのは 57% (35 団体) であるが、グループ別にはその他木材団体 73% (8 団体)、都道府県木連関係 63% (19 団体)、都道府県森連関係 38% (5 団体)、中央団体 43% (3 団体) の順となり、その他木材団体、都道府県木連関係での比率が高い。

「今後も実施しない」理由として挙げられているのは、複数回答ではあるが

- 「時間・人の余裕がない」 66% (23 団体)
- 「コストがかかる」 11% (4 団体)
- 「その他」 29% (10 団体)

となる。

「時間・人の余裕がない」としたものが多い。これが実態であると考えられるが、この様な状況の中でいかに効率よく本事業の信頼性・透明性を高めるかが今後の課題となろう。なお、「その他」としたものの意見は次ようになっている。

- 立ち入り検査の定義が不明。 (中央団体)
- 必要に応じ実施する考え。 (中央団体)
- モニタリングに類似した調査を独自に実施し、これで代用。 (都道府県木連関係)
- 関連情報の早期収集に努め、必要な場合に対応したい。 (都道府県木連関係)

- 問題があれば実施する。 (都道府県木連関係)
- 特に問題は発生していない。  
万が一問題が発生すれば、その時点で検討。 (都道府県木連関係)
- 当面、必要性を感じない。 (都道府県木連関係)
- 問題があった時点で実施を考える。 (その他木材団体)
- モニタリング調査や研修を通じて合法性を指導。 (その他木材団体)
- 必要に応じて対応する考え。 (その他木材団体)

これらの意見を見ると、「必要に応じて・問題があれば実施」との考えが多いが、この合法木材供給に関しては、「信頼性・透明性の確保」が先ず必要になるため、「問題があれば」というのではなく、問題が発生しないように対応することが基本であると考えられる。ただし、「時間・人の余裕がない」という実態もあり、「信頼性・透明性の確保」のため、今後どのような形で立ち入り検査を実施していくか、検討する必要がある。

表 I-7 立入検査の実施

	実施した	定期的	不定期	問題発生時	実施したこと無し	今後実施	今後実施しない	時間・人の余裕無し	コストがかかる	その他	不明	合計
中央団体	6	3	3	0	7	2	3	2	2	1	0	13
都道府県木連	8	5	2	1	30	6	19	13	1	5	2	40
都道府県森連	2	1	0	0	13	6	5	5	1	1	2	17
その他	2	0	1	1	11	2	8	3	0	3	0	13
合計	18	9	6	2	61	16	35	23	4	10	4	83

中央団体	46%	50%	50%	0%	54%	29%	43%	67%	67%	33%	0%	100%
都道府県木連	20%	63%	25%	13%	75%	20%	63%	68%	5%	26%	5%	100%
都道府県森連	12%	50%	0%	0%	76%	46%	38%	100%	20%	20%	12%	100%
その他	15%	0%	50%	50%	85%	18%	73%	38%	0%	38%	0%	100%
合計	22%	50%	33%	11%	73%	26%	57%	66%	11%	29%	5%	100%

#### 4. 認定団体研修への参加

全国木材組合連合会が年 1 回実施している「認定団体研修」への参加状況については、

- 「常に参加」 64% (53 団体)
- 「何回か参加」 33% (27 団体)
- 「参加したことなし」 2% (2 団体)

となった。

全国木材組合連合会は、「合法木材等供給体制に関する研修の実施要領」を定め、「合法木材等の供給について、調達側からの要請に応じてその信頼を確保するため、合法



性等の証明された木材の普及促進事業の一環として、・・・認定団体および認定事業者の責任者などを対象とした研修を実施することとする」としている。

認定団体に対する参加義務は定められていないが、全国木材組合連合会としては、経費を負担するとともに、受講者に対する「受講証明書」の発行、受講者の「合法木材ナビ」への公表を行うなど、この団体研修に対しては、事業として重きを置いている。

また、研修の内容としては、

- ① 違法伐採問題への取組の意義
- ② 合法木材供給の取組の現状と課題
- ③ 業界団体認定事業の運営上の課題
- ④ 認定事業者研修の実施方法

などとなっており、本事業を実施していく上において認定団体の担当者の参加が求められる。

なお、「3年に1回、更新時の参加でよいとの認識であった」との意見もあったが、これまであまり参加してこなかった団体の中にも、このような認識でいるところがある可能性は考えられる。このため、主催者側もこの研修の意義およびそのシステムについて、認定団体に対してより明確に説明する必要があるだろう。

ちなみに、これまで全国木材組合連合会主催の認定団体研修への参加団体は平成19年度の112団体（受講率84%）以降、平成20年度101団体（74%）、平成21年度97団体（70%）と、参加団体、受講率ともに年を追って減少している。

また、過去3年間に全く受講していない団体が13団体、1回のみ受講という団体が16団体という記録もあり、今後、受講率の向上に向けての検討が必要であると考えられる。

**表 I-8 認定団体研修への参加**

	常に参加	何回か参加	参加無し	不明	合計
中央団体	8	5	0	0	13
都道府県木	31	7	1	1	40
都道府県森	7	9	1	0	17
その他	7	6	0	0	13
合計	53	27	2	1	83

中央団体	62%	38%	0%	0%	100%
都道府県木	78%	18%	3%	3%	100%
都道府県森	41%	53%	6%	0%	100%
その他	54%	46%	0%	0%	100%
合計	64%	33%	2%	1%	100%

これをグループごとにみると、「常に参加」は都道府県木連関係で 78% (31 団体)、中央団体 62% (8 団体) で比率が高いが、その他、都道府県森連関係では低く、特に都道府県森連関係では「何回か参加」が 53% (9 団体) となり、「常に参加」の比率を上回っている。

## 5. 認定事業者研修の開催

研修会の開催については

- |                         |             |
|-------------------------|-------------|
| ○「毎年実施」                 | 39% (32 団体) |
| ○「これまで 2～3 年に 1 度程度の実施」 | 19% (6 団体)  |
| ○「実施したことなし」             | 18% (15 団体) |

となった。

また、「毎年実施」したとするもののうち

- |                        |             |
|------------------------|-------------|
| ○「今後も毎年実施」             | 72% (23 団体) |
| ○「今後は 2～3 年に 1 度程度で実施」 | 19% (6 団体)  |

となり、「毎年実施」してきた団体の積極性がうかがわれる。

なお、「実施したことなし」のうち 12 団体は「必要だが時間・人の余裕がない」としている。

これらをグループ別にみると、「毎年実施」についてはその他木材団体の 46% (6 団体)、都道府県木連関係の 43% (17 団体) で比率が高い。

「これまで 2～3 年に 1 度実施」は都道府県森連関係の 47% (8 団体)、都道府県木連の 43% (17 団体) で、比率が高くなっている。

また、これまで「実施したことなし」は中央団体 38% (5 団体)、都道府県森連 24% (4 団体) で多い。

この認定事業者研修についても、

- ① 違法伐採問題への取組の意義
- ② 合法木材供給の取組の現状と課題
- ③ ガイドラインの概要と分別管理・文書管理責任者の役割
- ④ 合法木材等証明の留意点と製品の普及

などを内容とし、「認定事業者の分別管理者・文書管理責任者及び主催者の定めるもの」を対象として実施するとしているとともに、「合法木材等供給体制に関する研修の実施要領」においては「各認定団体及び、全木連の共催」で行うこととしている。

また、実施に当たっては「地方の場合、都道府県ごとに団体が共催して実施することが望ましい」とされている。

さらに、平成 21 年 9 月の同実施要領改正によって「分別管理責任者及び文書管理責任者は 3 年に 1 回受講するものとする」とされている。

今回、これまで「毎年実施」としたもののうち、将来については「今後は2～3年に1度実施」するとしたものについては、実質的な負担を考慮したうえで、今回の実施要領改正に基づいたものであると考えられる。

また、先にも述べたように、「都道府県ごとに団体が共催して実施することが望ましい」とされていることから、いくつかの団体が共催する方法によって「時間・人の余裕がない」という障害をカバーすることで、「実施したことなし」とした認定団体も、今後、開催の方向で努力されることが望ましい。

ちなみに、全国木材組合連合会による供給事業者研修の記録を見ると、平成19年度は90団体(受講者4200人:受講率60%)が実施し、平成20年度は30団体(1900人:26%)、平成21年度は42団体(1560人:20%)というように、平成20～21年に開催団体数は増えたものの、受講者数、受講率は低下の傾向にある。

先に述べたように「分別管理責任者及び文書管理責任者は3年に1回受講」でよいことから、事業者とすれば以前と比べ参加しやすくなっており、今後は積極的な参加が望まれる。

表 I-9 認定事業者研修会の実施

	毎年実施	今後も毎年実施	今後は2～3年に1回実施	これまでも2～3年に1回程度実施	実施したこと無し	必要だが時間・人の余裕無し	必要を認めない	不明	合計
中央団体	4	3	0	3	5	5	0	1	13
都道府県木連	17	13	4	17	4	4	0	1	40
都道府県森連	5	3	0	8	4	1	0	0	17
その他	6	4	2	5	2	1	0	0	13
合計	32	23	6	33	15	12	0	3	83

中央団体	31%	75%	0%	23%	38%	100%	0%	8%	100%
都道府県木連	43%	76%	24%	43%	10%	100%	0%	3%	98%
都道府県森連	29%	60%	0%	47%	24%	25%	0%	0%	100%
その他	46%	67%	33%	38%	15%	50%	0%	0%	108%
合計	39%	72%	19%	40%	18%	80%	0%	4%	100%

## 6. 情報公開の実施

### (1) 合法木材ナビ上での情報の公開

合法木材ナビ上での情報の公開のうち、「行動規範」、「実施要領」、「認定事業者一覧」については、

- 「公開中」 92～94% (76～78 団体)
- 「非公開」 6～7% (5～6 団体)

また、「公開中」のうち「最新情報」としているものは73～81% (56～58 団体)である。

しかし、「文書管理・分別管理方針書」については、

- 「公開中」 67% (56 団体)
- 「非公開」 31% (26 団体)

であり、「公開中」のうち「最新情報」は 75% (42 団体) となっている。

このように「行動規範」、「実施要領」、「認定事業者一覧」に比べると、「文書管理・分別管理方針書」の公開は遅れているように思われる。

「文書管理・分別管理方針書」の公開については、昨年度のアンケートにおいて公開の必要性について尋ねているが、その結果は、

- 「あればよい」 32%
- 「信頼性確保のために必要」 27%
- 「不必要」 24%
- 「わからない」 9%

となっていた。

また、公開の可能性についても、

- 「公開することは可能」 36%
- 「一部事業者で可能」 25%
- 「不可能」 15%
- 「わからない」 14%

となっていた。

これからすると今回の「公開中」68%は、昨年の必要性への回答である「あればよい」と「信頼性確保のために必要」に対応し、また、可能性への回答である「公開することは可能」と「一部の事業者で可能」とに対応しているように思われる。

なお、グループ別に見ると、「行動規範」、「実施要領」、「認定事業者一覧」について「公開中」は、中央団体 100% (13 団体)、その他木材団体 92~100% (12~13 団体)、都道府県木連関係 88~98% (36~39 団体)、都道府県森連関係 76~88% (13~15 団体) であり、若干ではあるが都道府県森連関係での比率が低い。

また、「文書管理・分別管理方針書」の「公開中」については、その他木材団体 77% (10 団体)、都道府県木連関係 68% (27 団体)、都道府県森連関係 65% (11 団体)、中央団体 62% (8 団体) となり、その他木材団体での比率が比較的高い。

現状において、「文書管理・分別管理方針書」の公開比率は「行動規範」、「実施要領」、「認定事業者一覧」に比べて低いが、「信頼性・透明性」の向上を考えれば出来るだけ多くの団体で公表されることが望ましい。

表 I-10 行動規範の公開

	公開中	最新	最新ではない	非公開	不明	合計
中央団体	13	11	2	0	0	13
都道府県木連	35	29	6	3	2	40
都道府県森連	15	9	6	2	0	17
その他	13	7	6	0	0	13
合計	76	56	20	5	2	83

中央団体	100%	85%	15%	0%	0%	100%
都道府県木連	88%	83%	17%	8%	5%	100%
都道府県森連	88%	60%	40%	12%	0%	100%
その他	100%	54%	46%	0%	0%	100%
合計	92%	74%	26%	6%	2%	100%

表 I-11 事業者認定実施要領の公開

	公開中	最新	最新ではない	非公開	不明	合計
中央団体	13	12	1	0	0	13
都道府県木連	37	29	6	3	0	40
都道府県森連	15	9	6	2	0	17
その他	13	7	6	0	0	13
合計	78	57	19	5	0	83

中央団体	100%	92%	8%	0%	0%	100%
都道府県木連	93%	78%	16%	8%	0%	108%
都道府県森連	88%	60%	40%	12%	0%	113%
その他	100%	54%	46%	0%	0%	100%
合計	94%	73%	24%	6%	0%	106%

表 I-12 認定事業者一覧の公開

	A 公開中	A-1 最新	A-2 最新ではない	B 非公開	不明	合計
中央団体	13	9	4	0	0	13
都道府県木連	39	37	3	1	0	40
都道府県森連	13	9	3	4	0	17
その他	12	7	5	1	0	13
合計	77	62	15	6	0	83

中央団体	100%	69%	31%	0%	0%	100%
都道府県木連	98%	95%	8%	3%	0%	100%
都道府県森連	76%	69%	23%	24%	0%	100%
その他	92%	58%	42%	8%	0%	100%
合計	93%	81%	19%	7%	0%	100%

表 I-13 文書管理・分別管理方針書の公開

	A 公開中	A-1 最新	A-2 最新 ではない	B 非公開	不明	合計
中央団体	8	7	0	5	0	13
都道府県木連	27	23	3	12	1	40
都道府県森連	11	6	5	6	0	17
その他	10	6	4	3	0	13
合計	56	42	12	26	1	83

中央団体	62%	88%	0%	38%	0%	100%
都道府県木連	68%	85%	11%	30%	3%	100%
都道府県森連	65%	55%	45%	35%	0%	100%
その他	77%	60%	40%	23%	0%	100%
合計	67%	75%	21%	31%	1%	100%

(2) 合法木材ナビ以外での情報の公開

情報の公開に関しては、次のとおりである。

- 「合法木材ナビのみで公開」 27% (22 団体)
- 「合法木材ナビ以外でも情報を公開」 69% (57 団体)

「合法木材ナビ以外でも情報を公開」をグループ別に見ると、中央団体は 85% (11 団体)、都道府県木連関係は 80% (32 団体)、都道府県森連関係は 47% (8 団体)、その他木材団体は 46% (6 団体) となり、都道府県森連関係及びその他木材団体での比率が低い。

合法木材ナビ以外での情報公開の手段としては

- 「団体のホームページ」 96% (55 団体)
- 「団体の機関誌」 5% (3 団体)
- 「業界誌・紙」 7% (4 団体)

となった。

表 I-14 合法木材ナビ以外での情報公開

	ナビ以外でも公開	団体のHP	団体の機関誌	業界紙・誌	その他	ナビ以外公開していない	不明	合計
中央団体	11	11	0	0	0	2	0	13
都道府県木連	32	31	2	1	0	8	0	40
都道府県森連	8	8	0	1	0	7	2	17
その他	6	5	1	2	0	5	2	13
合計	57	55	3	4	0	22	4	83

中央団体	85%	100%	0%	0%	0%	15%	0%	100%
都道府県木連	80%	97%	6%	3%	0%	20%	0%	100%
都道府県森連	47%	100%	0%	13%	0%	41%	12%	100%
その他	46%	83%	17%	33%	0%	38%	15%	100%
合計	69%	96%	5%	7%	0%	27%	5%	100%

表 I-15 合法木材ナビ以外での公開情報の内容

	行動規範、事業者認定実施要領、認定事業者一覧、文書管理・分別管理方針など	認定団体の活動	その他	ナビ以外で公開している団体数
中央団体	9	1	2	11
都道府県木連	29	1	3	32
都道府県森連	8	0	0	8
その他	6	0	1	6
合計	52	2	6	57

中央団体	82%	9%	18%	100%
都道府県木連	91%	3%	9%	100%
都道府県森連	100%	0%	0%	100%
その他	100%	0%	17%	100%
合計	91%	4%	11%	100%

これら合法木材ナビ以外の手段で情報公開しているときの、情報の種類についてみると、

○行動規範、事業者認定実施要領、認定事業者一覧、文書管理・分別管理方針など  
91% (52 団体)

○本事業に関する認定事業者の活動 4% (2 団体)

○その他 11% (6 団体)

となった。

このうち「本事業に関する認定事業者の活動」の例としては

○海外業界団体との対話など (中央団体)

○県産材の『産地認証』、『品質認証』の証明書の発行 (都道府県木連関係)

があげられている。

また、「その他」については

- 前年度取り扱い実績 (中央団体)
- 合法性証明木材の輸入実績 (中央団体)
- 認定事業者一覧 (都道府県木連関係)
- 全国団体で統括掲載 (その他木材団体)

などとなっている。

## 7. 普及活動の実態

### (1) 未認定事業者への働きかけ

未認定事業者への働きかけについては、

- 「行っている」 61% (51 団体)
- 「行っていない」 37% (31 団体)

であった。

グループ別に見ると「行っている」は都道府県木連関係が 73% (29 団体)、その他木材団体が 62% (8 団体)、都道府県森連関係が 47% (8 団体)、中央団体が 46% (6 団体) となり、都道府県木連関係で比率が高く、都道府県森連関係、中央団体で比率が低い。

なお、「行っていない」としたもののコメントを見ると、次の通りである。

- 既に全事業者を認定済み。 (中央団体 5 団体、その他木材団体 1 団体)
- 平成 22 年度に実施予定。 (都道府県木連関係)
- 森林組合へは既に実施済み、民間団体等へは県木連が実施。 (都道府県森連関係)
- ほとんどの事業者が木協等から認定取得済み。 (その他木材団体)

これを見ると、既に傘下の事業者をすべて認定していることから、未認定事業者への働きかけを「行っていない」としているところが多いように思われる。

次に働きかけの手段についてみると、複数回答であるが、

- 「パンフレット、ポスターなどの配布」 69% (35 団体)
- 「研修会などへの参加呼びかけ」 20% (10 団体)
- 「その他」 20% (10 団体)

となった。

なお、「その他」については次のようなコメントが寄せられている。

- 文書により働きかけている。 (中央団体)
- 会議等で周知させる。 (中央団体)
- 県内 5 市場へ働きかけている。 (都道府県木連関係)
- 事業者認定の呼びかけを実施。 (都道府県木連関係)



- 問い合わせに応じて行う。(都道府県木連関係)
- 加入要請の通知文を配布している。(都道府県木連関係)
- 個別指導。(都道府県木連関係)
- 単位木協を介して傘下会員にPRしている。(都道府県木連関係)
- 取引関係を使って認定事業者が呼びかけている。(都道府県木連関係)
- 市場への出材時に口頭、文書などでPRのほかHPで。(都道府県森連関係)
- 組合加入希望者に認定取得を指導している。(その他木材団体)
- 会員へ個別に参加を呼びかけている。(その他木材団体)
- 素生協理事会等で呼びかけている。(その他木材団体)

働きかけの手段について、グループ別に見ると、中央団体では「パンフレット、ポスターなどの配布」50%（3団体）、「研修会などへの参加呼びかけ」33%（2団体）、「その他」17%（1団体）。

都道府県木連関係では「パンフレット、ポスターなどの配布」72%（21団体）、「研修会などへの参加呼びかけ」24%（7団体）、「その他」21%（6団体）。

都道府県森連関係では「パンフレット、ポスターなどの配布」75%（6団体）、「研修会などへの参加呼びかけ」13%（1団体）、「その他」13%（1団体）。

その他木材団体では「パンフレット、ポスターなどの配布」63%（5団体）、「研修会などへの参加呼びかけ」なし、「その他」25%（2団体）となる。

「パンフレット、ポスターなどの配布」が最も多く全体の1/2から2/3を占め、これに比べて他の手段はかなり少ない。

表 I-16 未認定事業者への働きかけ

	行っている	パンフ・ポスターの配布	研修会などへの呼びかけ	その他	行っていない	不明	合計
中央団体	6	3	2	1	6	1	13
都道府県木連	29	21	7	6	11	0	40
都道府県森連	8	6	1	1	9	0	17
その他	8	5	0	2	5	0	13
合計	51	35	10	10	31	1	83

中央団体	46%	50%	33%	17%	46%	8%	100%
都道府県木連	73%	72%	24%	21%	28%	0%	100%
都道府県森連	47%	75%	13%	13%	53%	0%	100%
その他	62%	63%	0%	25%	38%	0%	100%
合計	61%	69%	20%	20%	37%	1%	1%

(2) 行政機関への働きかけ

行政機関への働きは、

- 「行っている」 53% (44 団体)
- 「行っていない」 46% (38 団体)

となる。

「行っている」としたものをグループ別に見ると、都道府県木連関係では 68% (27 団体)、都道府県森連 53% (9 団体)、中央団体とその他木材団体はそれぞれ 31% (4 団体) となり、都道府県木連関係での比率が高い。

「行っている」としたものの働きかけの手段については

- 「パンフレット、ポスターなどの配布」 73% (32 団体)
- 「研修会などへの参加呼びかけ」 27% (12 団体)
- 「その他」 7% (3 団体)

となる。

ちなみに「その他」については、次のようなコメントがある。

- 政策提案等。 (中央団体)
- 「公共施設の木材利用要請」で要望。 (都道府県木連関係)
- 認定事業者研修、県産材証明制度運用研修会を県と共催で開催。 (都道府県木連関係)
- 会議等で働きかけている。 (都道府県木連関係)
- 県営繕部局に働きかけている。 (都道府県木連関係)
- 会議等の場で依頼している。 (都道府県木連関係)
- 情報提供が主体。 (その他木材団体)
- 県内の認定団体とともに実施。 (その他木材団体)

働きかけの手段について、グループ別に見ると、中央団体では「パンフレット、ポスターなどの配布」75% (3 団体)、「研修会などへの参加呼びかけ」25% (1 団体)、「その他」25% (1 団体)。

都道府県木連関係では「パンフレット、ポスターなどの配布」81% (22 団体)、「研修会などへの参加呼びかけ」19% (5 団体)、「その他」7% (2 団体)。

都道府県森連関係では「パンフレット、ポスターなどの配布」67% (6 団体)、「研修会などへの参加呼びかけ」33% (3 団体)。

その他木材団体では「パンフレット、ポスターなどの配布」25% (1 団体)、「研修会などへの参加呼びかけ」75% (3 団体)、「その他」なしとなる。

表 I-17 行政機関への働きかけ

	行っている	パンフ・ポスターの配布	研修会などへの呼びかけ	その他	行っていない	不明	合計
中央団体	4	3	1	1	8	1	13
都道府県木連	27	22	5	2	13	0	40
都道府県森連	9	6	3	0	8	0	17
その他	4	1	3	0	9	0	13
合計	44	32	12	3	38	1	83

中央団体	31%	75%	25%	25%	62%	8%	100%
都道府県木連	68%	81%	19%	7%	33%	0%	100%
都道府県森連	53%	67%	33%	0%	47%	0%	100%
その他	31%	25%	75%	0%	69%	0%	100%
合計	53%	73%	27%	7%	46%	1%	100%

### (3) 建築関係への働きかけ

建築関係への働きかけについては、

- 「行っている」 47% (39 団体)、
- 「行っていない」 52% (43 団体)

となった。

「行っている」をグループ別に見ると、都道府県木連関係では 58% (23 団体)、都道府県森連 47% (8 団体)、中央団体では 46% (6 団体)、その他木材団体 15% (2 団体) となる。都道府県木連関係での比率が 50%を超えるのに対し、その他木材団体の比率が極めて低い。

次に働きかけの手段についてみると、

- 「ポスター・パンフレットの配布」 85% (33 団体)
- 「研修会などへの参加呼びかけ」 15% (6 団体)
- 「その他」 5% (2 団体)

となる。

「その他」としては、次のような意見があった。

- 個別対話の機会を利用している。 (中央団体)
- 特に家具業界へ働きかけている。 (中央団体)
- 建築士協会へ働きかけている。 (都道府県木連関係)
- 県内の認定団体とともに実施。 (その他木材団体)

またグループ別には、働きかけの手段を見ると、中央団体は「ポスター・パンフレットの配布」67% (4 団体)、「研修会などへの参加呼びかけ」17% (1 団体)、「その他」17% (1 団体)。

都道府県木連関係では「ポスター・パンフレットの配布」91% (21 団体)、「研修会

などへの参加呼びかけ」13%（3団体）、「その他」4%（1団体）。

都道府県森連関係では「ポスター・パンフレットの配布」75%（6団体）、「研修会などへの参加呼びかけ」25%（2団体）、「その他」なし。

その他木材団体では「ポスター・パンフレットの配布」100%（2団体）、「研修会などへの参加呼びかけ」なし、「その他」なしとなった。

**表 I-18 建築業界への働きかけ**

	行っている	パンフ・ポスターの配布	研修会などへの呼びかけ	その他	行っていない	不明	合計
中央団体	6	4	1	1	7	0	13
都道府県木	23	21	3	1	16	1	40
都道府県森	8	6	2	0	9	0	17
その他	2	2	0	0	11		13
合計	39	33	6	2	43	1	83

中央団体	46%	67%	17%	17%	54%	0%	100%
都道府県木	58%	91%	13%	4%	40%	3%	100%
都道府県森	47%	75%	25%	0%	53%	0%	100%
その他	15%	100%	0%	0%	85%	0%	100%
合計	47%	85%	15%	5%	52%	1%	100%

（4）DIY 業界への働きかけ

DIY への働きかけについては、

- 「行っている」 8%（7団体）
- 「行っていない」 88%（73団体）

であり、ほとんどの団体が DIY への働きかけは行っていない。

「行っている」のグループ別内訳は、都道府県木連関係 10%（4団体）、中央団体 15%（2団体）、その他 8%（1団体）、都道府県森連関係 0、となる。

また、「行っている」とした団体の、働きかけの手段としては

- 「ポスター・パンフレットの配布」 71%（5団体）
- 「研修会などへの呼びかけ」 0%
- 「その他」 14%（1団体）

となる。

「その他」の意見としては、次のとおりである。

- 合法木材フェアを共催 (都道府県木連関係)
- 県内の認定団体とともに実施 (チップ関係)

これらの動きをグループ別に見ると、中央団体は「ポスター・パンフレットの配布」100%（2団体）、都道府県木連関係では「ポスター・パンフレットの配布」50%（2

団体)、「その他」25% (1 団体)、その他では「ポスター・パンフレットの配布」100% (1 団体) であった。

**表 I-19 DIY 業界への働きかけ**

	行っている	パンフ・ポスターの配布	研修会などへの呼びかけ	その他	行っていない	不明	合計
中央団体	2	2	0	0	11	0	13
都道府県木連	4	2	0	1	34	2	40
都道府県森連	0	0	0	0	16	1	17
その他	1	1	0	0	12	0	13
合計	7	5	0	1	73	3	83

中央団体	15%	100%	0%	0%	85%	0%	100%
都道府県木連	10%	50%	0%	25%	85%	5%	100%
都道府県森連	0%	0%	0%	0%	94%	6%	100%
その他	8%	100%	0%	0%	92%	0%	100%
合計	8%	71%	0%	14%	88%	4%	100%

全体的に見れば DIY への働きかけは、ほとんど行われていない状態ではあるが、平成 22 年 3 月 20～21 日には香川県木材協会が地元の DIY ショップの協力を得て、合法木材普及啓発イベントの一環として、「世界の違法伐採を防ぐため西村ジョイでは合法木材を推進販売いたします」のチラシ配布を行うとともに、同 DIY ショップ生活館資材センターにおいて、合法木材を使った①国産杉割り箸つかみ取り大会、②土佐檜便利台組み立て教室といったフェアを行っている。

このイベントの来場者は約 1000 人（大工・工務店関係 30%、一般消費者 70%）というように一般消費者の参加が多かった。このような試みは、今後も継続させていく必要がある。

#### (5) 一般消費者への働きかけ

一般消費者への働きかけについては

○「行っている」 41% (34 団体)

○「行っていない」 59% (49 団体)

となった。

「行っている」としたものの手段としては、「イベントなどでの展示や紹介」がほとんどである。

なお、「行っている」ものをグループ別に見ると、中央団体 38% (5 団体)、都道府県木連関係 63% (25 団体)、都道府県森連関係 12% (2 団体)、その他 15% (2 団体) となる。

「その他」としたものには「静岡県住まい博への参加」(中央団体)があった。

表 I-20 一般消費者への働きかけ

	行っている	イベントなどで 展示・紹介	その他	行ってい ない	不明	合計
中央団体	5	5	0	8	0	13
都道府県木連	25	24	1	15	0	40
都道府県森連	2	2	0	15	0	17
その他	2	2	0	11	0	13
合計	34	33	1	49	0	83

中央団体	38%	100%	0%	62%	0%	100%
都道府県木連	63%	96%	4%	38%	0%	100%
都道府県森連	12%	100%	0%	88%	0%	100%
その他	15%	100%	0%	85%	0%	100%
合計	41%	97%	3%	59%	0%	100%

## 8. その他の意見

### (1) 中央団体

- 一定の要件をクリアした事業者には、Goho wood マークの各製品への板面表示が出来るようにして欲しい（FSC、PEFC、SGEC、県産材認証等の動きに対して、合法木材をより普及させるために）。
- 国際的評価を得た認証材あるいは合法性が証明された木材（＝合法木材）の供給を日本が求めていくことが第1のポイント。  
日本国内において、関係団体の認定を得た事業者が証明（の連鎖）を行う日本特有の証明方法が第2のポイント。  
第1のポイントが一義的に最も重要。但し、日本の国内市場が合法木材を積極的に求める姿勢が不十分であること、及び第2のポイントが未だ海外の供給者の信頼を得ていないこと、これに起因して結果的に第1のポイントが成果を挙げていない。  
欧州や米国の合法木材調達方針や違法伐採対策に勝るとも劣らない日本の取組、対策の海外向け発信を一段と強化するとともに、合法性・持続可能性が証明された国産材の輸出を実現し、もって合法木材の調達、普及を図ることが肝要。
- 一般消費者、ユーザーが合法木材証明書を必ず求めるシステムにする。
- 川上での証明書式で、川下までの一括証明が出来ることが、即、信頼性・透明性確保につながると思われる。書式等を工夫して欲しい。
- 一連の証明を一様式に掲載し、簡単明瞭な記載内容にするなど、一工夫する必要があると思われる。
- 条例等によって各市町村での合法認定材の使用が定着しつつあるが、一方、合法木材を使用した場合のメリット（補助とか、高く買い上げるとか）を付与するなど積極的

な支援が必要と思われる。

- プレカット加工業での合法木材の供給に関しては、①プレカット加工業は、木材流通の最下流に位置すること、②一棟分の構造用部材、羽柄材、合板の加工を行っているので、多種多様な部材があること、③多段階で多数のルートを経てきた木材を取り扱っていること、などにより、1棟分のプレカット部材を合法木材で供給するためには、現状では課題が多い。

一方、プレカット加工業に対して、工務店、ビルダーから合法木材供給を求められると、その資材確保に大きな労力を要することになる。したがって、現状の合法木材供給の実態からすれば、1棟分すべてを合法材で確保することは、極めて難しいのが実態で、流通段階の何処かで、信頼性、透明性に欠ける行為が行われことが危惧される。

## (2) 都道府県木連

- 認定事業者の多くは、木材供給先から証明書の発行を求められない場合は発行しない状況。当組合では、相手が証明書の発行について、求める、求めないにかかわらず証明書を発行するよう指導している。
- 国や県等地方自治体に対するPRや講習会の実施を中央から求められるが、地方自治体については、国、県が対応すべきものとする。そういったことから当組合では、パンフレット・ポスターの配布のみに留めている。
- DIY業界への働きかけについてであるが、DIY業界で認定事業者となっている会社名を教えるべきでない。認定事業者でなければ、木材販売する際、証明書を発行できないことから、DIY業者が合法材を取り扱ったにしても意味のないものになってしまう。一般も含めて合法木材の理解が得られ、各事業者が責任を持って対応していくことが肝要。
- 関係機関、団体が主催する各種研修会・講習会において、特に木材利用に関わる分野においては、講師の立場から合法材について触れてもらうなど有識者からの発信は大きな力になり、数多くの場面での情報提供が合法木材の理解と利用拡大につながっていくものとする。
- 全国統一の決まりと、第三者認証の実施が必須だと思う。
- 都道府県別の認証制度は不要だと思う。国産材での合法及び産地証明を希望する。
- 森林所有者の伐採届け制度に対する認識が薄いので、届出の承諾が取りづらい。
- 当連合会では、素材生産業者の加入促進に力点をおいている。加工流通業は、個々のグループの必要性で認定を取得すれば良い。
- 「合法材であることの証明」は、取引先の要求に応じて発行するケースが多いが、認定事業者側の主体的取組が義務づけられておらず、制度の限界を感じる。
- 認定事業者をはじめとする関連情報の公開が大切。
- 外部委員により、認定審査委員会を構成することが大事。
- 認定団体間に対応の格差及び意識の格差が有り、この是正が必要。

- 大部分の合法木材供給事業者は、有効期間の3年を経て更新手続きを行ったが、一番の気掛かりは「合法木材の実需がない」こと。業界が合法木材の供給体制を整備しても、それを求めるユーザーがいなければ取組意欲も減退しかねない。
- 公的調達のみでは、合法木材の流通を定着させるのは困難であると思われる。需要拡大の方策について検討していきたい。
- 森林計画制度（伐採届け等）を十分理解していない市町村がある。事業者も十分理解していない。
- 信頼性等を高めるには、第三者によるチェックを繰り返し行い、その結果の逐次公表が必要かも知れない。しかし、こうしたチェックに要する人手、費用の捻出が難しいのが実態。
- 県産材証明制度と合法材証明制度とを、統一することを検討中。
- 協会の会員に限り認定し、分会を通じ制度の趣旨を周知している。
- 理想は、原木の段階から1本毎にバーコード及びICタグでの管理を行うことだが、費用対効果の点で問題がある。
- 合法木材の証明に係るトレーサビリティの確立が必要となるが、事業者及び認証機関の負担が大きくなり、且つ、そのメリットが現在においては微々たるものに過ぎないので、普及の面において障壁となっている。

### （3）都道府県森連

- 製材業者から合法木材の証明書の提出依頼がない。
- 地道な努力が必要。合法木材が一般に要求される環境にならないと、本気モードにはなかなかならない。
- 合法木材の取扱いに関わる事業者全体が、定められた規範を遵守することと、最終消費者へ活動のPRを推進することが必要。
- 認定事業者の事務作業の軽減が必要。また、今後は同じような認定の集約も必要。
- 信頼性・透明性の確保は、ある程度出来ていると思う。

### （4）素材生産関係

- 建築業界、一般住民等の合法木材の理解、認識が薄いと感じる。
- 信頼性確保には、出荷材すべてに証明書の交付を義務づけるとともに、管理簿の整備を求める必要がある。なお、管理簿には、簿冊方式と電子データが考えられるが、その様式を認定事業者へ提示することが有効である。
- 素材生産者は、生産現場から工場や市場へ直接納材しているので、分別管理や分別管理場所の確保の必要性はないと考える。
- 中央と地方が一体となって実施しているので、信頼性が高まる。



## Ⅱ. 合法木材供給事業者認定団体ヒアリング調査結果

### I. 趣旨と概要

#### 1. 趣旨

合法木材供給事業者認定団体の活動状況の実態を、より具体的に把握・評価するとともに、今後の認定団体の活動の信頼性・透明性を向上させることを目的として、合法木材供給事業者認定団体ヒアリング調査を実施した。

#### 2. ヒアリング調査の対象及び実施方法

合法木材供給事業者アンケートの結果を参考として、別途、アンケート調査実施団体の中からヒアリング調査対象団体を選定し、平成 22 年 12 月から平成 23 年 3 月にかけて、専門委員会委員によるヒアリング調査を実施した。

調査対象団体は、県木連関係 11 団体、県森連関係 6 団体、中央団体 3 団体、その他団体 4 団体の合計 24 団体である。

#### 3. ヒアリング調査の内容

アンケート調査の結果を、より具体的に把握するために、ヒアリング調査票に基づき、主に次の項目についての聞き取りを行った。

##### (1) 事業者の認定

- ①審査委員会の設置と開催頻度
- ②審査委員会メンバーの構成と第三者委員

##### (2) 事業者の活動実態の把握

- ①事業者訪問の実態
- ②その他の情報収集活動

##### (3) 立入検査の実施

- ①立入検査規定の整備
- ②立入検査の実施の有無

##### (4) 全木連が実施する団体研修への参加状況

##### (5) 認定団体による研修会の開催

##### (6) 情報の公開

- ①合法木材ナビ上での情報公開
- ②合法木材ナビ以外での情報公開

##### (7) 普及活動の実態

- ①未認定事業者への働きかけ
- ②行政機関への働きかけ

③建築業界への働きかけ

④DIY 業界への働きかけ

## II. 調査結果

### 1. 事業者の認定

#### (1) 審査委員会の設立

合法木材認定事業者における審査委員会の設置は、アンケート調査によると、ほとんどの団体（76 団体）で「設置されている」とされたが、「設置していない」も約 1 割（10 団体）あった。

これに関してのヒアリング調査でみると、ほとんどの団体で審査委員会は設置されていた。しかし、団体 N のように、アンケートでは「審査委員会は設置していない」としていたが、実際には「合法性が導入された県産材認証制度であり、合法木材としての審査委員会は設置していないが、県産材認証制度として、事業者の認定に際しては県職員が現地審査を行っている」という事例のあることがわかった。他の団体でも、県産材認証制度とリンクしている場合には、審査委員会は設置していないとしながらも、実際には県職員による現地審査が行われている例があるものと考えられる。

ただ、団体 D のように「審査委員会規定はあるが、審査委員会の開催記録がなく、また引き継ぎもなかった」という例もある。

#### (2) 審査委員会メンバーの構成と第三者委員

アンケート調査結果では「1～5 名」が約 58%（48 団体）を占めていたが、ヒアリング調査の結果でも、ほとんどの団体が「1～5 名」としていた。反面、団体 I、団体 J、団体 K のように 10 名、12 名といったところもある。

また、第三者が含まれているかどうかについては、アンケート調査においては 40% 弱（31 団体）が「含む」、約 50%（41 団体）が「含まない」としていたが、ヒアリングにおいては、24 団体のうち 25%（6 団体）が第三者を「含む」と回答している。

「含む」とした場合の職種を見ると、大学・専門学校教授、県職員、ジャーナリスト、建築士などが多い。

また、団体 E のように会長、副会長 4 名のほかに会長が指名する関連団体会長 1 名を第三者とみなしている例、また団体 U のように関係森林組合長を第三者としている例もあった。しかし、これらの場合の関連団体会長、関係森林組合長はそれぞれ利害関係者であり、本来であれば、第三者には含まれないものと考えられる。

第三者が含まれない理由としては、「小さな組織に第三者を入れるのは大変である」、「委員会の経費負担が大変になる」、「日程調整等で面倒になる」、「第三者を加えると情報が外部に漏れる恐れがある」、「他の団体の役員を兼務したものが多い

ため、現状でも客観的判断が可能である」、「活動開始当初に第三者を含めなかったことが、担当者が代わってもそのまま続いている」、「当初の記録、引き継ぎがないのでわからない」といったものがある。

他方、団体 R のように「今後、県産材認証に合法性を導入する方針であり、それへ向けて審査委員会体制、第三者性の確保に努めたい」、また、団体 S のように「現在のところ合法木材の需要がないが、今後、需要が出てくれば審査体制も再構築したい」といった意見も出されている。

また開催回数と開催方法について、アンケートでは「必要に応じて」が 80% (67 団体)、ヒアリングにおいては「適宜」とした団体が多い。これは、事業者からの申請に対してできるだけ柔軟に対応しようとしている結果だといえる。

また、アンケートでは「対面方式と持ち回り方式の両者併用」が 45% (37 団体) を占めていたが、ヒアリングでは、当初は「対面方式」であったが、その後「持ち回り方式」が多くなったとするものが多い。これも、一方では柔軟な対応によるものであるとともに、他方では、団体 M や団体 O のように、「会議を開催すると余計に手間や経費がかかるため、できるだけ簡単に」という人的体制、経済的基盤の弱さによる部分も多いように思われる。

表Ⅱ-1 事業体認定

団体	審査委員会	第三者委員	開催頻度	備考
A	○	x	4回	理事會・業務委員會メンバーで構成。第3者が入ると日程調整など面倒。
B	○	x	適宜	正副理事長・専務理事の3名。認定更新時に対面で実施。第3者委員は入れる予定なし。
C	○	x	適宜	委員は構成組合の理事3名と連合会専務。専務がまず審査を行い、その後、他審査委員の了承を得る。第3者は入れる予定なし。
D	—	—	—	規定はあるが開催記録・引き継ぎなし。規定上は正・副理事長・他1名。今後の開始は年度末役員会で相談。
E	○	x	適宜	会長、副会長4名、他に会長が指名する1名。認定・更新時に持ち回りで開催。
F	○	x	適宜	関連3組織の会長・専務で構成。適宜持ち回りの後、数ヶ月に1度の対面委員会に報告。
G	○	x	適宜	役員5名。基本的に理事會に合せて開催する。第3者を含まないのは、外部への情報漏洩防止という理由。
H	○	○	適宜	委員は4名で2名は学術経験者・ジャーナリスト。単発の申請は持ち回り、複数の場合は対面方式で審査。
I	○	x	適宜	委員會は技術委員會委員10名(公正に判断できるという前提)で構成。年4回技術委員會に併せて開催。
J	○	x	1回程度	協会役員10名(客観的判斷ということでは他団体役員を含む)。第3者を入れた場合、日程調整が困難。
K	○	x	適宜	委員は12名。団体の理事會の日程に合わせて開催している。
L	○	○	適宜	委員には、大学名誉教授・設計士が含まれている。3ヶ月に1回程度、対面方式または持ち回りで開催。
M	○	○	適宜	委員5名のうち3名は建築士・NPO・専門学校教授。H21年度は持ち回りで開催。対面式は人的・経済的に負担増になる。
N	x	○	—	合法木材として審査委員會は設置していないが、原産材認定として原職員が現地審査をしている。
O	○	x	適宜	申請提出毎に、FAXで審査を行っている。H21年度は新規審査8回、更新審査13回。
P	○	○	これまで2回	第3者を含めると、また対面で審査委員會を開催すると、事務所経費の負担になる。
Q	○	○	—	委員3名、うちジャーナリスト。これまでの審査委員會の開催は初回認定時と更新時のみ。
R	○	x	—	第3者として原木材技術センター長を含む。但し、第3者としては業界に近いということであれば、再考も可能である。
S	○	x	適宜	県産材認定制度へ合法性の導入を考えており、このため、審査委員會体制の再考も必要と考えている。
T	○	○	?	委員會は正副会長・専務3名。委員會はこれまで2回程度開催。今後、需要増えれば審査体制を再考したい。
U	○	x	これまで3回	審査委員は関係者3名と大学教授2名。
V	○	x	—	委員は正副理事長・関係森林組合長・木材市場専務など5名。森組組合長を第3者として認識している。
W	○	x	月1回	委員は理事8名。指導事業の一環として位置づけているため、第3者は含めない。
X	○	x	—	H18年は4回開催したが、その後、開催回数が増加で欠席者がでるため、欠席者には持ち回り。第3者委員も検討。委員は県森連・県木協から各2名。適任者がいなかったため第3者委員はない。今後検討することを考えている。

## 2. 事業者の活動実態の把握

### (1) 事業者訪問の実態

アンケートでは、「事業者訪問」は手間もかかるということで、実施団体は25%（21団体）というように、若干敬遠されているように思われた。ヒアリングによって情報収集の実態を見ると、「事業者訪問といった形では行っていないが、モニタリングの際に実態を把握している」というように、モニタリングを事業者訪問による情報収集として位置付けているところ、また、「団体の他の用務で事業者を訪れた際に、情報を収集してくる」としているところが多い。

また、モニタリングについては「モニタリングは事業者の状況を把握し、指導を行う上でいい機会になっている」（団体B）、「モニタリングによって問題点の把握ができた」（団体F）、「モニタリング実施以前は、研修の際に事業者訪問をしていた」（団体I）といった意見が出されている。

このようにモニタリングの事業の一環としてではあっても、事業者訪問が指導の良い機会になっていることは好ましい。

### (2) その他の情報収集活動

- 他の用務で事業者を訪問した際、情報収集する。
  - 取扱実績報告書を回収する際、事業者を訪問し、情報を収集する。
  - 特別事業者訪問はしていないが、事業者とは日常的に接触する機会が多く、その際に情報交換している。
  - 各種団体との会議の際に情報を収集する。
  - 参事・専務会議の際に、情報収集とともに指導を行っている。
- などといった活動がなされている。

これから見るとモニタリングのような活動の中だけでなく、日常の様々な活動の中で、情報収集を行おうとしている努力がうかがえる。

表Ⅱ-2 事業体活動の把握

団体	事業体訪問	他の情報収集活動	備考
A	○	○	事業体訪問は行っていないが、モニタリングは実施している。系統事業の中で活動実態を把握。
B	○	—	事業体訪問は行っていないが、モニタリングは実施している。モニタリングは状況把握・指導のよい機会。
C	○	—	モニタリングは実施している。
D	x	—	
E	x	—	
F	○	—	モニタリングを実施しているが、これによって若干問題があることが判明した。
G	○	—	モニタリングを実施している。
H	○	—	他の業務で訪問した際に実態を聴取している。新規申請の際には、全事業者の現場を確認している。
I	○	—	モニタリング調査を実施している。モニタリングを実施する以前は、研修の際に事業者訪問をしていた。
J	○	—	取引実績多い事業者と公共事業への供給事業者を対象に、モニタリング調査を実施している。県職員が同行。
K	x	○	他の用途で事業者を訪問した際に、情報収集をしている。
L	○	—	モニタリングを実施している。
M	○	—	JAS、プレカットなどの指導で出向いた際に情報収集を行う。
N	○	—	県産材認証として、適宜、県のAGが訪問し、情報収集を行っている。
O	○	○	モニタリングの他、各種関連団体の会議の際に情報収集している。
P	x	○	組合の会合等の席上、非公式に情報収集。
Q	x	○	日常的に接触する機会が多いため、その際に情報交換を行う。
R	x	—	今後、事業者訪問について考慮したい。
S	○	○	様々な用途で訪問した際、また、様々な会合の席で情報交換を行うことがある。
T	○	—	事業者訪問は行っていないが、モニタリングは実施している。
U	x	—	取扱実績報告を集める以外、情報は収集していない。
V	○	—	取扱実績報告書を回収する際、事業者を訪問し、情報を収集している。
W	○	—	新規認定の際には全事業者を、また、更新の際も出来るだけ訪問する。
X	x	○	年2回開催の参事・専務会議の際に、情報収集とともに指導を行っている。

### 3. 立入検査規定の整備と実施

アンケート調査では「立入検査規定がある」としたのは65% (54 団体) であったが、ヒアリングにおいては80% (19 団体) が「立入検査規定がある」とした。但し、「規定がある」とした団体でも、実際に立入検査を行ったことのあるのは1/3の8 団体にすぎないが、このうちの3 団体は「モニタリングでの事業者訪問を立入検査と位置付けている」(団体 I、団体 V、団体 W) としている。

この他実施している団体の意見としては、つぎのようなものがある。

- 全事業体に対してではないが、年数回、定期的実施している。
- 県産材認証制度の中に合法性が規定されているので、定期検査（臨時検査）を実施している。

次に、「立入検査規定はある」が「実施していない」場合をみると、

- 問題がない限り、立入検査を実施する予定はない。
- 合法木材の分別管理、文書管理も、慣れるうちにルーズになる可能性もあり、何らかのチェックは必要だと思う。しかし、一方では業者の活動にはあまり深入りしたくない。少なくとも現在、問題が生じていない以上、立入検査の必要性はないと思っている。
- 書類でチェックしており、今後もこの方針で行う。
- 合法木材の取扱量が少ないため、実施し難い。このような中で立入検査に行けば「何しに来た」といわれるのが落ちだ。

といった意見が出されている。

これに対し、「規定がない」とした中には、つぎのようなものがある

- 問題がないので立入検査の必要はないし、実施する余裕もない。
- 合法木材の取扱いが少なく、人的体制も弱体で、立入検査の実施は難しい。

これらの他に、「規定がない」が「実施している」としたものとして、

- モニタリングでの事業者訪問を、立入検査として位置付けている。
- 前もって自己評価してもらい、検査時にチェックするという方法をとっている。

といった意見が出されている。

なお、団体 J では「納入に際しての書類のチェック漏れ、納品に際しての書類の記載漏れなどがあったことから、合法木材であることを記載した伝票、書類の見本を提示して改善を求めている。なお、伝票や書類の様式は、毎年、研修時に示している」といった、立入検査を契機とした改善例が示されている。

また、「規定がある」としたものにおいても、また、「規定がない」としたものにおいても、人的体制の脆弱さが、立入検査を行うだけの時間が取れないというように、実施についての大きな障害になっていることもある。

表Ⅱ-3 立入検査の実施

団体	立入検査の規	立入検査の実	立入検査の実	問題発生の有無	備考
A	○	x	x	x	今後、立入検査が必要になるとの認識はあり、今後取り組み方向で検討する。
B	x	—	—	—	
C	○	x	x	x	問題がない限り、立入検査を実施する予定はない。
D	x	x	x	x	問題がないので、立入検査の必要はないし、実施する余裕もない。
E	○	x	x	x	問題がない限り、立入検査を実施する予定はない。
F	○	x	x	x	これまで問題がなかった。
G	○	○	○	x	あらかじめ調査の観点を連絡し、自己評価においてもらい、検査時にそれをチェックする。
H	○	x	x	x	用務で訪問した際に、確認している。また研修の際に、順次、事業体訪問をしている。
I	○	○	○	x	モニタリングでの事業体訪問を、立入検査として位置づけて実施し、結果は審査委員会に報告。
J	x	○	○	x	モニタリングでの事業体訪問を、立入検査として位置づけている。
K	○	x	○	○	量的に少ないため実施してこなかったが、今後は考慮したい。
L	○	○	○	x	全事業体に対してではないが、年数回定期的に実施している。
M	x	x	x	x	合法材の取扱量が少なく、人的体制も弱体なため、立入検査に実施は難しい。
N	○	○	○	x	県産材認証と相乗りしているため、定期検査、臨時検査を実施している。
O	○	○	○	x	県産材認証と相乗りしているため、定期的に実施している。
P	○	x	x	x	書類上でチェックしており、今後この方針で行う。
Q	○	x	x	x	
R	○	x	x	x	今後は実施したい。
S	○	x	x	x	書類上でチェックしており、今後この方針で行う。
T	○	x	x	x	合法材の取扱量が少ないため、実施しにくい。
U	○	x	x	x	人的、時間的に余裕がないため実施は不可能と考えられる。
V	○	○	○	x	モニタリングでの事業体訪問を、立入検査として位置づけている。
W	○	○	○	x	モニタリングでの事業体訪問を、立入検査として位置づけている。
X	—	x	x	x	今後は検討する可能性がある。



#### 4. 団体研修への参加

全木連が実施している団体研修への参加の状況を見ると、アンケートでは「常に参加」が 2/3 (53 団体)、「何回か参加」が 1/3 (27 団体)であったが、ヒアリングでは対象となった 24 団体すべてが何らかの形でこれまで参加しており、このうち「毎年参加」が 16 団体であった。また、「団体研修だけでなく、都道府県木連主催の研修会にも参加している」とした中央団体もあった。

しかし反面、「団体研修は 3 年に 1 度参加すればよいと思っていた」とする団体もある。

さらに研修内容については、

- 分別管理・帳票管理での注意点を教えてもらおうと、事業者への指導がしやすい。
- 毎年参加しているが、内容としてはややネタ切れ状態との感がある。国産材主体のものにとっては、外材の話が出てあまり関心が持てない。
- 一般論にとどまらず、現場を踏まえたプログラムがほしい。
- テーマを決めてもっときめ細かい対応をしてもらいたい。

などの要望も出ており、今後、団体研修の開催に当たっての、検討材料になると思われる。

表 II - 4 団体研修への参加

団体	団体研修への参加	備 考
A	○	合法木材認定担当職員が、順番に毎年参加している。今後も継続して参加する予定。
B	○	毎年ではなかったが何回か参加した。今後は積極的に参加する予定。
C	○	
D	○	毎年参加してきた。分別管理・帳票管理での注意点を教えてもらおうと、指導しやすい。
E	○	毎年参加してきた。
F	○	毎年参加しているが、内容はややネタ切れ状態ではないかとの感がある。
G	○	毎年参加してきた。
H	○	毎年参加してきた。
I	○	毎年参加してきた。都道府県木連主催の研修会にも参加している。
J	○	毎年参加してきた。
K	○	毎年参加してきた。
L	○	毎年参加してきた。
M	○	毎年参加してきた。
N	○	毎年ではないが、何回か参加してきた。
O	○	毎年参加してきた。
P	○	毎年参加してきた。
Q	○	毎年参加してきた。
R	○	1 回欠席の他、毎年参加してきた。
S	○	2 回欠席の他、毎年参加してきた。
T	○	3 回欠席の他、毎年参加してきた。
U	○	H20 年度に 1 回参加した。
V	○	毎年参加してきた。
W	○	毎年参加してきた。一般論にとどまらず、現場を踏まえたプログラムが欲しい。
X	○	3 回参加した。テーマを決めて、もっときめ細かい対応をして欲しい。

## 5. 認定団体による認定事業者研修の実施

アンケートによると、認定事業者研修を実施した認定団体は、「毎年実施」39%（32 団体）、「2～3年に1度程度」40%（6 団体）、「実施したことなし」18%（15 団体）であったが、ヒアリングでは「毎年」もしくは「これまで数回」実施してきたのが75%（18 団体）あった。

これらの団体のうちには「単独で開催する」ものと、「共催で開催する」ものがあるが、今回は「単独で開催する」もの9 団体、「共催で開催する」もの9 団体となった。

共催による理由としては、認定団体自体が組織的に小さく、人的、経済的、時間的余裕がないため、できるだけ共催によってお互いの負担を軽減していこうという点が大きいの。このことはこれまでも述べてきたように、認定団体の組織的な問題をお互いにカバーしつつ、いかに実効を上げていくかという努力の表れであるといえる。

この他、地域を分けて、一か所だけでなく数か所で実施する例もみられ、さらに、団体 H のように、認定事業者の工場を戸別訪問して、工場長、製造部長、分別管理責任者等に対して、合法木材と関連書類の取り扱い、また責任と権限についての研修を行っているところもある。

また、団体 G は、研修会への参加を F 県 O 市の行政、家具業界にも呼びかけ、市長も参加した。また F 県でも同様の行動をしたが、ここでは家具業界から消費者への PR が提案され、今後は工務店への働きかけを進める方針である。

研修の内容については、

- 「ハンドブック」を教材にしている。
- 合法木材ナビや全木連の団体研修の資料を教材にしている。
- 団体で独自に工夫している。

といった例が挙げられている。

特に団体 L では県産材認証制度と合法木材認証制度との相違点の説明、団体 F では「国産材をいかに使うか」といった観点を取り入れており、また、団体 W では個別事業者の取組についての発表を取り入れている。

さらに、「研修会での組合員からの質問・要望を林野庁に質問状として提出しており、モニタリングの際に組合員からこれら要望に対する動きを聞かれている」（団体 G）などもある。

なお、研修終了時に受講証明書を発行しているところも多い。

「開催してこなかった」理由と今後の予定については、

- ニーズがなく、事務局の余裕もなかった。来年以降、実施する予定。
- 事業開始時、更新時に説明会を開催した。
- 平成 23 年度以降、共催で実施の予定。
- これまで必要性を感じなかった。今年は無認定事業者への説明会を開く予定。

などがあげられている。

これを見ても「人的、経済的、時間的余裕のなさ」が大きなネックになっているように思われる。これらの団体にはできるだけ負担を少なくした共催による開催の検討が望まれる。

表Ⅱ-5 事業者研修会の開催

団体	認定団体による 研修会の開催	備 考
A	共催	毎年、共催により数カ所で開催している。共催は役割分担ができ、経済的、人的負担も少ない。
B	共催	研修内容は全木連制作のスライド上映、申請書等の作成の説明、合法木材に関する説明など。
C	単独	初年度は単独で開催したが、その後は共催。事業者体によっては複数人での出席もあり、意識は高い。
D	単独	これまでは総会の席上で説明してきたが、本年度初めて研修会を実施し、受講証明書を発行した。
E	共催	テキストは全木連の研修資料を使用し、受講証明書を発行している。
F	共催	4団体の共催で実施している。研修資料は合法木材ナビの資料を使用した。ただし、参加者が少ないのが問題である。
G	単独	昨年までは研修(講義)2日、現場見学1日で行った。参加事業者は全体の7割。新たに「国産材をいかに使うか」の観点を導入した。
H	単独	H18～20年度は各年度1回、H21年度以降は各年度3単組(地域)で実施した。教材は独自に作成している。
I	x	3年に1回の方針で、事業者体戸別訪問して実施した。ハンドブックを活用し、責任と権限についての研修を行った。
J	単独	会員のニーズがなく、事務局の余裕もなかったため、従来は実施していなかったが、来年度以降実施する予定である。
K	共催	毎年、2カ所で開催している。ハンドブックに基づき、合法性の確保と原産材証明も含め証明方法の説明、供給に関する報告など。
L	共催	毎年、共催で実施している。資料は全木連の団体研修資料を基に、独自のを加えている。
M	x	毎年、共催で実施している。今年度は原産材認証制度と合法木材認証制度の相違点の説明を行う。
N	単独	事業開始当初に行ったが、その後開催していない。H23年度には共催で実施の予定である。
O	単独	これまで数回実施してきたおり、H23は共催で実施する予定である。
P	x	年1回ずつ、3カ所で開催している。
Q	x	事業開始時とH21年の更新時に説明会を開催した。組合理事会で、団体研修の内容を紹介している。
R	x	事業開催時に説明会を行ったのみ。
S	共催	これまで、研修の必要性を感じなかった。本年度は未認定事業者体に参加を呼びかける説明会を開催する予定である。
T	共催	毎年、2団体で開催し、ほぼ全員が参加している。
U	x	毎年、2団体で開催している。今年から事業者体に対し、3年に1度は参加するように呼びかける。
V	共催	人的、時間的に開催は不可能である。
W	共催	4団体共催で開催している。全木連の団体研修資料を利用しての講演、事業者体の事例発表、意見交換を行う。
X	単独	4団体共催で開催している。テキストは全木連の団体研修資料を利用。H23年度からは、地域別(2カ所)で開催の予定である。 H23年度に実施。伐採届の必要性を強調したほか、分別管理、書類管理について指導した。

## 6. 情報の公開

### (1) 合法木材ナビでの公開

アンケートではほとんどすべての団体が、合法木材ナビ上で「行動規範」、「実施要領」、「認定事業者一覧」などを公開しているとしたが、ヒアリングでは「最新のものを公開している」が 63% (15 団体)、「最新でないが公開している」が 37% (9 事業者) となった。

「これまであまり更新されなかった」、「今後はその都度更新する予定」、「更新はある程度まとめて行う」といった意見も、「最新でないが公開している」と同様に、その理由は「人的、経済的、時間的余裕のなさ」にあるものと思われる。

「最新のものを公開している」の中で、「文書管理・分別管理規定は非公開」が 2 団体、「インターネットがないため、関連の県木連に情報を送付し、公開してもらおう」というものが 1 団体あった。

また、『HP に掲載することで販路拡大を』という意見もあるが、業者レベルではなかなか難しい。ただ、事業者認定を受けている業者との取引には使えるし、今後認定を受けようと思う事業者は参考にしている(団体 F) という見方もあり、新しい販路の拡大につながるものと考えることができようし、また、このためにはどのような工夫が必要なのかを検討することも必要だろう。

表 II-6 情報の公開

団体	行動規範・実施要領・事業体一覧管理方針書などの公開	備 考
A	△	今後はその都度更新する予定。
B	○	最新情報を公開している。
C	○	情報は常に更新している。
D	○	これまであまり更新されなかったが、現在は最新情報が公開されている。
E	○	最新情報を公開している。大きな情報の更新があった場合は、文書で配布する。
F	△	最新でないが、公開している。また、当該団体独自の HP でも公開している。
G	○	最新情報を公開しているが、更新はある程度まとめて行う。
H	○	最新情報を公開している。また、団体 HP でも公開している。
I	○	最新情報を公開している。合法木材ナビでは公開しているが、団体 HP には掲載する予定はない。
J	○	最新情報を公開している。
K	○	最新情報を公開している。
L	○	最新情報を公開している。
M	○	最新情報を公開している。ただし、文書管理・分別管理規程は非公開としている。
N	△	最新情報ではないが、公開している。
O	○	最新情報を公開している。
P	△	最新情報ではないが、公開している。
Q	△	最新情報ではないが、公開している。
R	△	最新情報ではないが、公開している。
S	△	最新情報ではないが、公開している。
T	△	最新情報ではないが、公開している。
U	△	当該団体にはインターネットがないため、情報は県木連に送付し、公開してもらおう。
V	○	最新情報を公開している。
W	○	最新情報を公開している。
X	○	最新情報を公開している。ただし、文書管理・分別管理規程は非公開としている。

(2) 合法木材ナビ以外での情報公開

アンケートではほぼ 70%の団体で合法木材ナビ以外での情報公開が行われていたが、ヒアリングでは 58% (14 団体) となった。公開の手段としてはこれら全てが「団体の HP」とし、この他「団体の機関紙」でも情報を公開しているところもある。

「合法ナビ以外では公開していない」団体は、その理由として、「合法木材ナビで公開されればそれで十分」としている。

他方、「グリーン購入法、事業者一覧、合法木材取扱実績を団体 HP に掲載」しているところもあるし、「事業者一覧の掲載が認定を取得した事業者との取引の際の確認になる」としているところもある。後者については、事業者一覧を HP などに掲載する際の本来的目的でもあり、今後、このような考え方や動きの拡大が望まれる。

機関紙等での公開についての 1 例として団体 O の例を見ると、「木連だより」(平成 21 年 1 月号)では「望まれる合法木材の需要拡大！～3 年目を迎える合法木材供給の現状と課題～」として、4 ページにわたって、違法伐採の問題点、県木連の取組経過、実施した普及活動、合法木材の需要不足、木材業と環境ビジネスとの連携といった内容の記事が掲載されている。

表Ⅱ-7 情報公開の手段

団体	合法木材ナビ以外での情報公開	備 考	
A	北海道森連	○	団体の HP に掲載しているが、他の手段による要望はない。
B	帯広素生協	×	合法ナビ以外では公開していない。
C	秋田素生協	—	
D	秋田チップ	×	合法ナビ以外では公開していない。
E	宮城チップ	—	
F	ちばの木	○	団体の HP に掲載している。事業体認定取得事業体との取引の際の確認になる。
G	全天連	—	
H	ブレカッ協	○	団体の HP に掲載している
I	複合床板	×	合法木材ナビに掲載されていれば十分と考え、団体の HP に掲載する予定はない。
J	石川県木協	○	団体の HP に掲載している
K	長野県森連	○	団体の HP に掲載している。
L	長野県木連	○	団体の HP に掲載している。
M	岐阜県木連	○	団体の HP 及び機関誌に掲載している。
N	岐阜証明材	○	県の HP に掲載している。
O	三重県木連	○	団体の HP 及び機関誌に掲載している。
P	大阪市製材	○	木連の HP に掲載しているほか、近々団体の HP を開設し掲載する予定。
Q	奈良県森連	—	
R	奈良県木連	—	
S	和歌山森連	—	
T	和歌山木連	○	団体の HP に掲載している。
U	宍粟木協	×	合法ナビ以外では公開していない。
V	高知県森連	○	団体の HP に掲載している。
W	高知県木協	○	団体の HP に掲載している。行動規範・実施要領は最新ではないが、事業者一覧は最新版。今後、最新版とするとともに、非公開の管理方針書等についても公開を検討したい。
X	大分県森連	○	グリーン購入法、事業者一覧、合法木材取扱実績を団体 HP に掲載している。

## 7. 他分野への働きかけ

### (1) 未認定事業者への働きかけ

未認定事業者への働きかけについては、アンケートでは「行っている」が60%（51団体）、「行っていない」が40%（31団体）であったが、ヒアリングでは「行っている」38%（9団体）、「行っていない」58%（14団体）となった。

「行っていない」の比率が高いが、その理由としては、

- 全会員がすべて認定取得済み
- 会員の大半が認定取得済み
- 会員の多くは他業種と兼業なので、他団体で認定されていると思われるといったことが多い。このことは、今後、認定事業体数の拡大を目指すとき、考慮すべきことであろう。

この他、上記以外の理由で行っていないとしたものには、

- 家族経営の事業者が多く、関心が少なく、これら事業者への普及は、人的・時間的に困難である。
  - 大半は取得済みであるが、残りはOEM生産なので希望が持てない。
- 後者については、生産方式の違いが未認定事業者への働きかけの際、障害となることを示している。

「行っている」とするものの活動は、

- 研修会などへの参加呼びかけと、その席上での勧誘
  - ポスター・パンフレットの配布
  - 加入要請書の発送
  - 相談など個別対応
- などが多かった。

なお、働きかけの手段として「ポスター・パンフレットの配布」とするものは、他の「行政機関への働きかけ」、「建築業界への働きかけ」、「DIYへの働きかけ」にも多かったが、配布した後どのように使われているのかわからないとする意見が多かった。

表Ⅱ-8 他分野への働きかけ(未認定事業者)

	未認定事業者への働きかけ	備 考
A	×	全会員は全て認定取得済み。
B	×	全会員は全て認定取得済み。
C	×	全会員は全て認定取得済み。
D	×	会員の多くは他業種と兼業なので、他団体で認定されているものと思われる。
E	○	総会で呼びかけはするが、個別事業者への働きかけは基本的にしていない。 会員の多くは他業種と兼業なので、他団体で認定されているものと思われる。
F	—	
G	○	研修会などで呼びかけを行っている。
H	×	会員の多くは他業種と兼業なので、他団体で認定されているものと思われる。
I	×	会員の大半は取得済みであるが、残りは OEM 生産なのであまり希望が持てない。
J	○	研修会などへの参加を呼びかけるとともに、申請所様式を HP に掲載している。
K	×	
L	○	加入要請文書を未認定事業体に発送
M	○	相談への対応など個別対応を行っている。
N	○	パンフ、ポスターなどを配布している。
O	×	
P	×	会員の多くは他業種と兼業なので、他団体で認定されているものと思われる。
Q	○	未認定 4 組合に対し、個別に働きかけ、近々認定される見込みである。
R	×	今後活動を活発化させたい。
S	○	働きかけの結果、全ての会員が認定された。
T	×	これまで行ってこなかったが、長期優良保証住宅制度などで需要が拡大すれば、新しい流れになり、増加させる要因になる。
U	×	全木連のポスター・パンフ配布の程度。関心のない事業者への普及は人的・時間的に困難。
V	×	全会員は全て認定取得済み。関連事業者については他団体で認定されていると思われる。
W	○	会員の大半は取得済みであるが、残りの会員および非会員への働きかけを t づける。
X	×	全会員は全て認定取得済み。非会委員の認定も受け付けるが、これまで申請がない。

## (2) 行政機関への働きかけ

行政機関への働きかけについては、アンケートでは約半数の 44 団体が「行っている」としたが、ヒアリングでは半数弱の 10 団体であった。

その手段としては、

- 県と常時連絡を取り、普及を図っている。
- 地方公共団体の首長に陳情を行い、首長が担当者に計画を聞いた例がある。
- 県営繕部局へ働き掛けている。
- ポスター・パンフレットの配布をしている。
- 研修会などへ参加を呼びかけている。

等がある。

なお、団体 J の場合、既に県内市町村の半分の首長に対して、陳情済みである。

また、団体 N は特別の働きかけは行っていないが、合法性が導入された県産材認証制度によって、医療センター、デーサービスセンター、保育園などが建てられており、また同様のシステムをとっている団体 O では警察の寮が建てられている。

しかし反面、団体 T では地元大学の校舎建設に当たり大学当局に働きかけたが理解

されず、文部科学省の担当者も、団体 T からの問い合わせに「グリーン購入法における合法木材の利用は努力目標であって義務ではない」との回答をしたという事例もある。

なお、団体 J は「合法木材を使用することによる利益を示すカギは地方公共団体にある。特に『公共建築物木材利用促進法』の制定は、良い契機になる。今後、地方公共団体が木造建築物を建て、合法木材を使用する場合、認定事業者しかこれらの仕事を受注できなくなり、このことが、認定取得の動機付けになりうる」として、今後に期待している。

「公共建築物木材利用促進法」と合法木材需要の関係については、団体 I も「公共建築物木材利用促進法の制定以降、ゼネコンを中心に合法木材に対する意識が高まってきた。合法木材に関する講演会のニーズもあり、専務理事が対応している。また、現場からの要請で、東京、名古屋、大阪でも説明会を開催し、多くの参加があった」としている。

表 II-9 他分野への働きかけ(行政機関)

団体	行政機関への働きかけ	備 考
A	×	
B	×	
C	×	
D	×	
E	×	
F	○	県とは常時連絡を取り、普及を図っている。
G	○	当該産業が地場産業として強い地方自治体に、研修への参加を呼びかけ市長にも参加してもらった。
H	×	国・地方自治体など行政への働きかけは、木連が行うものと考えている。
I	×	
J	○	県内地方自治体首長へ「公共建築物等における木材利用推進に関する要望書」として陳情を行っており、首長が担当者に具体的計画を聞いた例もある。
K	○	ポスター・パンフの配布の他、会議の席上行政に合法木材の使用を依頼している。
L	○	研修会などへの参加を呼びかけている。
M	○	ポスター・パンフを配布する
N	×	
O	○	県営繕担当部局に働きかけている。
P	—	
Q	—	
R	—	
S	—	
T	—	
U	○	市などとの会合の席で、ポスター・パンフレットを配布する。
V	×	
W	○	市町村に全木連作成のポスター・パンフを配布している。
X	○	市町村に全木連作成のポスター・パンフを配布している。



(3) 建築業界への働きかけ

建築業界への働きかけについて、アンケートでは約半数の 39 団体が「行っている」としたが、ヒアリングで「行っている」としたのは 25% (6 団体) であった。

その手段としては、ほとんどが「ポスター・パンフレットの配布」を挙げており、この他には「建築士協会への働きかけ」、「研修会への参加呼びかけ」があった。

「ポスター・パンフレットの配布」はアンケートでも 85% (33 団体) が行っており、建築業界への働きかけの主力手段になっているが、このようなポスター・パンフレットが配布後どのように使われているか懸念する声もある。

今後の課題として、審査委員として建築業界関係者が含まれている団体などを中心に、「ポスター・パンフレットの配布」に限らず、他の手段を模索してみてもどうか。

表 II-10 他分野への働きかけ(建築業界)

	建築業界への働きかけ	備 考
A	×	
B	×	
C	×	
D	×	
E	×	
F	×	
G	×	公共建築木材利用促進法に対し、木材関連団体全体での対応が必要。
H	×	
I	×	
J	×	
K	○	ポスター・パンフの配布を行っている。
L	×	
M	○	ポスター・パンフの配布を行っている。
N	○	ポスター・パンフの配布を行っている。
O	○	ポスター・パンフの配布の他、建築市協会に働きかけを行っている。
P	×	
Q	×	
R	×	
S	×	
T	×	
U	×	
V	○	研修会への参加呼びかけを考えている。
W	○	ポスター・パンフの配布を行っている。
X	×	

表Ⅱ－11 他分野への働きかけ(DIY 業界)

	DIY業界への働きかけ	備 考
A	×	DIYでのカラマツの取り扱いがないため、行っていない。
B	×	
C	×	
D	×	
E	×	
F	×	
G	×	
H	×	
I	×	
J	×	
K	×	
L	×	
M	○	ホームセンターで市民を対象にフェアを開催し、住宅相談などを行った。
N	×	
O	×	
P	×	
Q	×	
R	×	
S	×	
T	×	
U	×	
V	×	
W	×	
X	×	

#### (4) DIY への働きかけ

DIY への働きかけに関しては、アンケートにおいて「行っている」としたのは 1 割弱の 7 団体であったが、ヒアリングでは団体 M の 1 団体にすぎなかった。

ここでは、一般市民への PR も兼ねて、フェアを開催し、市民への住宅相談等を行う中で、合法木材の PR を行った。

DIY への働きかけは、アンケート調査結果でも述べたように、全ての業種で実施できるというものではなく、素材生産、素材流通、チップ生産などといった業種では DIY への働きかけは不可能といえる。このようなことから、DIY への働きかけは、常時、DIY と関連のある業種に限られるという現実があり、今後、どのように展開させていくかが大きな課題になろう。

## 8. その他の意見

### (1) 普及

- 仕組み自体に問題があるとは考えていないが、広まらないところに問題がある。合法木材を使うという意識を高める必要がある。

### (2) 分別管理

- 特に小規模所有者から個別に購入する時の伐採届などの書類整備が大変だ。また、チップ生産では工程上、基本的に合法材・非合法材を分別して管理するのは難しい。合法木材だけを取り扱うことでないと管理できない。これに間伐材が加わるとさらに難しくなる。間伐材自体を区別するのも難しい。事務局としてはそこまで厳密に分別するよう指導していないし、そこまでしろということはない。

### (3) 合法木材の証明

- 全量合法木材を取扱、全てに合法証明を付けて出荷することが定着してきている。会員から証明を要求されないときにどうするかとの疑問が出されるが、要求のあるなしにかかわらず、合法証明をつけるよう指導している。
- チップに関するガイドラインがないので、判断がつかないところがある。実績報告書についても、端材を原料としたものが入るとどうしようもなくなる。
- 以前「伐採届を出してくれ」というと、「何だ、それは」といわれた。しかし今では、保安林内立木伐採許可書、森林施業計画認定書、林地開発許可書、国有林の契約書等を、納入時につけている。
- 認定を取得している流通業者の中に、認定事業者だからという理由で合法証明を出さない例がある。認定を受けていることと、扱う商品が合法であることとはイコールではない。このようなギャップを是正していくことが重要だ。
- 取引先の業界によっては、証明書をつけて納品しても歯牙にもかけられない場合がある。このため、取引先から求められた時だけ証明書をつけて納品する業者がほとんどである。これについては事務局から当該業界に申し入れ、相手の反応に手ごたえを感じている。
- 合法木材でなくても売れると、ビジネスの世界では、合法証明をとる必要性を感じない。合法証明で、入札の権利が取得できるなどステータスが上がるようにならないと無理だろう。政治主導が必要だ。
- 合法木材の認定システムでは、その都度、証明書等に認定番号を記載することになっているが、企業認定のようにすると、事務量も減って効率的で取り組みやすくなる。参加企業のすそ野を広げる効果も期待できるのではないか。
- 当該県の外材は米材がほとんどで、認証材が多いとは思われるものの、実際に商社を通じて入荷してくる時、森林認証も、合法性証明もつかずにくる。システムとして大きな問題だと思われる。

### Ⅲ. 合法木材供給事業者モニタリング調査結果

#### I. 趣旨及び概要

##### 1. 趣旨

合法木材供給事業者の活動状況を把握・評価するとともに、今後の供給事業者の活動水準を向上させることを目的として、モニタリング調査を実施した。

##### 2. モニタリング調査の実施方法

平成 22 年 10 月から平成 23 年 1 月まで、合法木材供給事業者認定団体に依頼し、当該団体の傘下の認定事業者を対象に、当該認定団体職員の協力を得て、各事業者においてモニタリングを実施した。モニタリング対象件数は合法木材を取り扱った実績のある事業者の 10%程度を目標とした。

##### 3. モニタリングの内容

合法木材供給事業者モニタリング調査票に基づき、以下の項目についてモニタリングを行った。

###### 1) 合法木材の調達状況

- ① 調達方針
- ② 調達実績
  - 合法木材の種類
  - 調達量
  - 木材調達量全体に占める合法木材の割合
- ③ 合法木材の確認
  - 調達相手が合法木材供給事業者であるかの確認
  - 調達相手先全体に占める合法木材供給事業者の割合
  - ガイドラインに規定された書類、マーク等による確認

###### 2) 合法木材の供給状況

- ① 供給方針
- ② 供給実績
  - 合法木材の種類
  - 供給量
  - 木材供給量全体に占める合法木材の割合
- ③ 合法木材の確認・明示
  - 調達相手が合法木材供給事業者であるかの確認

- 調達相手先全体に占める合法木材供給事業者の割合
- ガイドラインに規定された書類、マーク等による明示

### 3) 分別管理

- ① 分別管理方針書の制定と公表
- ② 分別管理の場所の設定と利用

### 4) 帳票管理

- ① 管理簿等の整備と活用
- ② 証明書 の保管状況
- ③ 証明書 の記載事項

### 5) 分別管理責任者の選任と公表

- ① 分別管理責任者の選任と公表
- ② 分別管理責任者の活動状況
- ③ 分別管理責任者の研修会への出席

### 6) 包括的評価

- ① 取組全体への評価
- ② 評価すべき点
- ③ 改善すべき点
- ④ 事業者から見た本事業への意見

## 4. モニタリング対象事業者の概要

モニタリングは、全体で 31 団体の協力を得て、これら団体傘下の 193 事業者を対象に行った。業種別の内訳は、素材生産業 38 事業者、素材流通業 18 事業者、製材業 62 事業者、プレカット加工業 5 事業者、合板製造業 8 事業者、その他製造業 26 事業者、木材製品流通業 29 事業者、その他 7 事業者である。

## II. 調査結果

### 1. 合法木材の調達状況

#### (1) 調達方針

各事業者の合法木材の調達方針については、素材生産業を除く 155 事業者で集計した。結果は次の通りである。

- 「全量合法木材とする」 48% (74 事業者)
- 「出来るだけ合法木材とする」 37% (58 事業者)
- 「要請のあったときだけ合法木材を調達する」 8% (13 事業者)
- その他 2% (3 事業者)
- 不明 5% (7 事業者)

「全量合法木材とする」と「出来るだけ合法木材とする」を加えると 132 事業者(85%)となり、ほとんどの事業者が積極的に合法木材を扱っていかうという姿勢を示している。

表Ⅲ-1 調達方針

	全量合法 木材とする	できるだけ 合法木材と する	要請があつた ときだけ合法 木材を調達 する	その他	不明	合計
B 素材流通業	5	7	1	2	3	18
C 製材業	29	22	6	1	4	62
D プレカット加工業	1	2	2	0	0	5
E 合板製造業	8	0	0	0	0	8
F その他製造業	18	8	0	0	0	26
G 木材製品流通業	8	18	3	0	0	29
H その他	5	1	1	0	0	7
合計	74	58	13	3	7	155

B 素材流通業	28%	39%	6%	11%	17%	100%
C 製材業	47%	35%	10%	2%	6%	100%
D プレカット加工業	20%	40%	40%	0%	0%	100%
E 合板製造業	100%	0%	0%	0%	0%	100%
F その他製造業	69%	31%	0%	0%	0%	100%
G 木材製品流通業	28%	62%	10%	0%	0%	100%
H その他	71%	14%	14%	0%	0%	100%
合計	48%	37%	8%	2%	5%	100%

昨年度の調査結果と比べると、昨年度は素材生産業を除く 117 事業者のうち、

- 「全量合法木材とする」 45% (53 事業者)
- 「出来るだけ合法木材とする」 38% (44 事業者)

となり、両者併せて 83% (97 事業者) になる。

これと比べると、若干、「全量合法木材とする」とするものの比率が高まったものの、大勢としてあまり変化はないと見ることが出来る。

しかし、業種間で見ると違いがある。

「全量合法木材とする」は合板製造業の 100% (8 事業者)、その他 71% (5 事業者)、製材業 47% (29 事業者) の順。昨年度の合板製造業は「出来るだけ合法木材とする」60% (3 団体)、「要請のあったときだけ」20% (1 事業者) であったことからすると、

大きな進展だと言える。

これに対し、製材業では昨年度の 60%から 13 ポイント低下する反面、「出来るだけ合法木材とする」が 26%から 35%へ 9 ポイント増加している。

「出来るだけ合法木材とする」は木材製品流通業の 62%（18 事業者）、プレカット加工業の 40%（2 事業者）、素材流通業 39%（7 事業者）の順になるが、木材製品流通業は昨年度の 53%から 9 ポイント増加している。

また、素材流通業では「出来るだけ合法木材とする」が昨年度の 75%から 39%に大きく減少した反面、「全て合法木材とする」が 17%から 28%へ増加している。

なお、プレカット加工業については、今回が初めての調査である。

「要請があったときだけ合法木材を調達する」については、「出来るだけ合法木材とする」と同じく、プレカット加工業が 40%（2 事業者）、その他が 14%（1 事業者）。この他に製材業、木材製品流通業がそれぞれ 10%（6 事業者、3 事業者）となる。

## （2）調達実績

### 1）調達した合法木材の種類

調達した合法木材の種類については主な種類ということで複数回答とした。

これに関しては、業種別の事業者数によって左右されるが、今回の調査においては、全体で「丸太」が 62%（96 事業者）、「合・単板」が 23%（36 事業者）、「製材品」が 17%（28 事業者）、「集成材」が 3%（4 事業者）、「その他」が 2%（3 事業者）などの順になる。

**表Ⅲ-2 調達した合法材の種類**

	丸太	製材品	集成材	合・単板	その他 パネル	チップ	その他	合計
B 素材流通業	16	2	0	0	0	0	0	18
C 製材業	56	4	0	0	0	0	0	62
D プレカット加工業	1	3	1	1	1	0	0	5
E 合板製造業	7	0	0	2	0	0	0	8
F その他製造業	11	5	2	17	1	0	2	26
G 木材製品流通業	2	13	1	12	0	0	1	29
H その他	3	1	0	4	0	0	0	7
<b>合 計</b>	<b>96</b>	<b>28</b>	<b>4</b>	<b>36</b>	<b>2</b>	<b>0</b>	<b>3</b>	<b>155</b>

B 素材流通業	89%	11%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
C 製材業	90%	6%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
D プレカット加工業	20%	60%	20%	20%	20%	0%	0%	100%
E 合板製造業	88%	0%	0%	25%	0%	0%	0%	100%
F その他製造業	42%	19%	8%	65%	4%	0%	8%	100%
G 木材製品流通業	7%	45%	3%	41%	0%	0%	3%	100%
H その他	43%	14%	0%	57%	0%	0%	0%	100%
<b>合 計</b>	<b>62%</b>	<b>18%</b>	<b>3%</b>	<b>23%</b>	<b>1%</b>	<b>0%</b>	<b>2%</b>	<b>100%</b>

業種毎に見ると、当然ではあるが、「丸太」の比率の高いのは、製材業 90% (56 事業者)、素材流通業 89% (16 事業者)、合板製造業 88% (7 事業者) である。

「製材品」はプレカット加工業 60% (3 事業者)、木材製品流通業 45% (13 事業者) などであり、木材製品製造業ではこの他に「合・単板」が 41% (12 事業者) を占めた。また、プレカット加工業では、この他に「丸太」、「集成材」、「その他パネル」がそれぞれ 20% (1 事業者) を占めている。

「合・単板」ではその他製造業 65% (17 事業者)、その他 57% (4 事業者)、木材製品流通業 41% (12 事業者) などである。

## 2) 合法木材の調達量

合法木材の年間調達量については品目込みの回答となっているが、当然のことながら、事業者によって大きな幅がある。

### ○素材流通業

調達量不明の 1 事業者、「調達量なし」とした 3 事業者の他は、169m<sup>3</sup> から 57 万 m<sup>3</sup> まで幅広いが、「不明」を除いた 1 事業者当たりの平均では 6 万 3,000m<sup>3</sup> となった。

### ○製材業

不明の 6 事業者を除くと、10m<sup>3</sup> から 3 万 m<sup>3</sup> までとなり、平均 6,800m<sup>3</sup>。

### ○プレカット製造業

「調達量なし」の 2 事業者を除くと、200m<sup>3</sup> から 1 万 9,400m<sup>3</sup> までで、平均 4,500m<sup>3</sup>。

### ○合・単板製造業

200m<sup>3</sup> から 23 万 m<sup>3</sup> となるが、平均では 9 万 m<sup>3</sup>。

### ○その他製造業

「不明」の 2 事業者、「供給量なし」の 1 事業者の他は、20m<sup>3</sup> から 10 万 2,000 m<sup>3</sup> までとなり、平均では 1 万 4,200m<sup>3</sup>。

### ○木材製品流通業

「不明」の 6 事業者、「供給量なし」の 4 事業者の他は、100m<sup>3</sup> から 90 万 m<sup>3</sup> までとなり、1 事業者当たり平均は 9 万 8,000m<sup>3</sup>。

### ○その他

40m<sup>3</sup> から 11 万 m<sup>3</sup> までで、平均 1 万 6,100m<sup>3</sup>。

なお不明を除いて、全事業者の調達量の平均を見ると 3 万 7,800m<sup>3</sup> となる。

## 3) 全体の木材調達量に対するシェア

全体の木材調達量に対する合法木材のシェアは、全体で見ると、次の通りである。

○「100%」            23% (35 事業者)



- 「80～99%」 33% (51 事業者)
- 「60～79%」 10% (15 事業者)
- 「40～59%」 8% (13 事業者)
- 「20～39%」 6% (10 事業者)
- 「19%～」 11% (17 事業者)
- 「0%」 6% (9 事業者)

これを大きくまとめると、

- 「80～100%」 56% (86 事業者)
- 「40～80%」 18% (28 事業者)
- 「0～40%」 23% (36 事業者)

となり、半分強の事業者が 80%以上を合法木材として調達している。

**表Ⅲ-3 全体の木材調達量に対するシェア**

	100%	80～99%	60～79%	40～59%	20～39%	19%～	0%	不明	合計
B 素材流通業	1	4	3	3	2	1	3	1	18
C 製材業	18	24	3	3	2	8	0	4	62
D プレカット加工業	0	1	0	0	1	1	2	0	5
E 合板製造業	4	1	1	1	0	1	0	0	8
F その他製造業	7	15	1	2	1	0	0	0	26
G 木材製品流通業	0	6	6	4	4	5	4	0	29
H その他	5	0	1	0	0	1	0	0	7
<b>合計</b>	<b>35</b>	<b>51</b>	<b>15</b>	<b>13</b>	<b>10</b>	<b>17</b>	<b>9</b>	<b>5</b>	<b>155</b>

B 素材流通業	6%	22%	17%	17%	11%	6%	17%	6%	100%
C 製材業	29%	39%	5%	5%	3%	13%	0%	6%	100%
D プレカット加工業	0%	20%	0%	0%	20%	20%	40%	0%	100%
E 合板製造業	50%	13%	13%	13%	0%	13%	0%	0%	100%
F その他製造業	27%	58%	4%	8%	4%	0%	0%	0%	100%
G 木材製品流通業	0%	21%	21%	14%	14%	17%	14%	0%	100%
H その他	71%	0%	14%	0%	0%	14%	0%	0%	100%
<b>合計</b>	<b>23%</b>	<b>33%</b>	<b>10%</b>	<b>8%</b>	<b>6%</b>	<b>11%</b>	<b>6%</b>	<b>3%</b>	<b>100%</b>

これらから昨年と今年を比較すると、「80～99%」の比率は全体のほぼ 1/3、「60～79%」はほぼ 10%で変わらないが、「100%」としたものの比率が約 10 ポイント低下したのに対し、60%以下が 22% (25 事業者) から 31% (49 事業者) へ約 10 ポイント増加している。

このような状況を、業種別に見ると、素材流通業、合板製造業、その他における「100%」層の増加、それら以外の業種での「100%」層の減少と「80～99%」層の増加がみられる。

(3) 合法木材の確認

1) 調達相手先が合法木材供給事業者である確認

調達相手先が合法木材供給事業者であるかどうかの確認については、とおりである。

- 「確認している」 75% (116 事業者)
- 「一部確認している」 18% (28 事業者)
- 「確認していない」 3% (4 事業者)

「確認している」とする事業者が多く、全体の 3/4 を占める。

**表Ⅲ-4 調達相手先が合法木材供給事業者であることの確認**

	確認している	一部確認している	確認していない	不明	合計
B 素材流通業	9	7	1	1	18
C 製材業	49	7	2	4	62
D プレカット加工業	2	1	1	1	5
E 合板製造業	8	0	0	0	8
F その他製造業	22	4	0	0	26
G 木材製品流通業	22	6	0	1	29
H その他	4	3	0	0	7
<b>合計</b>	<b>116</b>	<b>28</b>	<b>4</b>	<b>7</b>	<b>155</b>

B 素材流通業	50%	39%	6%	6%	100%
C 製材業	79%	11%	3%	6%	100%
D プレカット加工業	40%	20%	20%	20%	100%
E 合板製造業	100%	0%	0%	0%	100%
F その他製造業	85%	15%	0%	0%	100%
G 木材製品流通業	76%	21%	0%	3%	100%
H その他	57%	43%	0%	0%	100%
<b>合計</b>	<b>75%</b>	<b>18%</b>	<b>3%</b>	<b>5%</b>	<b>100%</b>

これを業種ごとに見ると、各業種とも「全てを確認している」、「一部確認している」の順になるが、「全てを確認している」が多いのは合板製造業で、8 事業者全てが「すべて確認している」としている。

次いで、その他製造業の 85% (22 事業者)、製材業の 79% (49 事業者)、木材製品流通業の 76% (22 事業者) となる。

「一部確認をしている」では、その他が 43% (3 事業者)、素材流通業 39% (7 事業者) となる。

これから見ると、製材業、合板製造業、その他製造業、木材製品流通業で「確認している」の比率が 3/4 以上を占めるのに対し、プレカット加工業、素材流通業、その他で「確認している」比率が低い。

なお、プレカット加工業では、プレカット工場自身が材を手当てする場合と、工務店が材を持ち込む場合とがあるため、このような結果になったものと思われ、質問の

仕方に問題があったと見る事が出来よう。

なお、コメントとして「一部確認している」の中で、「入荷の際に口頭で確認している」（木材製品流通業）というものがあつた。

次に、調達方針との関係を見ると、「全量合法木材とする」とした事業者では、91%が「確認している」とし、「一部確認している」は9%にすぎなかつた。これに対し、「できるだけ合法木材とする」とした事業者では、69%が「確認している」、28%が「一部確認している」としている。

これから、「全量合法木材とする」とした事業者ではそのほとんどが、また、「できるだけ合法木材とする」とした事業者では2/3が、調達相手先が合法木材の供給事業者であるかどうかを「確認している」ことがわかる。

## 2) 調達相手先に占める合法木材供給事業者の比率

次に調達相手先に占める合法木材供給事業者の比率を見ると、次の通りである。

- 「全て供給事業者」 32% (50 事業者)
- 「供給事業者が多い」 54% (84 事業者)
- 「供給事業者は少ない」 8% (13 事業者)
- 「供給事業者はない」 1% (1 事業者)

**表Ⅲ-5 全体に対する合法木材供給事業者の比率**

	全て供給事業者	供給事業者が多い	供給事業者は少ない	供給事業者はない	不明	合計
B 素材流通業	3	10	3	0	2	18
C 製材業	23	33	2	0	4	62
D プレカット加工業	0	3	0	1	1	5
E 合板製造業	5	3	0	0	0	8
F その他製造業	12	13	1	0	0	26
G 木材製品流通業	3	20	6	0	0	29
H その他	4	2	1	0	0	7
合計	50	84	13	1	7	155

B 素材流通業	17%	56%	17%	0%	11%	100%
C 製材業	37%	53%	3%	0%	6%	100%
D プレカット加工業	0%	60%	0%	20%	20%	100%
E 合板製造業	63%	38%	0%	0%	0%	100%
F その他製造業	46%	50%	4%	0%	0%	100%
G 木材製品流通業	10%	69%	21%	0%	0%	100%
H その他	57%	29%	14%	0%	0%	100%
合計	32%	54%	8%	1%	5%	100%

これを昨年度の結果と比較すると、昨年度は

- 全て合法木材供給事業者」 52% (70 事業者)
- 「一部は供給事業者でない」 32% (43 事業者)
- 「一部が供給事業者」 13% (18 事業者)

であった。

「供給事業者が多い」が「一部は供給事業者でない」に、「供給事業者は少ない」を「一部が供給事業者」に相当するものとして考えると、「供給事業者が多い」としたものが 22 ポイント増加したのに対し、「全て供給事業者」としたものが 20 ポイント、「供給事業者は少ない」が 5 ポイントそれぞれ減少している。

「供給事業者は少ない」が減少したことはプラス方向として歓迎できるが、「全て供給事業者」が減少したことについては、その要因の分析が必要であろう。

業種ごとにみると、合板製造業とその他で、「全て供給事業者」としたものの比率が増加している。また、「全て供給事業者」としたものは、合板製造業、その他、その他製造業、製材業の順に、また、「供給事業者が多い」としたものは木材製品流通業、プレカット加工業、素材流通業の順に比率が高い。

「供給事業者は少ない」としたものは、その他製品流通業、素材流通業、その他の順になる。

これを見ると、概して製造業において調達相手先を合法木材供給事業者にしているものの比率が多いのに対し、流通業ではこれの比率が低くなっている。

### 3) ガイドラインに規定された書類、森林認証マーク等による確認

書類、マーク等による合法木材の確認がどの程度行われているかについてみると、次のような結果となる。合法木材については書類や森林認証マーク等によって

- 「全て確認している」 57% (89 事業者)
- 「確認する機会が多い」 27% (42 事業者)
- 「確認しない機会が多い」 10% (16 事業者)
- 「全く確認していない」 1% (2 事業者)

半分強の事業者が「全量を確認」しており、「確認する機会が多い」を加えると 84% (131 事業者) となる。

表Ⅲ－6 ガイドラインに規定された書類、マーク等による確認

	全て確認している	確認する場 合が多い	確認しない 場が多い	全く確認して いない	不明	合計
B 素材流通業	9	3	4	1	1	18
C 製材業	30	21	7	0	4	62
D プレカット加工業	2	1	0	1	1	5
E 合板製造業	8	0	0	0	0	8
F その他製造業	16	10	0	0	0	26
G 木材製品流通業	20	5	4	0	0	29
H その他	4	2	1	0	0	7
合計	89	42	16	2	6	155

B 素材流通業	50%	17%	22%	6%	6%	100%
C 製材業	48%	34%	11%	0%	6%	100%
D プレカット加工業	40%	20%	0%	20%	20%	100%
E 合板製造業	100%	0%	0%	0%	0%	100%
F その他製造業	62%	38%	0%	0%	0%	100%
G 木材製品流通業	69%	17%	14%	0%	0%	100%
H その他	57%	29%	14%	0%	0%	100%
合計	57%	27%	10%	1%	4%	100%

これを事業者別に見ると次の通りである。「全て確認している」が多いのは合板製造業の100%（8事業者）、木材製品流通業の69%（20事業者）、その他製造業の62%（16事業者）などとなる。

また、「確認する場が多い」ではその他製造業38%（10事業者）、製材業34%（21事業者）などとなる。

合法木材流通の出発点である素材流通業における「確認しない場が多い」の比率が他業種と比べて高かったことは、今後検討すべき課題ではないだろうか。

## 2. 合法木材の供給状況

### (1) 供給方針

合法木材の供給方針については、つぎのような状況になっている。なお、供給状況については、素材生産業を加え193事業者で集計している。

- 「全量合法木材とする」 50%（96事業者）
- 「出来るだけ合法木材とする」 34%（65事業者）
- 「要望があったときだけ」 15%（29事業者）
- 「その他」 2%（3事業者）

これらを業種毎に見ると、次のとおりである。「全量合法木材とする」は素材生産業79%（30事業者）、合板製造業75%（6事業者）、その他71%（5事業者）、その他製造業69%（18事業者）など生産関係の業種でその比率が高い。

これに対して、「出来るだけ合法木材とする」は木材製品流通業 66%（19 事業者）、素材流通業 39%（7 事業者）など流通関係の業種で比率が高いことがわかる。このような違いは調達方針においても認められたものである。

**表Ⅲ-7 供給方針**

	全量合法木材とする	できるだけ合法木材とする	要望があったときだけ	その他	合計
A 素材生産業	30	7	1	0	38
B 素材流通業	6	7	4	1	18
C 製材業	25	23	14	0	62
D プレカット加工業	1	2	1	1	5
E 合板製造業	6	0	2	0	8
F その他製造業	18	6	2	0	26
G 木材製品流通業	5	19	4	1	29
H その他	5	1	1	0	7
<b>合計</b>	<b>96</b>	<b>65</b>	<b>29</b>	<b>3</b>	<b>193</b>

A 素材生産業	79%	18%	3%	0%	100%
B 素材流通業	33%	39%	22%	6%	100%
C 製材業	40%	37%	23%	0%	100%
D プレカット加工業	20%	40%	20%	20%	100%
E 合板製造業	75%	0%	25%	0%	100%
F その他製造業	69%	23%	8%	0%	100%
G 木材製品流通業	17%	66%	14%	3%	100%
H その他	71%	14%	14%	0%	100%
<b>合計</b>	<b>50%</b>	<b>34%</b>	<b>15%</b>	<b>2%</b>	<b>100%</b>

調達方針には素材生産業が除かれていたため、素材生産業を除いて調達方針と供給方針を比べてみると、つぎのようになる。

○「全量合法木材とする」

調達方針 48%（74 事業者）、供給方針 43%（66 事業者）

○「出来るだけ合法木材とする」

調達方針 37%（58 事業者）、供給方針 37%（58 事業者）

○「要望があったときだけ」

調達方針 8%（13 事業者）、供給方針 18%（28 事業者）

○「その他」

調達方針、供給方針ともに 2%（3 事業者）

これを見ると「全量合法木材とする」とする事業者の比率は、調達方針において若干高く、「出来るだけ合法木材とする」は同程度、「要望があったときだけ」は供給方針において高いことがわかる。このことは調達方針では、積極的に合法木材を扱いたいという当該事業者の考えがかなり表面に出ているのに対し、供給方針では、当該事業者の理想だけでなく、供給相手先の考え方や市場動向も考慮に入れなければならない

いという違いによるのではないかと考えられる。

(2) 供給実績

1) 供給した合法木材の種類

供給した合法木材の主な種類については、重複回答であるが、次の通りである。

- 丸太 39% (60 事業者)
- 製材品 54% (83 事業者)
- 集成材 2% (3 事業者)
- 合・単板 23% (35 事業者)
- その他パネル 1% (1 事業者)
- チップ 5% (8 事業者)
- その他 8% (12 事業者)

表Ⅲ-8 供給した合法木材の種

	丸太	製材品	集成材	合・単板	その他 パネル	チップ	その他	合計
A 素材生産業	36	3	0	0	0	1	0	40
B 素材流通業	18	2	0	0	0	0	0	20
C 製材業	0	59	0	0	0	2	1	62
D プレカット加工業	1	3	1	1	1	0	1	8
E 合板製造業	0	0	0	7	0	0	1	8
F その他製造業	1	3	0	12	0	4	8	28
G 木材製品流通業	3	13	1	11	0	0	1	29
H その他	1	0	1	4	0	1	0	7
合計	60	83	3	35	1	8	12	202

A 素材生産業	95%	8%	0%	0%	0%	3%	0%	100%
B 素材流通業	90%	10%	0%	0%	0%	0%	0%	100%
C 製材業	0%	95%	0%	0%	0%	3%	2%	100%
D プレカット加工業	13%	38%	13%	13%	13%	0%	13%	100%
E 合板製造業	0%	0%	0%	88%	0%	0%	13%	100%
F その他製造業	4%	11%	0%	43%	0%	14%	29%	100%
G 木材製品流通業	10%	45%	3%	38%	0%	0%	3%	100%
H その他	14%	0%	14%	57%	0%	14%	0%	100%
合計	30%	41%	1%	17%	0%	4%	6%	100%

業種別には、丸太については当然、素材生産業、素材流通業で多く、ともに 90% (36 事業者、18 事業者) を占めるが、素材生産業ではこの他に製材品 8% (3 事業者)、素材流通業では製材品 11% (2 事業者) などが含まれる。

また、これも当然であるが製材品は製材業で 95% (59 事業者)、合板は合板製造業で 88% (7 事業者) である。

プレカット加工業では製材品 38% (3 事業者) の他、丸太、集成材、合・単板、その他パネル、その他がそれぞれ 13% (1 事業者) を占めた。

その他製造業で多いのは合・単板 43% (12 事業者)、その他 29% (8 事業者)、チップ 14% (4 事業者)。

木材製品流通業では製材品 45% (13 事業者)、合・単板 38% (11 事業者)、丸太 10% (3 事業者) の順で、その他では合・単板 57% (4 事業者) の他、丸太、集成材、チップがそれぞれ 14% (1 事業者) となった。

## 2) 合法木材の供給量

合法木材の供給量は、調達量と同じく品目込みの回答となっており、また、事業者によって大きな開きはあるが、業種別に見ると次の通りである。

### ○素材生産業

不明の 1 事業者を除くと 5 m<sup>3</sup>から 5 万 m<sup>3</sup>までとなり、「供給なし」が 2 事業者あった。これらを平均すると 1 事業者当たり 5,900 m<sup>3</sup>となる。

### ○素材流通業

150 m<sup>3</sup>から 40 万 8,000 m<sup>3</sup>までであるが、「供給なし」としたもの 2 事業者有り、平均では 4 万 7,000 m<sup>3</sup>となる。

### ○製材業

「不明」2 事業者、「供給なし」が 2 事業者。この他は 20m<sup>3</sup>から 1 万 4500 m<sup>3</sup>までであるが、平均では 2,600 m<sup>3</sup>となる。

### ○プレカット加工

「供給量なし」の 3 事業者を除くと、200 m<sup>3</sup>から 1 万 9,500 m<sup>3</sup>で、平均 2,100 m<sup>3</sup>。

### ○合板製造業

80 m<sup>3</sup>から 12 万 7,000 m<sup>3</sup>までで、平均 2 万 300 m<sup>3</sup>。

### ○その他製造業

「不明」2 事業者、「供給量なし」2 事業者。他は 1m<sup>3</sup>から 10 万 2,000 m<sup>3</sup>までで、平均 1 万 6,000 m<sup>3</sup>。

### ○木材流通業

「不明」2 事業者、「供給量なし」6 事業者。そのほかは 30m<sup>3</sup>から 30 万 m<sup>3</sup>で、平均 2 万 6,300 m<sup>3</sup>。

### ○その他

42 m<sup>3</sup>から 5 万 3,000 m<sup>3</sup>で、平均 1 万 400 m<sup>3</sup>。

なお、不明を除いて全事業者の供給量の平均を見ると 1 万 3,200 m<sup>3</sup>となる。



3) 全体の供給量に占める合法木材のシェア

供給量全体に占める合法木材の割合は、次のようになっている。

- 「100%」 21% (40 事業者)
- 「80~99%」 21% (40 事業者)
- 「60~79%」 5% (10 事業者)
- 「40~59%」 7% (14 事業者)
- 「20~39%」 9% (18 事業者)
- 「1~19%」 26% (51 事業者)
- 「0%」 10% (20 事業者)

これらを組み替えてみると

- 「80~100%」 42% (80 事業者)
- 「40~79%」 12% (24 事業者)
- 「0~39%」 45% (89 事業者)

となり、「80~100%」層と「0~40%」層の2極に分かれる。

なお、業種別に見ていくと、「80%以上」ではその他製造業、その他、素材生産業、製材業での比率が高いのに対し、「0~39%」では木材製品流通業、プレカット製造業、合板製造業での比率が高かった。

表Ⅲ-9 全体の供給量に対する合法木材のシェア

	100%	80~99%	60~79%	40~59%	20~39%	19%~	0%	不明	合計
A 素材生産業	14	5	3	1	5	8	2	0	38
B 素材流通業	1	5	2	3	2	3	2	0	18
C 製材業	13	15	1	7	4	18	4	0	62
D プレカット加工業	0	1	0	0	1	0	3	0	5
E 合板製造業	2	0	0	0	2	4	0	0	8
F その他製造業	6	11	0	2	2	3	2	0	26
G 木材製品流通業	0	3	3	0	2	14	7	0	29
H その他	4	0	1	1	0	1	0	0	7
合計	40	40	10	14	18	51	20	0	193

A 素材生産業	37%	13%	8%	3%	13%	21%	5%	0%	100%
B 素材流通業	6%	28%	11%	17%	11%	17%	11%	0%	100%
C 製材業	21%	24%	2%	11%	6%	29%	6%	0%	100%
D プレカット加工業	0%	20%	0%	0%	20%	0%	60%	0%	100%
E 合板製造業	25%	0%	0%	0%	25%	50%	0%	0%	100%
F その他製造業	23%	42%	0%	8%	8%	12%	8%	0%	100%
G 木材製品流通業	0%	10%	10%	0%	7%	48%	24%	0%	100%
H その他	57%	0%	14%	14%	0%	14%	0%	0%	100%
合計	21%	21%	5%	7%	9%	26%	10%	0%	100%

また、調達量では対象外であった素材生産業を除いて、調達量と供給量のシェア別の事業体を比較すると、つぎのようになる。

- 「80~100%」 調達量 56% (86 事業体)、供給量 42% (61 事業体)
- 「40~79%」 調達量 18% (28 事業体)、供給量 12% (24 事業体)
- 「0~39%」 調達量 23% (36 事業体)、供給量 45% (89 事業体)

これらを比べてみると調達量より供給量において全体に対する合法木材のシェアが低いことがわかる。これは合法木材の需要自体の少なさとともに、「要求がない限り合法木材の証明をつけない」とする事業者のあることによるものであると思われる。

### (3) 供給に際しての合法木材の明示

#### 1) 供給相手先の確認

供給相手先が合法木材の供給事業者であるかどうかの確認については、次の通りである。

- 「確認している」は 51% (99 事業者)、
- 「一部確認している」が 35% (68 事業者)、
- 「確認していない」が 10% (20 事業者)

このように、「確認している」は半数にすぎない。

業種別には、「確認している」の比率の高いのは、素材生産業 82% (31 事業者)、その他 57% (4 事業者)。「一部確認している」は素材流通業 61% (11 事業者)、合板製造業 50% (4 事業者) 木材製品流通業 48% (14 事業者)、などとなる。

表Ⅲ－10 供給相手先の確認

	確認している	一部確認している	確認していない	不明	合計
A 素材生産業	31	3	3	1	38
B 素材流通業	7	11	0	0	18
C 製材業	30	21	9	2	62
D プレカット加工業	0	2	1	2	5
E 合板製造業	4	4	0	0	8
F その他製造業	12	11	3	0	26
G 木材製品流通業	11	14	3	1	29
H その他	4	2	1	0	7
合計	99	68	20	6	193

A 素材生産業	82%	8%	8%	3%	100%
B 素材流通業	39%	61%	0%	0%	100%
C 製材業	48%	34%	15%	3%	100%
D プレカット加工業	0%	40%	20%	40%	100%
E 合板製造業	50%	50%	0%	0%	100%
F その他製造業	46%	42%	12%	0%	100%
G 木材製品流通業	38%	48%	10%	3%	100%
H その他	57%	29%	14%	0%	100%
合計	51%	35%	10%	3%	100%

素材生産業を除いて調達における調達相手先の確認と比較すると、次のようになる。

- 「確認している」 調達 75% (116 事業者)、 供給 44% (68 事業者)
- 「一部確認している」 調達 18% (28 事業者)、 供給 42% (65 事業者)
- 「確認していない」 調達 3% (4 事業者)、 供給 11% (17 事業者)

これらを比較すると、調達の場合に比べて、供給の場合は「確認している」の比率が 30 ポイントほど少なく、これに対して「一部確認している」とするものが 25 ポイントほど多くなっていることがわかる。

供給方針のところでもすでに述べたが、供給の場合、当該事業者の考えだけでなく、供給相手先との様々な関係が要因として絡んでくるからだと思われる。

## 2) 全ての供給相手先に占める合法木材供給事業者の割合

供給相手先の中で合法木材供給事業者がどの程度あるのかを見ると、次の通りである。

- 「全て供給事業者」 28% (54 事業者)
- 「一部が供給事業者」 60% (116 事業者)
- 「供給事業者はない」 8% (16 事業者)

大別すると「全て供給事業者」が 1/3、「一部が供給事業者」が 2/3 といったところである。

「供給事業者はない」場合、合法木材の供給の連鎖はその時点で途絶えるので、今後、この連鎖をつなげていくための検討が必要になるろう。

業種毎に見ると、「全て供給事業者」の比率は、素材生産業 66%（25 事業者）で最も高く、「全て供給事業者」とした事業者数の半数近くを占める。

「一部が供給事業者」では木材製品流通業が 83%（24 事業者）、素材流通業が 78%（14 事業者）、その他製造業が 73%（19 事業者）、その他が 71%（5 事業者）、合板製造業が 63%（5 事業者）などとなる。

**表Ⅲ－11 供給相手先の合法木材供給事業者の割合**

	すべて供給事業者	一部供給事業者	供給事業者なし	不明	合計
A 素材生産業	25	11	1	1	38
B 素材流通業	4	14	0	0	18
C 製材業	13	36	11	2	62
D プレカット加工業	0	2	1	2	5
E 合板製造業	3	5	0	0	8
F その他製造業	6	19	0	1	26
G 木材製品流通業	2	24	2	1	29
H その他	1	5	1	0	7
合計	54	116	16	7	193

A 素材生産業	66%	29%	3%	3%	100%
B 素材流通業	22%	78%	0%	0%	100%
C 製材業	21%	58%	18%	3%	100%
D プレカット加工業	0%	40%	20%	40%	100%
E 合板製造業	38%	63%	0%	0%	100%
F その他製造業	23%	73%	0%	4%	100%
G 木材製品流通業	7%	83%	7%	3%	100%
H その他	14%	71%	14%	0%	100%
合計	28%	60%	8%	4%	100%

素材生産業を除いて、調達相手先に占める合法木材供給事業者の場合と比較すると、次のとおりである。

- 「全て供給事業者」 調達 33%（50 事業者） 供給 20%（29 事業者）
- 「一部が供給事業者」 調達 66%（97 事業者） 供給 70%（105 事業者）
- 「供給事業者はない」 調達 1%（1 事業者） 供給 10%（15 事業者）

このように「一部が供給事業者」とするものの比率は、調達、供給ともにそれほどの違いはないが、調達では「すべて供給事業者」とするものの比率が 10 ポイントほど高く、供給では逆に「供給事業者はない」とする者の比率が 10 ポイントほど高くなっている。

3) 合法木材であることの明示

合法木材を供給する場合、合法木材である旨を書類等でしているかどうかについては、

- 「全て明示している」 50% (96 事業者)
- 「明示するが多い」 18% (34 事業者)
- 「明示しないが多い」 23% (44 事業者)
- 「全く明示しない」 4% (7 事業者)

表Ⅲ-12 合法木材であることの明示

	全て明示している	明示するが多い	明示しないが多い	全く明示していない	不明	合計
A 素材生産業	25	7	5	1	0	38
B 素材流通業	8	3	6	0	1	18
C 製材業	27	10	22	1	2	62
D プレカット加工業	0	0	2	0	3	5
E 合板製造業	5	2	1	0	0	8
F その他製造業	8	9	6	3	0	26
G 木材製品流通業	16	3	2	2	6	29
H その他	7	0	0	0	0	7
合計	96	34	44	7	12	193

A 素材生産業	66%	18%	13%	3%	0%	100%
B 素材流通業	44%	17%	33%	0%	6%	100%
C 製材業	44%	16%	35%	2%	3%	100%
D プレカット加工業	0%	0%	40%	0%	60%	100%
E 合板製造業	63%	25%	13%	0%	0%	100%
F その他製造業	31%	35%	23%	12%	0%	100%
G 木材製品流通業	55%	10%	7%	7%	21%	100%
H その他	100%	0%	0%	0%	0%	100%
合計	50%	18%	23%	4%	6%	100%

これを業種で見ると、「全て明示している」の比率の高いのは、その他 100% (7 事業者)、素材生産業 66% (25 事業者)、合板製造業 63% (5 事業者)、木材製品流通業 55% (16 事業者)。

「明示するが多い」では、その他製造業 35% (9 事業者)、合板製造業 25% (2 事業者)。

「明示しないが多い」ではプレカット加工業 40% (2 事業者)、製材業 35% (22 事業者) 素材流通業 33% (6 事業者) となる。

なお、この合法木材であることの明示において「全て明示している」としたものと、供給相手先の確認において、合法木材供給事業者であることを「全て確認している」としたものの関係を見ると、「全て明示している」とした 96 事業者のうち、74%に当たる 71 事業者が「供給相手先が供給事業者であることを全て確認」していた。

すなわち、全体の40%弱程度の事業者は、供給相手先が合法木材供給事業者であることを確認したうえで、合法木材であることを明示して販売していたことがわかる。

### 3. 分別管理

#### (1) 分別管理方針書の制定と公表

合法木材の入出荷、在庫の管理には、他の材と混在させないための分別管理が必要であるが、このための分別管理方針書の制定とその公表に関しては、つぎのような結果となった。

- 「定めて公表している」 35% (67 事業者)
- 「定めているが公表していない」 61% (118 事業者)
- 「定めていない」 3% (6 事業者)

これから見ると、96%というほとんど全ての事業者が「定めている」としているが、公表という点において「公表している」1/3、「公表していない」2/3 という差が出ている。

表Ⅲ-13 分別管理方針書の制定と公表

	定め公表している	定めているが、公表していない	定めていない	不明	合計
A 素材生産業	14	21	3	0	38
B 素材流通業	4	14	0	0	18
C 製材業	33	25	2	2	62
D プレカット加工業	1	4	0	0	5
E 合板製造業	1	7	0	0	8
F その他製造業	6	20	0	0	26
G 木材製品流通業	5	23	1	0	29
H その他	3	4	0	0	7
合計	67	118	6	2	193

A 素材生産業	37%	55%	8%	0%	20%
B 素材流通業	22%	78%	0%	0%	9%
C 製材業	53%	40%	3%	3%	32%
D プレカット加工業	20%	80%	0%	0%	3%
E 合板製造業	13%	88%	0%	0%	4%
F その他製造業	23%	77%	0%	0%	13%
G 木材製品流通業	17%	79%	3%	0%	15%
H その他	43%	57%	0%	0%	4%
合計	35%	61%	3%	1%	100%

これらを業種別に見ると、「定め公表している」の比率の高いのは製材業 53% (33 事業者)、その他 43% (3 事業者)、素材生産業の 37% (14 事業者)。

「定めているが、公表していない」の比率の高いのは、合板製造業 88%（7 事業者）、プレカット加工業 80%（4 事業者）、木材製品流通業 79%（23 事業者）、素材流通業 78%（14 事業者）、その他製造業 77%（20 事業者）などとなる。

また、「定めていない」の比率は素材生産業で 8%（3 事業者）と高かった。

分別管理方針書はほとんどの事業者で制定されているので、今後はこの公表に力を入れていくことを期待したい。

## （2）分別管理の場所の設定と利用

分別管理方針書に従って、分別管理の場所が設定されるとともに、有効に利用されているかどうかについては、

- 「設定され、利用されている」 54%（105 事業者）
- 「設定されていないが、全量合法木材のため分別管理に問題はない」 18%（34 事業者）
- 「設定されているが、十分には利用されていない」 16%（31 事業者）
- 「設定されているが、全く利用されていない」 4%（8 事業者）
- 「設定されていない」 7%（14 事業者）

表Ⅲ-14 分別管理場所の設定と利用

	設定され、 利用されて いる	設定されて いるが、十分 利用されて いない	設定されて いるが利用され ていない	設定されて いない	設定されてい ないが、全量 合法木材	不明	合計
A 素材生産業	19	7	0	1	11	0	38
B 素材流通業	8	4	2	3	0	1	18
C 製材業	29	13	3	1	16	0	62
D プレカット加工業	0	1	2	1	1	0	5
E 合板製造業	7	0	0	0	1	0	8
F その他製造業	15	3	0	4	4	0	26
G 木材製品流通業	23	3	1	1	1	0	29
H その他	4	0	0	3	0	0	7
合計	105	31	8	14	34	1	193

A 素材生産業	50%	18%	0%	3%	29%	0%	100%
B 素材流通業	44%	22%	11%	17%	0%	6%	100%
C 製材業	47%	21%	5%	2%	26%	0%	100%
D プレカット加工業	0%	20%	40%	20%	20%	0%	100%
E 合板製造業	88%	0%	0%	0%	13%	0%	100%
F その他製造業	58%	12%	0%	15%	15%	0%	100%
G 木材製品流通業	79%	10%	3%	3%	3%	0%	100%
H その他	57%	0%	0%	43%	0%	0%	100%
合計	54%	16%	4%	7%	18%	1%	100%

これを見ると分別管理の場所が「設定されている」のは 74%、また、十分利用されているのが 54%。さらに、「設定されていないが、全量合法木材のため分別管理に問題はない」を加えると、きちんと管理されているのが 72%ということになり、分別管理

については、かなりの部分で十分実施されているように思われる。

なお、「設定されているが、全く利用されていない」とした 8 事業者のうち、多くがその理由を「合法木材の取扱がない」としている。

「設定されていない」とした理由としては、次のようなものがあった。

- 合法木材の取扱いがないため。(素材生産業、木材製品流通業)
- ほとんどが合法木材と認められることから、若干出所不明のものはまとめて極積みしている。(素材流通業)
- ほとんどが合法木材であるため、現地区画していない。(素材流通業)
- カードにより分別管理している。(その他製造業)
- コンピュータとカードで分別管理している。(その他製造業)

次に、業種別の結果を見ると、つぎのようになる。

分別管理の場所が「設定され、利用されている」としたものの比率は合板製造業で 88% (7 事業者)、木材製品流通業で 79% (23 事業者) 高い。次いでその他製造業 58% (15 事業者)、その他 57% (4 事業者) となる。

「設定されていないが、全量合法木材のために分別管理に問題はない」は素材生産業 29% (11 事業者)、製材業 26% (16 事業者)、プレカット加工業 20% (1 事業者) などで比率が高い。

「設定されているが、十分利用されていない」は素材流通業 22% (4 事業者)、製材業 21% (13 事業者)、プレカット加工業 20% (1 事業者)、素材生産業 18% (7 事業者) などとなる。

「設定されているが、利用されていない」はプレカット加工業 40% (2 事業者)、素材流通業 11% (2 事業者)、製材業 5% (3 事業者) などとなる。

「設定されていない」はその他 43% (3 事業者)、プレカット加工業 20% (1 事業者)、素材流通業 17% (3 事業者)、その他製造業 15% (4 事業者) となる。

なお、設問内容が若干異なるが、昨年度の結果は、分別管理の場所が「確保され、利用されている」が 59% (79 事業者)、「確保されていないが全量合法木材なので問題ない」が 10% (13 事業者)、「確保されているが、利用されていない」が 19% (25 事業者)、「確保されていないが、他の方法で対処」14% (19 事業者) となっている。

これを今年度分と比較すると、「設定され、利用されている」は今年度 5 ポイント低下したのに対し、「設定されていないが、全量合法木材のために分別管理に問題はない」は 8 ポイント増加している。



#### 4. 帳票管理

##### (1) 管理簿の整備と活用

合法木材の入荷・出荷・在庫の情報を把握し、管理するための手段として、管理簿などの整備・活用が必要になるが、管理簿等の整理・活用の状況は次の通りである。

- 「整備され、十分活用されている」 37% (71 事業者)
- 「整備されているが、十分活用されていない」 12% (24 事業者)
- 「不備だが活用されている」 1% (2 事業者)
- 「整備されていない」 50% (96 事業者)

表Ⅲ-15 合法木材管理簿の整備と活用

	整備され十分活用されている	整備されているが、活用されていない	不備だが活用されている	管理簿は整備されていない	伝票の綴りで管理	その他の方法で管理	合法木材の取扱がない	その他	不明	合計
A 素材生産業	16	5	1	16	12	2	1	1	5	38
B 素材流通業	7	1	0	10	6	2	1	1	0	18
C 製材業	5	11	0	46	35	7	1	2	9	62
D プレカット加工業	0	1	1	3		0	1	1	1	5
E 合板製造業	6	1	0	1	1	0	0	0	1	8
F その他製造業	14	3	0	9	8		0	1	2	26
G 木材製品流通業	20	1	0	8	5	1	2	0	1	29
H その他	3	1	0	3	3	0	0	0	1	7
合計	71	24	2	96	70	12	6	6	20	193

A 素材生産業	42%	13%	3%	42%	75%	13%	6%	3%	13%	100
B 素材流通業	39%	6%	0%	56%	60%	20%	10%	6%	0%	100
C 製材業	8%	18%	0%	74%	76%	15%	2%	3%	15%	100
D プレカット加工業	0%	20%	20%	60%	0%	0%	33%	20%	20%	100
E 合板製造業	75%	13%	0%	13%	100	0%	0%	0%	13%	100
F その他製造業	54%	12%	0%	35%	89%	0%	0%	4%	8%	100
G 木材製品流通業	69%	3%	0%	28%	63%	13%	25%	0%	3%	100
H その他	43%	14%	0%	43%	100	0%	0%	0%	14%	100
合計	37%	12%	1%	50%	73%	13%	6%	3%	10%	100

また、「整備されていない」としたもののうちで、管理簿に変わるものとして「伝票の綴りで管理」としたのは73% (79 事業者)「その他の方法で管理」としたのが13% (12 事業者)、「合法木材の取扱がない」としたのが6% (6 事業者)、「その他」が6% (6 事業者) となっている。

これからみると、管理簿等を整備しているのは50% (97 事業者) であり、これを活用しているのは38% (72 事業者) ということになる。

昨年度は活用については除外して管理簿の整備についてのみ質問しているが、「管理簿がある」は38% (51 事業者)、「管理簿はあるが一部不備」が19% (25 事業者)、「管理簿はない」が40% (57 事業者) である。

なお、これを今年度と比較すると、一部不備も含めて管理簿が整備されているものの比率は、57%から50%へ7ポイント低下し、管理簿がないものは40%から50%へ増加している。

業種毎に見ると、「整備され、十分活用されている」は合板製造業 75% (6 事業者)、木材製品流通業 69% (20 事業者)、その他製造業 54% (14 事業者) などで比率が高く、「整備されているが、十分活用されていない」はプレカット加工業 20% (1 事業者)、製材業 18% (11 事業者) などとなる。

「整備されていない」は製材業 74% (46 事業者)、プレカット加工業 60% (3 事業者)、素材流通業 56% (10 事業者) などとなる。

また、「整備されていない」の内訳で、「伝票の綴りで管理」する事業者数は、合板製造業、その他製造業、製材業、素材生産業で多い。

なお、帳票管理に関するコメントとしては、次のようなものがあげられている。

○「整備されているが、十分活用されていない」

- ・代替として伐採申請書綴りを活用しているが、合法木材が量的に少なく、要求も少ない。(素材流通業)
- ・管理簿を活用する機会がない。(その他)

○「不備だが活用されている」

- ・全て委託材であるため。(素材生産業)
- ・製紙チップ材については管理簿だが、合板用材は伝票綴り。(素材生産業)

○「伝票綴りで管理」

- ・購入証明で把握・確認。(製材業)
- ・全量合法木材であるため、伝票綴りが実質的管理簿。(合板製造業)
- ・荷受書、計算書などで整理している。(素材生産業)
- ・全量合法木材のため、合法木材の管理簿は整備していない。(製材業)
- ・受発注管理システムによって管理している。(製材業 2 件)
- ・自社で開発したソフトを使って、PC で整理している。(木材製品流通業)

○「その他の方法で管理」

- ・仕入帳、出荷票、野帳、伝票などによる。(素材生産業、製材業、木材製品流通業)
- ・荷受票綴り、伐採届綴りで整理している。(素材流通業)
- ・出荷実績表、PC 等で管理している。(素材流通業)
- ・PC 等で整理している。(木材製品流通業)
- ・全て合法木材なので、特別、管理簿はない。入荷は原木出納表、出荷は製材出納表で管理し、寸法毎、樹種毎に入荷量、出荷量の全てが把握できる。(製材業)

○「その他」

- ・全量合法木材のため、通常は諸帳簿で管理している。(チップ製造業)
- ・取扱製品は大半が青森ヒバであることから、書類管理はしていない。また、外材製品は証明がない。(製材業)

- ・伝票綴りで管理しているが、供給したとき、証明書の発行が少ない。(製材業)
- ・業者別の納品書で管理している。(製材業)
- ・仕切書を PC で整理して集計している。(素材流通業)

(2) 証明書の受領・発行と保管・管理

証明書の受領・発行と管理の状況については、次の通りである。

- 「受領・発行され、適切に管理されている」 75% (145 事業者)
- 「受領・発行されているが、適切に保管されていない」 15% (28 事業者)
- 「受領・発行は行われていない」 10% (10 事業者)

表Ⅲ-16 証明書の受領・発行と保管管理

	受領・発行 され適切に 保管されて いる	受領・発行 されている が適切に保 管されてい ない	受領・発行 は行われて いない	不明	合計
A 素材生産業	27	9	2	0	38
B 素材流通業	13	1	4	0	18
C 製材業	46	14	2	0	62
D プレカット加工業	3	0	2	0	5
E 合板製造業	8	0	0	0	8
F その他製造業	21	3	2	0	26
G 木材製品流通業	22	0	6	1	29
H その他	5	1	1	0	7
合計	145	28	19	1	193

A 素材生産業	71%	24%	5%	0%	20%
B 素材流通業	72%	6%	22%	0%	9%
C 製材業	74%	23%	3%	0%	32%
D プレカット加工業	60%	0%	40%	0%	3%
E 合板製造業	100%	0%	0%	0%	4%
F その他製造業	81%	12%	8%	0%	13%
G 木材製品流通業	76%	0%	21%	3%	15%
H その他	71%	14%	14%	0%	4%
合計	75%	15%	10%	1%	100%

若干質問が異なるが、昨年度においては「証明書は全て管理され、適切なものである」が 62% (84 事業者)、「証明書は全て保管されているが、一部不適切なものがある」が 11% (15 事業者)、「証明書は管理されていない」が 16% (21 事業者)、「証明書の受領・発行はない」が 13% (18 事業者) であった。

これらを比較すると、適切に管理されているとするものが 62% から 75% へ 13 ポイント増加したのに対し、適切に管理されていないとするものが 27% から 15% へ 12 ポ

イント減少している。また、証明書の受領・発行を行っていないのはほとんど変わっていない。

このようなことから、証明書の受領・発行と保管・管理に関してはかなり改善されているように思われる。

これを業種別にみると、「受領・発行され、適切に管理されている」は合板製造業で100%（8事業者）、その他製造業81%（21事業者）、木材製品流通業76%（22事業者）で比率が高い。

また、「受領・発行されているが、適切に保管されていない」は素材生産業24%（9事業者）、製材業23%（14事業者）。

さらに、「受領・発行は行われていない」についてはプレカット加工業40%（2事業者）素材流通業22%（4事業者）、木材製品流通業21%（6事業者）となる。

次にコメントについてみると、次のとおりである。

○「受領・発行され、適切に管理されている」

- ・最初の書類確認の後、貯木場所に保管するが、他の材との混在も多少ある。書類として調達伝票はない。供給は市場からの荷受け書を相手方に提出。市場では荷受け書を整理し、綴りとする。市場からは送り状を作成し、相手方と市場で保管。市場における荷受け書、送り状には認定番号、合法木材である旨の記載はない。

（素材流通業）

- ・国有林からの証明を用意している。（素材生産業）
- ・要請がなくても証明を発行するよう指導している。（その他製造業）

○「受領・発行されているが、適切に保管されていない」

- ・全て合法木材としてみている関係から、入荷については別扱いにしていない。（素材流通業）

- ・受領の証明書は保管しているが、供給の場合証明書は発行していない。（製材業）

- ・合法木材ではあるが、証明しないで出荷している。（製材業）
- ・受領の際の証明書は保管されているが、相手からの要請がないため、証明書の発行は少ない。（製材業）
- ・合法木材として別途保管はしていない。（製材業）
- ・伝票綴りで保管している。（素材生産業）
- ・証明書の要件を備えた出荷伝票を一括綴りにしている。（素材生産業）
- ・一部に合法証明に記述漏れがあった。（その他製造業）
- ・発行した証明書の控えがなかったので、今後保管する。（製材業）
- ・全て保管するように努める。（素材生産業 2件）
- ・毎回、納品書に貼付して保管する。（その他製造業）

○「受領・発行は行われていない」

- ・ 製紙会社より年間の出荷確認伝票をもらい、入荷時に確認している。  
(その他製造業)
- ・ 合法木材かどうか判断できない。  
(プレカット加工業)
- ・ 合法木材の要求は少ないが、今後出来るだけ発行に努力したい。  
(素材流通業)
- ・ 合法木材の取扱実績がない。  
(素材流通業)
- ・ 調達時の証明は伝票綴りで管理しているが、出荷時に合法木材の要請が少ないので証明は一部だけになっている。  
(製材業)
- ・ 認定事業者の木材を木材市場に出荷している。  
(素材生産業)
- ・ 相手から証明書の発行を求められたことがない。  
(その他製造業)
- ・ 要請がなくても証明書は発行するよう指導した。  
(その他製造業)

(3) 証明書の記載状況

発行された証明書の記載状況については、次のようになっている。

- 「記載事項は適切である」 84% (163 事業者)
- 「一部に不備がある」 5% (10 事業者)
- 「不適切である」 2% (3 事業者)

表Ⅲ-17 証明書の記載状況

	記載事項は適切である	一部に不備がある	不適切である	不明	合計
A 素材生産業	35	1	0	2	38
B 素材流通業	12	3	1	2	18
C 製材業	59	1	0	2	62
D プレカット加工業	3	0	0	2	5
E 合板製造業	7	1	0	0	8
F その他製造業	20	2	2	2	26
G 木材製品流通業	21	1	0	7	29
H その他	6	1	0	0	7
合計	163	10	3	17	193

A 素材生産業	92%	3%	0%	5%	20%
B 素材流通業	67%	17%	6%	11%	9%
C 製材業	95%	2%	0%	3%	32%
D プレカット加工業	60%	0%	0%	40%	3%
E 合板製造業	88%	13%	0%	0%	4%
F その他製造業	77%	8%	8%	8%	13%
G 木材製品流通業	72%	3%	0%	24%	15%
H その他	86%	14%	0%	0%	4%
合計	84%	5%	2%	9%	100%

昨年度は「適切である」が70%（95事業者）、「記載に不備がある」が18%（24事業者であったことから、証明書の受領・発行、保管・管理についてと同様に、かなり改善されてきていると思われる。

なお、業種別に見ると、「記載事項は適切である」に比率の高いのは、製材業95%（59事業者）、素材生産業92%（35事業者）、合板製造業88%（7事業者）、その他86%（6事業者）などで、「一部に不備がある」は素材流通業17%（3事業者）などである。

次にコメントについてみると、次のとおりである。

- 「記載事項は適切である」
  - ・伐採届出書なので適切である。 (素材生産業 4件)
- 「一部に不備がある」
  - ・伝票等に認定番号、合法木材表示がない。 (素材流通業)
  - ・供給先が希望しないため、一部で記述を省略している。 (その他製造業)
  - ・合法木材である旨の記述がない。 (素材生産業)
  - ・県産材認証との混同がある。 (合板製造業)

## 5. 分別管理責任者の選任・公表と活動状況

### (1) 分別管理責任者の選任と公表

分別管理責任者の選任・公表に関しては、次の通りである。

- 「選任され、公表されている」 70%(135 事業者)
- 「選任されているが、公表されていない」 29%(56 事業者)
- 「選任されていない」 1%(2 事業者)

**表Ⅲ-18 分別管理責任者の選任と公表**

	選任され公表されている	選任されているが公表されていない	選任されていない	不明	合計
A 素材生産業	22	15	1	0	38
B 素材流通業	11	7	0	0	18
C 製材業	46	15	1	0	62
D プレカット加工業	2	3	0	0	5
E 合板製造業	2	6	0	0	8
F その他製造業	22	4	0	0	26
G 木材製品流通業	23	6	0	0	29
H その他	7	0	0	0	7
合計	135	56	2	0	193

A 素材生産業	58%	39%	3%	0%	20%
B 素材流通業	61%	39%	0%	0%	9%
C 製材業	74%	24%	2%	0%	32%
D プレカット加工業	40%	60%	0%	0%	3%
E 合板製造業	25%	75%	0%	0%	4%
F その他製造業	85%	15%	0%	0%	13%
G 木材製品流通業	79%	21%	0%	0%	15%
H その他	100%	0%	0%	0%	4%
合計	70%	29%	1%	0%	100%

これを見ると 2 事業者を除いて、全ての事業者で分別管理責任者は選任されているが、1/3 弱の事業者で公表されていない。「事業者認定実施要領」(ひな形)では責任者の選任について、「本取組の責任者が 1 人以上選任されていること」となっており、その公表までは定められていないが、透明性・信頼性の確保の点からは、出来れば公表することが望ましいと思われる。

これらを業種別に見ると、「選任され、公表されている」の比率の高いのは、その他 100%(7 事業者)、その他製造業 85%(22 事業者)、木材製品流通業 79%(23 事業者)、製材業 74%(46 事業者)である。

「選任されているが、公表されていない」は合板製造業 75%(6 事業者)、プレカット加工業 60%(3 事業者)などとなる。

なおコメントについては次のとおりである。

- 「選任されているが、公表されていない」について
  - ・ 今後は公表したい。 (素材流通業)
  - ・ 分別管理責任者を合法ナビに掲載する予定である。 (素材生産業)

(2) 分別管理責任者の活動状況

分別管理責任者の活動状況については、次の通りである。

- 「分別管理、帳票管理などに適切に関与している」 70%(135 事業者)
- 「分別管理、帳票管理などへの関与は不十分である」 21%(41 事業者)
- 「選任されているが、分別管理、帳票管理などへの関与がない」 8%(16 事業者)

「分別管理、帳票管理などに適切に関与している」の70%という比率は、分別管理責任者の選任・公表において「分別管理責任者が選任され、公表されている」としたものの比率と同じである。これから、多くの事業者では分別管理責任者が選任・公表され、適切に機能していると見ることが出来る。

表Ⅲ-19 分別管理責任者の活動状況

	分別管理・帳票管理が適切である	分別管理・帳票管理が不十分	選任されているが、関与がない	不明	合計
A 素材生産業	27	8	3	0	38
B 素材流通業	10	7	1	0	18
C 製材業	36	20	6	0	62
D プレカット加工業	1	2	2	0	5
E 合板製造業	8	0	0	0	8
F その他製造業	23	2	1	0	26
G 木材製品流通業	25	2	1	1	29
H その他	5	0	2	0	7
合計	135	41	16	1	193

A 素材生産業	71%	21%	8%	0%	20%
B 素材流通業	56%	39%	6%	0%	9%
C 製材業	58%	32%	10%	0%	32%
D プレカット加工業	20%	40%	40%	0%	3%
E 合板製造業	100%	0%	0%	0%	4%
F その他製造業	88%	8%	4%	0%	13%
G 木材製品流通業	86%	7%	3%	3%	15%
H その他	71%	0%	29%	0%	4%
合計	70%	21%	8%	1%	100%

業種別には、「適切に関与している」は合板製造業 100%(8 事業者)、その他製造業 88%(23 事業者)、木材製品流通業 86% (25 事業者)、素材生産業及びその他がそれぞれ



れ 71%(27 事業者、5 事業者)など。

「関与は不十分である」はプレカット加工業 40%(2 事業者)、素材流通業 39%(7 事業者)、製材業 32%(20 事業者)などとなり、「関与がない」はプレカット加工業 40%(2 事業者)、その他 29%(2 事業者などで比率が高かった。

### (3) 分別管理責任者の事業者研修会への出席

分別管理責任者の事業者研修会への出席については、

- 「常に出席している」 53%(102 事業者)
- 「何度か出席したことがある」 31%(60 事業者)
- 「責任者以外が出席している」 7%(13 事業者)
- 「誰も出席していない」 9%(17 事業者)

**表Ⅲ-20 分別管理責任者の認定団体研修会への出席**

	常に出席している	何度か出席したことがある	責任者以外が出席している	誰も出席していない	不明	合計
A 素材生産業	28	7	2	0	1	38
B 素材流通業	8	5	1	4	0	18
C 製材業	25	25	4	8	0	62
D プレカット加工業	1	3	1	0	0	5
E 合板製造業	5	3	0	0	0	8
F その他製造業	10	12	3	1	0	26
G 木材製品流通業	19	4	2	4	0	29
H その他	6	1	0	0	0	7
合計	102	60	13	17	1	193

A 素材生産業	74%	18%	5%	0%	3%	20%
B 素材流通業	44%	28%	6%	22%	0%	9%
C 製材業	40%	40%	6%	13%	0%	32%
D プレカット加工業	20%	60%	20%	0%	0%	3%
E 合板製造業	63%	38%	0%	0%	0%	4%
F その他製造業	38%	46%	12%	4%	0%	13%
G 木材製品流通業	66%	14%	7%	14%	0%	15%
H その他	86%	14%	0%	0%	0%	4%
合計	53%	31%	7%	9%	1%	100%

昨年度は分別管理責任者が選任され、「事業に関与し、研修も受講している」が 76% (10 事業者)であった。今年度の「常に出席している」、「何度か出席したことがある」がこれに対応していると見ると、今回は 84%と比率は若干高くなった。

## 6. 包括的評価

本事業への取組に対する包括的評価を見ると、次のようになっている。

- 「適切に取り組んでいる」 45% (87 事業者)
- 「一部改善が必要」 51% (99 事業者)
- 「全体的に改善が必要」 3% (5 事業者)

**表Ⅲ-21 本事業の取組全体に対する包括的評価**

	適切に取り組んでいる	一部改善が必要	全体的に改善が必要	不明	合計
A 素材生産業	22	15	0	1	38
B 素材流通業	6	10	2	0	18
C 製材業	17	44	1	0	62
D プレカット加工業	0	4	0	1	5
E 合板製造業	3	5	0	0	8
F その他製造業	12	14	0	0	26
G 木材製品流通業	21	6	2	0	29
H その他	6	1	0	0	7
合計	87	99	5	2	193

A 素材生産業	58%	39%	0%	3%	20%
B 素材流通業	33%	56%	11%	0%	9%
C 製材業	27%	71%	2%	0%	32%
D プレカット加工業	0%	80%	0%	20%	3%
E 合板製造業	38%	63%	0%	0%	4%
F その他製造業	46%	54%	0%	0%	13%
G 木材製品流通業	72%	21%	7%	0%	15%
H その他	86%	14%	0%	0%	4%
合計	45%	51%	3%	1%	100%

これを業種別に見ると、「適切に取り組んでいる」としたものが多いのは、その他の86% (6 事業者)、木材製品流通業の72% (21 事業者)、素材生産業の58% (22 事業者) である。

「一部改善が必要」とするのはプレカット加工業の80% (4 事業者)、製材業の71% (44 事業者)、合板製造業の63% (5 事業者)、素材流通業の56% (10 事業者)、その他製造業の54% (14 事業者) などとなる。

また、「全体に改善が必要とする」については、素材流通業で最も多く11% (2 事業者)、次いで木材製品流通業の7% (2 事業者) となった。

## 7. 評価すべき事項

### (1) 素材生産業

- ・全量合法木材を取り扱っており、合法木材制度の理解、取り組み姿勢は他の模範となる。
- ・原木はすべて合法性の証明材のみであり、原木出荷についてもすべて証明している。
- ・原木のパルプ材はすべて合法性の証明材であり、出荷については製紙会社からの合法木材の記載があるチケットを使用している。
- ・国、県から素材を調達し、自社で製材した上で公共工事事業用材料として合法材を提供している。
- ・森林管理を行っているため、そこから出す材を合法材として積極的に提供している。
- ・森林組合での丸太生産事業も行っており、伐採作業の際に本事業の取組意義を森林所有者に伝えている。
- ・森林所有者に本事業の必要性と意義を説明して理解をしてもらっており、結果的に本事業の普及に役立っている。
- ・本制度が発足して以来、最も積極的な取組を行ってきた事業者である。
- ・当該事業者は林野庁OBであるため制度に対する理解が深い。
- ・県内で最も素材の供給が多い事業者であり、合法材も多い。
- ・立木の購入は、必ず伐採届け提出後に行っている。(2)
- ・森林認証を取得しており、研修にも参加し、分別管理責任者を選任するなどしてガイドライン等に則って適切に対応している。
- ・合法木材、SGECの両方を取得しているため、管理は良くできていた。
- ・今後も合法材しか扱わない方針である。
- ・方針書等に基づき対応。(2)
- ・素材の供給は100%合法材であり、全てに証明書を発行し、その控えも適切に保管している。また、帳票類や管理簿等も適切に整理、管理されている。分別管理責任者の合法木材に対する意識が高く、当団体では2年に一度研修会を実施しているが必ず出席している。
- ・研修にも参加し、分別管理責任者の選任も行うなど適切に対応している。
- ・ガイドライン等に則って、分別管理責任者を選任し、証明書発行に必要な書類は適切に管理しており、研修会にも積極的に参加している。(2)
- ・研修に出席したり、分別管理責任者を選任するなどして、ガイドライン、実施要領等に則って対応しており合法木材の取組に努力している。(3)

### (2) 素材流通業

- ・合法木材の必要性を十分に理解し、積極的な取り扱いを行っている。
- ・合法木材の証明をすることにより、地域産材の需要が高まっている。

- ・国産材の丸太生産は、伐採届けを提出してから行っている。（なお、国産材生産は、年度当初のみで、その後は行っていない。）
- ・全量合法木材であり明細書等で合法材を確認している。
- ・合法証明された木材については、出荷先から求められなくても、全量合法証明書をつけて販売している。
- ・PEFC・CoC 及び FSC・CoC 取得済、ISO14001 取得済み。

### (3) 製材業

- ・原木は、認定事業者である森林組合から全て入荷しており、100%合法木材である。
- ・県有林から購入した合法材を製材し積極的に提供している。
- ・本制度が始まる前から地元材を使った家造りを進めており、合法材の使用に対する理解も深い。
- ・合法木材制度を理解しており、自己で生産する丸太は全て合法木材としているほか、購入する丸太は合法木材供給事業者から購入するよう努力している。
- ・原料購入時には、明細書等で合法材を確認し、土場で分別管理をしている。
- ・原材料の購入は、全量合法材であり明細書等で合法材の確認をしている。（3）
- ・全量合法木材としての調達、供給に積極的に取り組んでいる。
- ・需要に応じて合法木材で製材している。
- ・県が認証を進めている制度のうち3棟分の合法材を提供している。
- ・会社全体で原則的に合法木材しか取り扱わない方針である。
- ・近年特に建物を中心に合法材の取扱量が増えている。
- ・公共工事用杭木を一手に引き受け提供している。
- ・今後も合法木材しか扱わない方針である。（2）
- ・取り扱いの大半はドイツからの輸入材で、全て証明材である。
- ・原料の購入は、明細書等で合法材の確認をしている。（2）
- ・全量合法木材を調達し、全量合法証明をして供給している。
- ・合法木材の普及に努力している姿勢が感じられる。
- ・製材品供給の際、発行した証明書を適切に保管している。（3）
- ・すべての調達相手先に対して合法性証明をしていない材は、原則として入荷しないことを伝えている。また、管理簿等もしっかり整備されている。
- ・北洋材から国産材へ原料転換している大規模製材工場（年間 5~6 万 m<sup>3</sup>）である。現在、国産材の割合は約半分であるが、1，2年後には全量を国産材にし、「全量、合法木材」にする方針である。従業員の合法木材への認識、仕事への意識も変わり、意欲向上の一因ともなっている。金銭的面より、従業員の意識改革が図れたことが大きい。
- ・展示会や工務店との勉強会で積極的にPR活動を行っている。

#### (4) プレカット加工業

- ・調達に対し、合法証明を必ずつけるように働きかけている。その結果、国産材（スギ、ヒノキ）については、ほとんどが合法木材となっている（調達先10数社）。なお、梁・桁類（ベイマツ）については、調達先から合法証明がとれないため、当社の合法木材のシェアは全木材調達量の20~39%となっている。
- ・環境保護の観点から重要である。

#### (5) 合板製造業

- ・原料はすべて合法性の証明材のみであり、出荷製品についてもすべて証明をしている。
- ・分別管理及び帳票管理が適切になされている。（3）
- ・ISO、FSC、CoC認証の仕組みが生かされている。
- ・合法材の製品出荷の際、「合板の合法性等証明書」を発行するとともに製品に証明材であることをスタンプで表示している。（2）
- ・全量が合法木材。納品書（発送明細書）には「本品は合法材を使用しております。日本合板工業組合連合会認定番号JPMA09-000」と表示し、また、製品にも合板1枚毎に表示している。
- ・環境保護の観点から重要である。

#### (6) その他製造業

- ・全量合法木材を取り扱っており、合法木材制度の理解、取り組み姿勢は他の模範となるものである。
- ・供給側が県内有数の優良会社で合法木材でないと受け入れないことから、合法木材に対する意識は高い。
- ・調達側は全量合法木材でなければ受け入れしないことから、素材業者も問題意識を持って対応している。また、製紙直系会社としての社会的使命を負い、合法木材の普及に努めている。

#### (7) 木材製品流通業

- ・調達先からの依頼を受け積極的に合法材の調達を行っている。
- ・合法材を使う意義が浸透している。
- ・当制度の趣旨を良く理解し適切に運用している。
- ・積極的に認証材の調達・供給に努めている。
- ・仕入れ・販売とも100%合法木材を扱う（証明書を受領・発行する）方針。
- ・FSCをはじめとする認証材の取扱いを増やす方針。
- ・輸入合板については、中国等一部を除き仕入先シッパーから必ず合法性証明書類を取得している。

- ・ 森林・CoC 認証材について、全て船積み毎に認証材である旨船積み書類に明記され認証材として販売している。
- ・ 合法証明書の必要性をシッパーに訴え、証明書の取得を粘り強く交渉している。(2)
- ・ 海外のシッパーにも CoC 認証取得を推奨し、認証材調達を増やしている。
- ・ PEFC・CoC、FSC・CoC 取得済み。(3)
- ・ PEFC・CoC、SGECCoC 取得済み。
- ・ SGECCoC、PEFC・CoC、取得も検討中。
- ・ PEFC・CoC、FSC・CoC、SGEC・CoC 取得済み。ISO14001 取得済み。
- ・ PEFC・CoC、FSC・CoC、ISO14001 取得済み。(9)
- ・ FSC・CoC 取得準備中。仕入れ・販売とも 100%合法木材を使う方針。
- ・ 合法木材推進マーク使用の承認を得て合法木材PRに資している。
- ・ 来年度から積極的・自主的に合法木材を供給する方針。

#### (8) その他

- ・ 原木は全量合法木材である。
- ・ 合法材イコール普通材の認識で工夫している。
- ・ 合法木材を供給するという認識が深まっている。
- ・ 合法木材に対する認識が職員に徹底されている。
- ・ 帳票類、証明書類の管理がしっかりしている。(3)
- ・ 原料はすべて合法性の証明材であり、出荷製品もすべて証明をしている。
- ・ 100%合法証明書を取得し、適切なファイルを作成して保管・管理している。また、販売先に証明書を積極的に発効する方針に転換した。
- ・ 安心安全をテーマとした商品開発と事業展開を進める中で、100%の証明を目指して活動しており、分別管理する必要のない形態を目標としている。
- ・ 環境対策についての企業目標をハウスメーカー側に提示するなど、合法材製品の積極的な普及、活用に努めている。
- ・ 仕入時に、合法材の確認を意識するようになり、供給先から証明書を求められても、簡単に提示できるようになった。
- ・ 事業者認定以外にも、FSC・CoC 認証を取得している。
- ・ PEFC・CoC、FSC・CoC、ISO14001 取得済み。(2)
- ・ 地元市の調達方針に積極的に関わっているほか、他の市町にも要請を行っている。
- ・ 無秩序な伐採が、地球の温暖化、環境問題に深く関係していることが少しずつではあるが、理解されてきている。

## 8. 改善すべき事項

### (1) 素材生産業

- ・特に改善までではないが、取り扱っている原木はすべて間伐材とのことであったので、合法材等証明のない入荷材についても証明書の添付を呼びかけてほしい。
- ・一部合法性記述がないまま供給している事例が散見されることから、納品書に合法材の記述、認定番号を予めプリントするなどの証明事項漏れの対策が必要。
- ・合法木材等の研修会等を通じて職員にその必要性を認識させていきたい。
- ・積極的に合法木材証明を発行していきたい。
- ・地域的にあって、合法木材の重要性がまだ認知されているといった状況ではないので、皆がこの合法木材の重要性を考えるように我々も努力したい（認定事業者）としている。
- ・これまでも適切に行ってきたと考えているが、今後会社内での合法木材の重要性を浸透させていきたい（認定事業者）としている。
- ・地域的にはまだ合法木材に対し全面的意欲は感じないが、自社としては合法木材を扱う努力をしていきたい（認定事業者）としている。
- ・合法木材に対する認知度はまだ低いと考えられるので、今後、地域的にも認知度が増すよう努力したい（認定事業者）としている。
- ・平成 22 年度 3 団体主催の研修会に参加し、さらなる知識の向上を図る。
- ・野帳管理から帳票管理に改善してもらいたい。
- ・分別管理の基本方針を早期に定め公表してもらいたい。
- ・伝票管理を帳票管理に改善してもらいたい。（2）
- ・供給側から証明の依頼がほとんどないため、納品書等に合法木材でも証明をしていないことから、依頼がなくても証明してやる必要がある。
- ・木炭生産も行って出荷しているが、木炭についても証明書を発行する必要がある。
- ・木材センターへの丸太出荷は、代行証明によっているが、自己で証明書を発行すべき。

### (3)

- ・合法木材管理簿の整備・管理が必要である。（2）
- ・発送伝票（合法木材印入り）が造材下請け業者名で発行されたものを契約先に届けている。（伝票の控えは当社でも保管している）発送伝票は当社（元請）が発行するか、または当社が経由した証が必要として改善を求めた。
- ・証明方法（伐採届）の簡素化（森林所有者の理解が得られない。）
- ・管理簿がなかったため、今後作成するよう注意指導。
- ・分別管理責任者の管理は適切だが、帳票類管理などへ関与は不十分である。（2）
- ・証明様式に、伐採地の森林を記入する必要がある。

## (2) 素材流通業

- ・ 仕組みはわかる。現地表示は不十分であるが、今後改善したい。指導して欲しい。
- ・ 簿冊については整理し、PC等でより集計を明確化したい。
- ・ 保安林が多いことから、手続きが長期間になること（3～6月）から、もう少し簡略化の検討をして欲しい。
- ・ 福井県では、供給事業者自体個人が多く、伐採届けがほとんど提出されていない実態にあり、それでも問題なく流通してしまう状況にある。
- ・ 合法木材について、PR不足である。さらなる需要の拡大を期待する。
- ・ 量は多くないが、外材も取り扱っており、その合法性についても取り組むべきである。（ただし、高齢であることから、今年度で木材取扱をやめる予定）
- ・ 現在取扱中の商品については、森林・CoC認証材の流通が少ない。合法性証明書の取得に努めているが、証明材の供給要請は少ない。
- ・ 将来の証明書発行業務に備えて、本支店間実績の一元管理システムをチェック。
- ・ 要請があること以外は証明書を発行していない。
- ・ 原木市場への出荷者全てが認定事業者ではない。しかし、認定事業者でない事業者を排除することは現実的にはできないので、原木市場に限らず全ての原木市場について、「代行証明手続き」での対応を申請していきたい。

## (3) 製材業

- ・ 素材分別管理を適切に実施する必要がある。（「合法木材」と「その他木材」を入荷しているが、貯木は径によって行っており、現実問題径毎に「合法木材」と「その他木材」を分別して管理することが貯木場の広さからいって難しい面がある。これをクリアするため、全量合法木材を入荷するよう指導した。）
- ・ 製材品供給は全量合法木材となるよう意識改革に努める必要がある。（供給先の要請がなくとも証明書を添付すること。このことが会社の評価を高めることにもなる。まず合法素材の入荷を進めながら合法製材品の供給に努めるよう意識の転換を図るよう指導した。）
- ・ 製材品の出荷先から証明書を求められた場合のみ証明書を発行している。せっかく100%合法材を入荷していることから、出荷する製材品全てに証明書を添付する必要がある。（相手側からの信用や会社の価値向上のため全ての製材品に証明書を添付するよう指導した。）
- ・ 証明書を発行する場合、納品書にのみ証明事項を記載しているが、自社で保管する納品書には記載していない。納品書の控えにも合法木材の証明事項を記載し、保管する必要がある。（これまで複写しないで相手側への納品書のみ証明事項を記載していた嫌いがあること、また、納品書1枚ずつに証明事項を記載することが面倒といった意識もあることから、納品書に予め証明事項を印刷、あるいは証明事項をゴム印で製造



し、納品するときにゴム印を押し、自社控えを保管するよう指導した。)

- ・合法木材の研修会等に積極的に参加したい。(5)
- ・合法木材等の研修会等を通じて職員にその必要性を認識させていきたい。
- ・絶対的な使用量が少ないため現段階では問題がないが、管理簿で処理したい。
- ・仕入帳、出荷帳で対処しているが、一步進め、管理簿で対処してもらいたい。
- ・伝票管理を帳票管理に。(5)
- ・納めた後から証明書を発行しており、求められたときだけ発行している。
- ・自社が認定事業者であることのPR不足。
- ・調達先の証明は整理されているが、供給する場合、相手先からの要望に関わらずガイドラインに沿った証明書の添付が望ましい。
- ・合法木材への認識が欠如し、取組が疎かになっている。
- ・供給側からの要請が少ないためさらに積極的に対応が必要。
- ・合法木材に対する認識が余りないことから、今後は大いに高める必要がある。
- ・合法木材管理簿等の帳票類を整備し、管理する必要がある。
- ・発行済みの証明書はペーパー化し、ファイルすること。
- ・調達する国産材は、ほぼ全量合法木材であるが、供給する場合は、要請がなければ証明書を発行していない。今後、要請されなくても全量合法証明された木材を出荷するように取り組むとしている。
- ・管理簿がなかったため、今後作成するよう注意指導、また、発行した証明書の控えがなかったため、今後は保管するよう指導した。
- ・管理簿がなかったため今後作成するよう注意指導
- ・製材の供給に対して合法材の要請がある場合のみ証明書を発行している。来年の1月からは合法材の供給は全て証明書を発行することを確約しました。
- ・製材の供給に対して合法材の要請があること以外は証明書を発行していない。
- ・合法材の要請があったとき以外は証明書を発行していない。
- ・合法証明付きで調達した木材については、分別管理を適切に行い、全量合法証明書をつけて販売するよう努める。
- ・調達・供給方針どおり、全量合法木材を調達し、全量合法証明して供給に努める。
- ・調達した合法木材については、全量合法証明して供給することに努める。
- ・仕入れた合法証明材は、全量合法証明書付きで販売するよう努める。
- ・100%合法木材を調達しているのだから、全量合法証明して供給するよう努める。
- ・素材生産業者、伐採森林を確認する方法が必要がある。

#### (4) プレカット加工業

- ・委託材であっても合法材として入荷する場合がありますので、再認識するように。
- ・川上から川下まで周知されていない。

- ・合法木材認定事業者であることが従業員（製造、営業）に周知されておらず、朝礼や会議、看板・ポスター類の提示等によって、合法木材への理解を求め、全社員が合法木材に取り組んでいることをアピールすることが必要である。

#### （５）合板製造業

- ・実態としては、伝票の綴り込みが管理簿の内容となっているので、表紙に「受入管理簿」「支出管理簿」と表示することにより管理簿の備え付けをするとよいと思われる。
- ・買い受け人から要望のある場合に、合法証明書を発行している。実質的に合法木材による製品の販売が多いので、今後、納品（出荷）伝票等に合法証明する等、積極的な取組が必要である。
- ・合法性の証明は、買い受け人から要請があった場合に証明書を発行している。合法木材の推進の面からも、納品伝票に合法証明をする等、積極的な合法証明の取組が望まれる。
- ・原料丸太の証明材を増加（ロシア材）することにより、製品の合法性証明の増加が望まれる。 （２）
- ・全量合法木材供給でなくても今のところ問題ないところ。

#### （６）その他製造業

- ・供給先が合法木材供給事業者でないため、一部で合法記述を省略した事例があった。全量合法材供給のことから、納品書には、全て合法証明必要事項を記載し納入すること。
- ・合法証明必要事項の記述漏れがないよう注意が必要
- ・分別管理や帳票管理に当たっては、より適切な対応を図りたい。

#### （７）木材製品流通業

- ・市場であるので入荷、出荷の量が多く大変であるが、伝票管理と管理簿管理にしてもらいたい。
- ・仕組み作りだけでは駄目である。仕掛けていかなければ浸透しない。一般の人からも、合法木材が欲しいという動きを作ってやる必要がある。
- ・会社方針に則り一層の合法木材調達・普及に努めること。
- ・販売先から合法木材の要請が皆無であるため、合法材の供給実績がないこと。
- ・早期に実績作りを期待。
- ・販売先に対し積極的に証明を行うこと。
- ・合法木材の比率を向上すること。
- ・今後の合法木材の積極的販売。
- ・販売先からの証明材供給要請は多くないが、証明材の積極的な販売を期待。

- ・要請があったときだけでなく、全量合法証明をして供給するよう努める。
- ・要請があったときだけの合法木材の調達方針を、全量合法木材を調達する方針に改められたい。

#### (8) その他

- ・仕入帳のみでなく管理簿で整理してもらいたい。 (建設業)
- ・証明書の様式を請求書への表示に工夫できないか。 (木材製品流通)
- ・仕組みやガイドラインへの理解がまだ不足している。 (LVL)
- ・販売先から要求がない場合も積極的に証明して販売することにつき要検討。  
(総合建材メーカー)
- ・全量合法木材証明書をつけて販売するよう努める。 (乾燥・修正板)
- ・帳票管理を徹底すること。 (フローリング製造業)
- ・合法木材の供給において、全ての納品書に合法木材と記入する必要がある。  
(フローリング製造業)
- ・合法証明の連鎖を途切れさせないように、川下の業界 (家具、建設、工務店等に) アピールしていかなくてはならない。 (銘木合単板製造)
- ・合法木材の証明は、相手から求められなくても実行するよう指導し、既に実行している。
- ・合法証明の仕組みの理解が不十分。 (特に証明の連鎖の考え方) <既に指導済み>  
(化粧合板製造)
- ・木材を供給する会社全てに、事業者認定をどこかの機関で取得するようにしたほうが良いと思います。全ての事業者が認定できるシステム作りを。 (ツキ板製造)
- ・1年、2年昔の商品に対して急に証明書を求められたとき、管理帳簿から探し出すのに時間がかかる。  
(ツキ板販売)
- ・証明書の受領・発行の実施を行うこと。 (ツキ板、化粧板の製造・販売)

### 9. 本事業への意見

#### (1) 素材生産業

- ・最終的な納め先 (消費者) から、合法材を求める声はまだまだ少ないので、原木市場・製材所までの段階で合法木材の流れが止まる傾向にある。
- ・本事業の活動によって違法伐採がなくなればよい。
- ・納品書の記入漏れ対策 (ゴム印を作成、納品書に押印) を行うなど適正な取り組みが期待できる。
- ・合法木材を推進するためには、需用者側からの要望が必要である。
- ・違法伐採を許すことによって森林環境の悪化が懸念され、このことによって我々の生

産事業が出来なくなる恐れがあるので、本事業は重要であると考えている。

- ・ 地域的にも本事業の必要性が薄く、合法木材の重要性の浸透に努めたい。
- ・ 違法伐採を許すことによって森林環境の悪化が懸念され、このことによって我々の生産事業が出来なくなる恐れがあるので、本事業は重要であると考えている。
- ・ 公共工事以外でも合法材の調達が必要な状況を作ってもらいたい。
- ・ 公共工事で大量の合法材が必要となっているが、その方策が難しいと考えている。
- ・ 地元市は積極的な取組を行っているが、県全体に広げてもらいたい。
- ・ 本県の特徴である開発がらみの素材供給が多いが、一般の伐採にも当てはめていきたい。
- ・ 公的なもの以外も合法証明が必要な体制にしてもらいたい。
- ・ 取扱材の大部分を製紙関連工場へ出荷していることから、合法木材事業には積極的に取り組んでいる。国内産全てが合法木材になることにより本事業が不要となるようになって欲しい。
- ・ 伐採届けの提出等煩わしい手続きとなるが、やむを得ないことであると思う。
- ・ 森林の更新を確実にを行うために有効な事業であると思う。
- ・ 伐採届けを出すことにより、権利関係や境界が確認できるという利点があり、私有林購入では必ず伐採届けの提出を行っている。
- ・ 伐採届提出等は煩わしい手続きであるが、提出することにより権利関係や境界が確認できるという副次的利点があり、必ず行っている。
- ・ 私有林購入では、権利関係や境界の確認が不可欠であり、本事業での伐採届けや保安林伐採許可が非常に役立っている。
- ・ 木材市場での伝票等の表示、木材のマーク等の表示の徹底。
- ・ 趣旨を理解し、積極的に取り組んでいきます。（２）
- ・ 最近、素材の供給側から証明書の発行を求められるケースが増えてきたが、とりわけ大手から証明書発行が必須条件となっている。木材供給業者として認定を受けていてよかったと改めて感慨を深くしており認定を受けていることが商売にも好影響を与えている
- ・ 不法伐採の取り締まりにつながり、CO<sub>2</sub>の削減や国産材の需要の増加、地産地消に寄与できると考えている。
- ・ 違法伐採があれば我々も生産事業が滞り、木材生産を永続的に行うためにこの制度をもっと推進すべきである。

## （２）素材流通業

- ・ 合法木材に対する認識が流通間においてまだまだ少なく証明書の発行も要求されない現状です
- ・ 研修は機会が少ない、もう少し受講機会を増やして欲しい。

- ・他団体との共催等により、参加しやすい体制を築いて欲しい。
- ・当県では指導はあるものの県産材というアピールが強い。一方合法材という点は若干知名度が低いことから、双方ドッキングする方策が今後必要かと思う。
- ・当家にもブランド材はあるが、あまり知名度が高くない、県等関係団体の取り組みが弱い気がする。
- ・県産材や認証材が普及している。県は、県産材や JAS 材を使いなさい、という指導がしっかりしている。県産材や JAS 材の使用に当たり、一定数量以上を使用するという補助金制度を導入している。一方合法材使用指針の指導についてはほとんどなされていない。今後、県等に合法木材使用に当たり、明文化してもらいたい。体制作りが絶対必要である。上の方も頑張ってもらいたい。
- ・輸入材の証明がない、商社が仲買していることから商社に対し提出の義務を指導すること。
- ・県産材の証明の要求があるが、合法材への要求が少ない。
- ・合法材への県等からの指導が薄い。
- ・合法木材の証明書の発行依頼は少なく、また、生産業者については伐採許可の申請をその都度依頼しているが、一部なかなか応じてもらえない場合があり、十分な対応はできていないのが現状です。（強く要求した場合は事業に支障が生じると思われる。）
- ・現在、合法証明書を求める工場は製紙関連工場と合板工場ぐらいであり、近隣の製材所は求めることがない。製材所も求めれば制度はもっと普及すると思う。
- ・ガイドラインに従ってはいないが、国産材の盗伐の類の違法伐採はないと考えている。出荷者を信頼している。
- ・制度自体は評価できる。ただし、定着度合いが低い。
- ・違法伐採を防止し、また、違法な輸入を抑えることは非常に大事なことであり、また、優良国産材の使用は言うまでもないことであり、結果として国産材率を引き上げることは重要であり、その意味からも本制度は必要であり、木材業界にとって期待したい。
- ・森林再生基金制度により、出荷者、原木市場、製材市場それぞれの連関がある。（証明書にかわる）これらを参考として、川上から川下までのつながりが見える書類等を工夫して欲しい。
- ・保安林伐採の皆伐には、植栽の義務等があり、それらが遵守されていない。そういう人たちが、結果として違法に伐採している人達への制裁的なものを強化するのが筋ではないのか。
- ・違法伐採で輸入している国には、全面的に輸入を禁止すべきである。（事務的な仕事量が無駄である。）
- ・保安林（私有林）での伐採に、植栽や更新がされていない人がいて、全然処罰されない人がいる、それらを取り仕切る方が先ではないのか、そうすればほとんどが合法材

となる

- ・合法認定制度は、少し早すぎたきらいがあるのではないか、認証材が浸透しているが仕組みが難しく、頭が痛い、認証材をとるにも金がいる、同じになる気がする。
- ・地域材の産地証明のために必要である。

### (3) 製材業

- ・合法材を求めてくる供給先がまだまだ少ない。もう少し供給先の様子を見ながら合法材の取り扱いを検討していきたい。
- ・木材流通に関しては必要ないのではないか。
- ・現在自分たちの周りで取引が行われている材については、99.9%合法木材と認識している。
- ・出材の段階から手続きをする業者を増やしてほしい。
- ・合法材にとどまらずJAS認定を受ける希望を持ち準備を進めているが、何らかの助成策を。
- ・公的以外の建物にも本制度の適用をお願いしたい。
- ・国有林、県有林からの調達でまかなっているが、一般材も合法材の調達がまだ少ない。
- ・まだ合法材の調達量が少ない。
- ・行政が川上の人にこの制度をPRしてほしい。
- ・一般住宅にもどんどん使用してほしい。借入金利の対象とする。(2)
- ・公共事業だけでは限られてくるので、最終的に金融(借入)にも該当するようにしてほしい。
- ・現在は公共事業だけに関係しているので、その仕事に係わらなければ必要性がない。
- ・川上がしっかりとした伐採届けなどの普及をするべきでは。
- ・公共事業だけで、その仕事に係わらなければ合法材を必要としない。
- ・長く置いてある原木は合法材として証明するのは難しい、プレカット材については、委託材でお金が発生していないので対象とならないのでは、最終的にどこの山から出たかを追跡するのは伐採届けが出ていない場合は難しい。行政が川上の人にこの制度をPRしていかないと難しい。行政、設計事務所がもう少し制度を理解してほしい。
- ・供給側からの要望がほとんどないことから、供給認定事業者でなくても支障もないので必要性も感じない。
- ・合法木材の取り扱いに理解をしているが、供給側からの依頼がないことから、必要性を感じない。しかし、今後は供給側からの依頼がなくても合法性を証明することにより、相手側から信頼されることになるから、全ての納品書に証明してやる必要があると感じている。

- ・当社は梱包材 80%、ラミナ材 20%の生産をしているが、ラミナ材は証明の要請はあるが、その他は要請がない。木材に関わる全ての業者が、合法木材の利用が地球環境に寄与していることを認識することが木材利用の拡大につながる。
- ・納入業者は次第に合法木材の必要性を認めつつある感じがしてきた。
- ・本制度は重要なことであり、励行・遵守するよう努力している。
- ・県内での原木市場がすべて合法木材を担うか、販売時に分別するのが効率的。
- ・企業は違法伐採対策に対し社会的責任を果たすことが責務であり、将来的にも本事業は必要である。
- ・特に合法材の要求がないものには、証明用のスタンプも大きすぎて不便であり、手間もかかるので証明をしていないが合法材の要求もない。
- ・合法材の需要がないので、合法木材の供給に取り組む意欲は減退する。
- ・国産材を合法証明することの意味とその価値がわからない。
- ・需要がないのが最大の問題である。
- ・国産材が全て合法木材であることは最初からわかっている。そうでもあるにかかわらず、面倒な書類の作成とその管理には割り切れないものを感じている。

#### (4) プレカット加工業

- ・全段階において、いっそうの認識、周知徹底が必要。
- ・エコに対する社会的な面から本事業は必要かもしれないが、企業にとって実質的なメリットが少ない。本事業が木材に係る全ての業者に周知されるとともに、合法木材の供給が求められるような施策や仕組み作りが必要である。

#### (5) 合板製造業

- ・合法木材の重要性は認識しており、続けてほしい。合法木材の国産材を使用しているが、外材との競争に巻き込まれる。事業者に対する国産材使用の優位性をアピールできるようにしてほしい。
- ・公共物件に使用する合板については、合法証明を求めるケースがあるが、全体的にはわずかである。買い受け人からの要望が少なく、需用者側の合法木材への取組の浸透が必要である
- ・合法木材について、需用者側の意識を高める必要がある。合法木材の公共物件への使用の増大、県産材使用に対する補助の拡充が望まれる。認定事業者へメリットがあるものにしてほしい。
- ・合法木材の取組の重要性は認識しているが、買い受け人からの要望が少ない。(2)
- ・「県産材」等産地証明と「合法木材」の区別がややこしい。
- ・外材の扱いについて、きちんとした取り決めをしてほしい。税関を通過しているものは国が認めているのだから、税関の証明で合法材としていいのではないかと？

現在のガイドライン、実施要領等に則ると外材の合法性証明は不可能に近いので、いっそのこと外材は証明できないと言われた方が納得する。

- ・趣旨を理解し、積極的に取り組んでおり、取引先にも周知している。

#### (6) その他製造業

- ・今後においても、全量合法材への取り組みが期待できる。
- ・製紙会社に納めており書類上面倒になっている。
- ・素材業者から証明することは面倒くさいと嫌みを言われている。川上側の意識の高揚が大切であるから指導して欲しい。供給側からは、「合法木材の証明材でなければ受け入れられない」といわれている時代なのに遅れている。
- ・丸太等の納入業者は少しずつではあるが、温暖化対策等の一助になるなどその必要性を認識してきており、さらにPRに努めたい。

#### (7) 木材製品流通業

- ・合法木材の研修会等に積極的に参加したい。
- ・公的なものだけでなく合法材が必要な体制に早く移管してもらいたい。
- ・ブランド材の推奨が、全ての部材に対し適切かどうかの意見もあることから、ケースバイケースで県産材のアピールの仕方を工夫する。
- ・県林業課が努力している。地産地消という考え方が浸透していて、県産材のブランド材の推進をしており、県、市からも優良県産材を使いなさい、という指導をしている。しかし100%ではなく、40～60%の使用をうたっている。
- ・設計段階で、この部材は合法木材を使用する等、設計図書等に明記すること。
- ・何らかの書類に合法木材の使用を明記すること。
- ・県、市等に、合法木材を使う（作る）ことを決議してもらおう。
- ・地産地消（ただし、100%ではなく50%以上を使う）を推進してもらおう。
- ・JAS規格の推進を同時に図る。（含水率1%減で1%強度が上がる。メリットが数倍になる。このため補助金の導入を推進。）
- ・ユーザーに対するPRを拡充して欲しい。
- ・合法性証明書の発行依頼が増加傾向にあり、合法木材が浸透しつつあると感じる。特にメーカーからのニーズが高まっている。逆に流通筋のマインドは高くない。当該物件以外に証明書を流用されるケースもあると聞き、証明書は自動発行せず結果的に発行依頼があった場合のみに発行中。
- ・シッパーからは合法性証明書類の取得を前提としているが、販売先には要請があった場合に証明を発行している。
- ・社内セミナーでの講演・研修・モニタリング等々、取組強化に役立っている。
- ・CoC認証取得済みシッパーであっても、実際に認証材を供給することが少ないことが



合法木材の供給が少ない原因。

- ・販売先からシッパーの証明書を要求されるケースが増加傾向。販売先が後から証明を要求するケースは、事務量が増し業務に少なからず支障が生じている。認証材を補助金の対象とする地方自治体が、輸入の認証材も対象とするかに注目。
- ・団体認定制度をここまで確立したことを評価する。森林COC認証取得済みシッパーには、積極的に認証材を供給してもらいたい。
- ・定期的な研修・モニタリング調査が継続されることに賛同。
- ・先進国からのCOC認証材の輸出がなく、販売先からも要請がないことが、合法木材の調達、供給実績が少ない原因。
- ・販売先が合法木材供給事業者でない場合、証明の連鎖を要検証。
- ・FSC・COC認証取得済みの海外のシッパーには、積極的に認証材を供給して欲しい。認証材として合法木材を販売したにもかかわらず、さらに合法証明書を要求する販売先もあり、合法証明の連鎖・システムについて十分理解されることが必要。
- ・販売先からの合法木材の供給要請が皆無に近い。輸入協会の取組（研修・モニタリング等々）は勉強になる。（他団体の認定もとったが斯様な取り組みは見られない）
- ・メーカーは合法木材調達のマインドが高い。合板メーカーが米材丸太の調達を増やすにつれて合法性証明のニーズが高まる見込み。逆に流通問屋のマインドは比較的低い。
- ・合板、製材ともに販売先から合法木材のニーズがない。森林COC認証取得しているシッパーに認証材を供給する姿勢が見られず、日本から積極的に供給を要請する状況になかった。認証機関の一本化もしくは相互認証をして欲しい。
- ・この制度を業界全体が周知し、普及することを期待。
- ・販売先から合法木材のニーズがきわめて少ない。森林COC認証取得済みのシッパーが認証材を供給するケースが生まれないことも合法木材供給が少なかった原因。
- ・本件取組については、木材需要の高まり抜きでは考えにくい。
- ・調達は全量合法木材を前提とするが、販売先には供給要請があった場合のみ証明書を発行している。
- ・森林認証丸太の供給が少ない。
- ・合法木材のニーズが増えつつある。
- ・川上から川下まで木材の流通は永い。川下から合法木材のニーズが上がってくる。
- ・違法伐採対策がとられたことに伴い、南洋材が入手できなくなった。合法証明された原木を容易に入手できるようにしていただきたい。
- ・木材製品の流通の仕事をしているのですが、なぜ「合法木材」なのかその意味があまりよくわからない。

## (8) その他

- ・ 公的なものだけでなく合法材が必要な体制に早く移管してもらいたい。
- ・ 制度自体が一人歩きをしている。市場としては全て合法材として考えている。この事業は難しい。
- ・ 合法材の積極的な取り組みにつながる施策をお願いしたい。
- ・ 手引き書の簡素化、認定団体の統合、製材工場への取り組みの強化等をお願いしたい。
- ・ 要請がなく証明書を発行していないが、今のところ問題らしい問題はない。
- ・ 違法伐採が地球規模の環境問題であることの認識を広める上からも認定事業者としての責務を果たすことが重要であり、本事業の取組に賛成する。自社としても製造業者の立場からでき得る限り対応していく所存である。
- ・ グリーン購入法があまり浸透していないせいか証明要請がまだ少なく、地方公団体関連工事でも合法材指定が少ない。
- ・ 合法性の証明に対して供給先に温度差があり、ハウスメーカーの中には事業者認定による証明について今ひとつ信頼性が薄いと受け止めているところもある。
- ・ 住宅メーカー、役所向けを除き販売先からの合法性証明材の供給要請がないことが、合法木材の出荷実績が少ない理由。
- ・ 依然として販売先から証明書の要請が少ない。それが合法材の調達・供給が少ない原因であり、その改善が今後の課題。
- ・ F S CやP E F Cなどの認証機関が複数あり、相互認証していないことがコスト増を招いていることが普及を妨げている一因。
- ・ 趣旨を理解して積極的に取り組んでいる
- ・ 合法木材の需要がないので、取組意欲は減退せざるを得ない。
- ・ アンケートの実施により、合法木材の普及が図られる。
- ・ 産地証明と併せて証明できるシステムをお願いしたい。
- ・ 経費をかけているので、価値（メリット）が生じるようにして欲しい。
- ・ 高級品（輸入材）は証明がとりにくい。証明がとれるようにして欲しい。
- ・ 基材（合板）の供給事業者に対し、常に証明書を発行するよう指導願いたい。
- ・ 大手企業関連以外の企業は、認識が低いのでP Rが必要。
- ・ 書類の整備が大変である。
- ・ 18年4月前の品物について、その証明の仕方を統一して欲しい。
- ・ 官公庁等、大手企業から、原産地証明や、最近ではF S Cの証明書を出せと言われ困っている。合法証明書だけにできないものか。また、管理のため手間がかかりすぎるので、もっと簡素にできないか。
- ・ 川上から川下（山元から消費者）までの連鎖の確認が必要。
- ・ 家具、工務店等は合法木材に積極的ではない。

## IV. 追跡調査結果

### 1. 静岡県の事例

静岡県では平成 14 年度に県が発注する公共事業において県産材を指定するために「静岡県産材証明制度」を創設した。これは県産材取扱業者として認定・登録された事業者が、県産材販売管理票によって、生産・流通・加工・消費において県産材であることを証明できるようにしたものである。

しかし、平成 18 年度に、全国的に合法木材供給への取組が始まったため、公共事業において、事業者は県産材証明と合法木材証明の両方を求められるようになった。このため、「静岡県環境物品等の調達に関する基本方針」では、木材の合法性、持続可能性に関しては、林野庁の「木材・木材製品の合法性、持続可能性の証明のためのガイドライン」に準拠し、「県産材証明制度」の「県産材販売管理票」により確認することになった。

このため、平成 21 年度以降、「県産材を証明する書類（県産材販売管理票）」に合法木材であることを明記すること、合法認定に関する認定番号を追記することで合法性の証明とすることとし、品番品目、材積等を納品書（出荷伝票）などにより別途添付しているときは必要事項を納品書（出荷伝票）に追記することとしている。

具体的には、次のようなシステムによって供給の連鎖を担保している。まず、丸太を販売する木材生産者、原木市場が森林所有者から保安林伐採許可書、施業計画認定書、伐採届、国有林売買契約書などの写しを受け取り、合法性、間伐材であることを確認して、合法木材であること等必要事項を追記した 1 次販売管理票を作成する。この 1 次販売管理票を発行できるのは、木材生産者（素材生産者、森林組合等）及び原木市場のみである。

木材生産者は、製材工場への丸太販売の時点で 1 次販売管理票正本を保管し、副本を製材業者に送付する。

製材業者は製品販売の際に、1 次販売管理票の情報を記載した 2 次販売管理票を作成し、正本は保管し、副本を流通業者など製品販売先に送付する。

流通業者は、工務店や公共工事請負業者に製品を販売する際、3 次販売管理票を作成し、正本は保管し、副本を工事発注者に送付する。

工事発注者は、この 3 次販売管理票によって県産材であることと、合法木材であることを証明する。

また、県産材取扱事業者の認定、販売管理票の発行、運用上状況調査は県木連が行い、現地の定期検査を県が実施している。

さらに、この「県産材証明制度」に基づいた木材のうち、乾燥・強度・寸法など、JAS 規格相当の基準をクリアし、県内の認定工場で加工・生産されたもの（認定工場以外

の製品は個別品質検査による)を「しずおか優良木材」として認証し、「しずおか優良木材の家支援制度」によって、「優良木材」を使った木造住宅に対し県による助成を行っている。

なお、本県ではいくつかの市においても、同様な取組を行っている。

このようなことから、今回はこのシステムに基づいて、県内の合法木材認定事業者である製材工場K木材の取引実態を中心に追跡調査を行った。

物件は「優良木材の家支援制度」によるI市のI氏邸の新築工事に使われたヒノキ構造材である。

物流・商流のルートは

県森連F木材センター——>K木材——>K建設——>プレカット工場Mプレカット工場——>K建設  
である。

このヒノキ原木はI財産区から出材されたもので、F市市町名による「森林施業計画認定書(変更)」(資料1)が提出され、これに合法木材認定事業者であるF森林組合名での合法証明が追記されている。

K木材はK建設から上記物件の注文を受け、I財産区からの原木を合法木材認定事業者である県森連F木材センターから購入したが、その際、県森連F木材センターは「1次県産材販売管理票」(資料2)を作成し、合法性証明の追記された「荷渡書」(資料3)とともに、K木材に送付している。

K木材は加工後「2次県産材販売管理票」(資料4)を作成し、合法性証明の追記された「優良木材製品出荷証明書」(資料5)とともに、K建設に送付している。

その後、K建設は合法木材認定事業者であるプレカット工場Mに、加工を委託しているが、ここでは材料持ち込みの邸別加工であるため、書類上の行為は行われておらず、分別管理にも問題はない。

このように本事例においては、合法性証明においての問題はなかった。

(荒谷明日兒)

# 資料 1

## 森林施業計画認定書(変更)

認定番号

平成 21年7月13日

様

〃



森林法第12条第1項(第12条第2項)の規定により、  
平成 21年7月1日 に変更認定請求のあった森林施業計画  
については、これを適当であると認定します。

# 資料 2

(様式第5号)

様式交付: 木材協同組合連合会

## 県産材販売管理票 (正)

平成 21 年 12 月 18 日

管理票番号 (業者登録番号 \_\_\_\_\_) - (発行番号 \_\_\_\_\_) - (市町村番号 \_\_\_\_\_)

\_\_\_\_\_  
株式会社 様

品 番 品 名	末口径	材積	本数	長さ	備 考
別紙の通り					市
					間伐材
合 計					

注: 一次は末口径・材積、又は末口径・本数・長さを入力。  
二次以降は材積又は末口径・本数・長さを記入。

本証は、静岡県産材の販売を証明するために定めた様式で、木材協同組合連合会々長が認定した「県産材取扱業者」のみが発行できるものです。

住 所 \_\_\_\_\_  
登録業者名 \_\_\_\_\_  
代表者名 \_\_\_\_\_

# 資料 3

792 回市 21 年 12 月 日

PAGE 1

## 荷 渡 書

殿 114

桧番号	樹 種 摘 要	長さ	末口	本数	材 積	産 地	コード
22	檜	3.00	16 ~ 18	107	8.999	富士市	770 *
36	檜	3.00	14	141	8.319	富士市	770 *
39	檜	3.00	16 ~ 18	235	19.975	芝川町	864 *
83	檜 曲	3.00	16 ~ 22	106	9.729	芝川町	864 *
84	檜 曲	3.00	14	68	4.012	芝川町	864 *
306	檜	4.00	8 ~ 11	349	14.284	国有林 市	2
307	檜	4.00	11 ~ 14	228	14.574	国有林 市	2
308	檜	3.00	16 ~ 18	65	5.625	国有林 市	2
309	檜	3.00	14	42	2.478	国有林 市	2

本物件の合法性を証明いたします。

# 資料 4

(様式第5号)

様式交付： 木材協同組合連合会

## 県産材販売管理票 (正)

一次 二次 三次・( )

平成 22 年 2 月 17 日

管理票番号 (業者登録番号 ) - (発行番号 ) - (市町村番号 )

様

品番品名	末口径	材積	本数	長さ	備考
別紙明細(様式第7号)		3.9353	116		2602-30754-26
合計		3.9353	116		

注：一次は末口径・材積、又は末口径・本数・長さを記入。  
二次以降は材積又は、末口径・本数・長さを記入。

本証は、静岡県産材の販売を証明するために定めた様式で、木材協同組合連合会々長が認定した「県産材取扱業者」のみが発行できるものです。

住 所

登録業者名

代表者名



# 資料 5

様式第 7 号

## しずおか優良木材製品出荷証明書

建設業者住所

名称

施主氏名

区分	名称	樹種	長さ (m)	断面寸法 (cm)		単材積 (m <sup>3</sup> )	しずおか優良木材	
				縦	横		本数(本)	材積(m <sup>3</sup> )
構造用製材	土台	桧	4.00	10.5	10.5	0.0441	19	0.8379
	大引	桧	4.00	9.0	9.0	0.0324	9	0.2916
	火打土台	桧	1.20	4.5	9.0	0.0049	12	0.0588
	柱	桧	6.00	12.0	12.0	0.0864	4	0.3456
		〃	3.00	12.0	12.0	0.0432	4	0.1728
		〃	3.00	10.5	10.5	0.0331	65	2.1515
	階段柱	桧	4.00	10.5	10.5	0.0441	1	0.0441
	地束	桧	1.50	10.5	10.5	0.0165	2	0.0330
計							本 116	m <sup>3</sup> 3.9353

上記の製品は、しずおか優良木材認証製品であることを証明する。

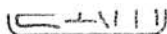
上記の製品は、合法的に伐採された木材のみを原料としています。

しずおか優良木材製品生産認定工場（認定番号 第 号）

合法木材木材供給事業者（認定番号 静岡県木連第 号）

住所

名称





## 2. 岡山県の事例

岡山県では合法木材が比較的浸透しており、取引の際に、伝票類には合法木材であることを示すスタンプが押印されたり、予め刷り込んだ伝票が使われていた。

今回の追跡調査は、T市の製材工場、K林産の取引実態を中心にみた。K林産は、製材部門の他に住宅部門のKハウス（工務店）を持っている。

原木はほとんど原木市場から購入し、個人的な売り込みに対しては、「合法木材しか扱わない」という理由で断っている。

昨年の実績でみると、原木の購入先は県内では県森連共販所（3支所）、K木材市場、M原木市売、T木材市場。この他、鳥取県のI原木市場、兵庫県のY木材である。

I原木市場への聞き取りでは、合法木材としての出荷はこのK林産向けだけで、T県内では合法木材の流通がほとんどないとのことであった。

一方、県内の原木市場では、合法木材の取扱いが定着しているようで、上記原木市場では合法材を示すスタンプが押印してあるか（資料6、資料7）、または、伝票類に合法木材という文字が刷り込まれたもの（資料8）を使って取引をしている。

一方、K林産の製材品の出荷先は、6ヶ所の製品市場が中心で、その他、自社のKハウス、またわずかな部分を大工工務店や個人向けに販売している。Kハウス向けを含めた一般向けは、合法木材であることを示すK林産の伝票類（資料8）が送付され、合法材の流通が完結される。

また、製材製品はT総合木材市場、T木材市売、KT木材市場、KW木材市場、O木材市場、Y木材市場に向けられ、これらの出荷に際しても先に示した伝票（資料8）が使われる。

これらのうち、T総合木材市場への聞き取りでは、K林産からの製材品を含め、取り扱う製材品はほぼ100%が合法材とのことであった。買い主には買主計算書（資料9）に合法木材である旨の印字を入れており、100%合法材として販売されるが、O県の製品市場はほとんど同じ方式をとっている。

また、年に2、3度程、公共事業などに係わってのことではないかと推測されるが、伝票類とは別に、土建業者、大手ハウスメーカーから「証明書として発行して欲しい」という要請があるとのことであった。

（根本昌彦）

# 資料 6

## 請 求 書

平成22年9月13日

御買上大変ありがとうございました。  
木材代金を下記の通り御請求申し上げます

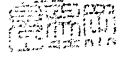
殿

精算金額 (202-16)

買上額(材積)	10.064
積込料	1,000 円
戻し額	0 円
消費税	5 %
利息	1 日 0.0 %
訳	0 回訂正額
	(104-2) 170 (512) 8
	(104-3) 200 (512) 17

支払期日は 平成22年9月23日 です。  
次回市は 9月22日 です。

(88)



329

第 1606 回木材販売計算書 買方 88 ページ 1 / 1

杉	材積:	10.064	2.0 m~:	0本	材積:	0.000
桧	"	0.000	3.0 m~:	0本	"	0.000 (5-11)
松	"	0.000	4.0 m~:	20本	"	10.064
スヒ・他	"	0.000	5.0 m~:	0本	"	0.000
			6.0 m~:	0本	"	0.000 No.12
総合平均単価:						22,912.2
						支払済

極積No.	樹種	長さ	径	本数	合計本数	材積	単価	金額
1010	杉	40	32	2	2	1744		
			34	2	4			
1013	杉	40	32	2	2	1282		
			34	1	3			
1015	杉	40	36	1	1	518		
1018	杉	40	36	1	1	518		
1030	杉	40	34	1	1	462		
1092	杉	40	32	3	3	1230		
1100	杉	40	36	1	1	1674		
			38	2	3			
1105	杉	40	36	1	1	518		
1117	杉	40	42	1	1	706		
1119	杉	40	42	2	2	1412		
10				合計	20	10064		148666

# 資料 7

住む人の心にしみる木の香り

易  
0  
9

買方番号: 131                      第2622回市 22年 6月 9日                      頁: 1

合法性・持続可能性の証明: 団体認定番号全市連

分	長さm	厚さcm	巾cm	入数	数量	単位	材積	単価	金額	消費税	出荷者名	摘要
	40	15	108	8	8	組	04144				5	
	40	15	120	8	7	組	04608					
	40	15	120	8	1							

**請求計算書**

22年 9月 18日 1414 回市

1

1

10月18日(月) 記念市を開催いたしますので  
御買上の方宜しくお願い致します。

当市買上高計 訂正高計 荷消費税込料賃 積込料賃 運利賃	請求 No 7  枚数 0 件 買上本数 19 本 買上材積 9.254 m <sup>3</sup> 次回市日 9月28日
合法木材認定番号 全市連310-02号 記載の原木は合法的に伐採されたものです	
他消費税計 小計	前回繰越高高 入金高
<b>請求額</b>	

# 資料 8

## 請求書兼領収証(控)

平成 年 月 日

合法木材認定事業者番号:岡木連認第1号

No. ....

責	検	担
---	---	---

お得意先名 殿

.....m<sup>3</sup> 税抜 円

樹種	長さ	厚又は 径	幅	品 等	入数	数 量	位	摘 要	立 米	単 価	金 額
----	----	----------	---	-----	----	-----	---	-----	-----	-----	-----

## 請 求 書

平成 年 月 日

合法木材認定事業者番号:岡木連認第1号

No. ....

責	検	担
---	---	---

## 請求明細書

平成 年 月 日

合法木材認定事業者番号:岡木連認第1号

No. ....

責	検	担
---	---	---

お得意先名 殿

## 納 品 書

## 受 領 書

平成 年 月 日

合法木材認定事業者番号:岡木連認第1号

No. ....

責	検	担
---	---	---

お得意先名 殿

.....m<sup>3</sup> 円

樹種	長さ m	厚又は 径 cm	幅 cm	品 等	入数	数 量	位	摘 要	立 米 m <sup>3</sup>	単 価 円	金 額 円	
運送車名					受領				備考			

上記の製材品は合法的に伐採された木材のみを原料としています

# 資料 9

**主 計 算 書 (請 求 書)**

16

御買上  
取次ぎの  
形の日付  
22.10.26  
津山綜合木材市場

合法木材認定番号 全市連、 1号  
記載の原木は合法的に採集されたものであり  
又、製材品は合法材のみを原料としています

1705 国市 1ページ

22年 9月 16日 買上平均単価

ND25 229125  
#49951 支払済

料	利率	手数料	引	訂正金額	前請求済額	利息	引渡料戻し	移動保管料	その他
68		210		(9/18 支払済 265754)			923-268 -1800	205-	127777

長さ	厚さ	巾(径)	人数	数量	単価	金額	荷主名	摘要
40		480		1	0922	30	杉 4.0M 30以上	
40		340		1	0462	30	材積	
40		360		1	0518	30	金額	
40		480		1	0922	30	平均	
40		500		1	1000	30		

### 3. 北海道の事例

北海道に関しては、合法性証明の一つの手段である森林認証の CoC の連鎖によるものを紹介する。

網走東部管内では、B 町が FSC 森林認証に、O 町が SGEC 森林認証に取り組んでいる。B 町では 2004 年に「<sup>あした</sup>未来を拓く森林づくり協議会」を設立し、翌 2005 年に B 町森林組合が FSC の森林管理 (FM) 認証を取得した。さらに、2007 年に木材加工等の業者が FSC の CoC 認証を取得すると共に、B 町が町内で住宅建築を完結させることを目的に B 町産材活用住宅助成事業を始め、FSC 認証材を用いた地域材住宅造りに取り組むようになった。後述する B エコハウスは、その 1 例である。

O 町では 2007 年に O 林産流通加工協同組合連合会が SGEC の CoC 認証を取得したのを皮切りに、SGEC 認証への取り組みが展開した。2008 年には K 地方木材協同組合連合会等が同じく SGEC の CoC 認証を取得し、また O 町「21 世紀循環の森づくり推進協議会」が設立された。翌 2009 年には同協議会が 3,507ha の森林を対象に SGEC の FM 認証を取得した。

網走東部地域では、森林所有者や関係事業者等を対象として住宅や牛舎の見学会を開催し、カラマツ材の建築材利用に向けた取り組みを行うと共に、森林認証制度を活用したオホーツクブランド化の検討を進めている。また、道有林でも森林認証取得の検討に入っている。

B 町は、2009 年度に近未来型住宅として農家 3 世代住宅である B エコハウスを手がけ、環境省「21 世紀環境共生型住宅のモデル整備による建設促進事業」の採択を受け、公募型プロポーザルによる公開審査、設計者選定のうへ、実施設計、建物工事のプロセスを経て 2010 年 3 月に完成した。その設計は S 市の H 建築設計事務所が担い、T 工務店と M 建設が工事施工を行った。

B エコハウスは木造であり、敷地面積は 4,809.79m<sup>2</sup>、建築面積 198.74m<sup>2</sup>、延べ床面積 252.96m<sup>2</sup> (1 階 153.62m<sup>2</sup>、2 階 59.60m<sup>2</sup>、車庫は 39.74m<sup>2</sup>) で 2010 年度の完成後は研修所として活用されている。

ここには B 町で伐採された FSC 認証材が使用されている。木部仕様は、柱梁土台にカラマツ材の FSC 認証構造材 (50m<sup>3</sup>) を、屋根や壁にカラマツ材の構造用合板 (20m<sup>3</sup>) を、外壁にはカラマツ荒木材 (7m<sup>3</sup>) を用いている。下地材や階段等といった部材の一部にはトドマツ材も用いられている。開口部のガラス張り木製サッシは欧州から輸入されたもので、木枠には外材が使用されている。

FSC 認証住宅における木材の流れは以下のとおりである (図)。

町内の FSC 認証森林を森林組合が伐採し、集成材は R 町の協同組合 O W、合板は T 町の M 産業に運んで加工する。つぎに、その製品を B 町内の建築現場に運び、CoC 認証を取得している工務店や建築業者が住宅施工に使用する。つまり、FSC 認証材住宅に使用する木材の流通は明確な経路となっている。

Bエコハウスで使用した集成材は、B町のカラマツ材（町有林材）を協同組合OWへ運んで製造したものを全て使用し、合板についてもM産業で製造したものを全て用いている。

協同組合OWはFSCもSGECも取得しており、Bエコハウスに用いられた集成材の全てはFSC認証材である。また、M産業はM工場ではFSCとPEFCのCoC認証を取得しているが、今回加工を行ったT工場ではこれらのCoC認証を取得していないため、今回使用された合板については制度的にFSC認証としては認められない。

B町は年間30～40棟の住宅建築があり、かつては町外工務店・住宅メーカーが6割、地元工務店が4割を担っていたが、2009年に8割を、2010年にも6割を地元工務店が占めるようになった。このうちFSC認証材住宅は2009年に20棟弱、2010年に16棟であった。

地域材を使った認証材住宅造りが、地域経済に対して一定の効果を持ったと考えられる。認証材住宅の建築は、当初は押売りのような取り組みだったが、次第に「〇〇さんが建てたから私も建てる」というような口コミで建てるケースが増えている。しかし、住宅補助が大きな効果を持っているのであり、環境配慮を考えて認証材住宅にするという人は未だ殆どいないのが現実である。

（立花 敏）

## V. まとめ

### 1. アンケート調査結果及びヒアリング調査結果

#### (1) 事業者の認定

##### 1) 事業者の増減

アンケート調査によれば、平成 21 年度において認定事業者数は 330 事業者の増加、546 事業者の減少が見られ、差し引き 216 事業者の減少となった。しかし、認定事業者総数では 251 事業者の増加となっており、アンケート調査による減少は、偶々、回答のあった団体における減少と考えることができる。

減少の要因としては「需要なし」が半数強を占めたが、今後、「長期優良住宅普及促進事業」、「公共建築物木材利用促進法」によって、合法木材の需要は増加するものと期待される。

##### 2) 審査委員会

アンケートにおいて、審査委員会はほとんどの団体で設置されていたが、約 1 割の団体で「設置されていない」としていた。これについてはヒアリングにおいて、「合法木材としての審査委員会は設置していないが、合法性が導入された県産材認証制度であり、事業者の認定に際しては県職員が現地審査を行っている」といった例があった。他の団体においても、同じような例があるのではないかと思われる。

審査委員会メンバーの構成について、第三者を「含む」が 1/3、「含まない」が 1/2 あったが、ヒアリングによると「含む」とした場合の職種は大学・専門学校教授、県職員、ジャーナリスト、建築士が多い。

また、「含まない」理由としては、「経費負担などで大変になる」、「日程調整等が面倒になる」、「情報が外部に漏れる恐れがある」、「現状でも客観的判断が可能である」などがあげられている。

開催回数は、アンケート、ヒアリングともに「必要に応じ」としたところが多い。これは定期開催にすると、事業者からの申請に柔軟に対応できないことによる。また、開催方式についても、アンケートでは「対面方式と持ち回り方式の併用」とするところが全体の半分ほどであったが、ヒアリングでは当初の「対面方式」から「持ち回り方式」に変わったとするところが多かった。これは柔軟な対応の確保とともに、実際に会議を開催すると人手や経費がかかるため、それを避けたいという団体側の人的体制、経済的基盤の弱さに問題があると思われる。



## (2) 事業者の活動実態の把握

### 1) 情報収集

アンケートによると、情報収集の手段としては、「モニタリングの実施」1/3、「会議の際」1/3、「事業者訪問」1/4となる。

ヒアリングによると、モニタリングを「事業者訪問による情報収集の機会」と位置付けている例、また、他の用件で事業体を訪問した際に情報収集を行っている例などが見られた。また、「モニタリングは事業者を指導する上でのいい機会である」という意見もある。

モニタリングの一環であっても、事業者訪問が指導の場になっていることは好ましいといえる。

なお、「モニタリングの実施」を基本にして、いくつかの手段を組み合わせる情報収集しているところもある。

### 2) 立入検査の整備と実施

立入検査の規定について、アンケートでは2/3が「規定がある」としたが、立入検査を「実施したことがある」のは20%に過ぎず、70%が「実施したことはない」としている。

これをヒアリングによって見ると、80%の団体が「規定がある」としたが、実際に立入検査を実施したのは1/3にすぎない。この中には「モニタリングでの事業者訪問を立入検査として位置付けている」団体もある。また、「規定はある」が「実施していない」理由としては、「問題がない限り、実施する予定はない」、「書類でチェックしており、今後もこの方針」、「合法木材の需要が少ない中では、やりにくい」などの意見がある。

「規定がない」ものの中には「問題がないので、必要がない」、「人的体制が弱体なため、実施は難しい」などの意見がある。

「規定がある」としたものにとっても、「規定がない」としたものにとっても、実際に検査を行うことができない背景には、人的体制の問題が存在していることは容易に推測できる。

しかし反面、認定団体としては、認定事業者が日常どのような活動を行っているのかについて、単なる情報としてだけでなく、現場でチェックすることも不可欠である。このため、ことさら「立入検査」とはしなくても、モニタリングの際や、他の用件で事業体を訪問した際に、出来るだけ現場チェック・指導を行うよう心がけることが必要であろう。

なお、「問題がない限り、実施する予定はない」、「問題がないので、必要がない」という意見もある。しかし、合法木材供給に関する事業において、最も重要なことは透明性・信頼性の確保であり、この前提なくして本事業は成立しない。このため「問題

のないことが当たり前」なのであって、「問題の発生」が、場合によっては、本事業全体に対する負の評価に結び付くことも考えておかなければいけない。

### (3) 研修への参加

#### 1) 認定団体研修への参加

全国木材組合連合会主催の団体研修への参加は、「合法木材等供給体制に関する研修の実施要領」では義務づけられていないが、本事業の中で、この団体研修は重要な位置づけにある。

アンケートによると、「常に参加」が 2/3、「何回か参加」が 1/3 という状態で、これを見る限り多くの団体がある程度参加していると見ることができる。しかし、全国木材組合連合会のデータによると、過去3年間で全く受講していない団体が13団体、1回のみ受講が16団体という記録もあり、今後、さらに受講率向上に向けた対応が必要になろう。

ヒアリングにおいては、研修内容についての要望がいくつか出された。例えば「分別管理・帳票管理の注意点を教えてもらおうと、指導がしやすい」、「研修の内容にネタ切れの感がある」、「一般論にとどまらず、現場も踏まえたプログラムがほしい」、「テーマを決めて、きめ細かい対応をしてほしい」といった意見である。団体からのこのような要望も、今後の研修会開催に当たっての貴重な検討材料になると思われる。

#### 2) 認定事業者研修の開催

認定事業者研修の開催は、同実施要領において「認定事業者の分別管理責任者・文書管理責任者及び主催者の定めるもの」を対象に実施することになっており、「団体が共催で実施することが望ましい」とされている。

しかし、アンケートでは「毎年実施」が60%、「2～3年に1度程度」が10%、「実施したことなし」が10%となった。ちなみに全国木材組合連合会のデータでは、平成20～21年には開催団体数は増えたものの、受講者数、受講率は減っているとの記録がある。

ヒアリングでは、「毎年実施」と「2～3年に1度程度」とで3/4を占め、単独開催と共催が半分ずつとなった。共催の理由としては、人的・時間的・経済的な余裕がない中で、共催によってお互いの負担を減らしていこうということが大きい。また、地域を分けて、数か所で開催する例もみられる。

また、研修の内容は、「合法木材ハンドブック」や認定団体研修の資料を教材にしているところが多い。しかし、団体独自で工夫しているところもあり、「国産材をいかに使うか」といった観点を取り入れているところ、個別事業者の取組の発表を組み入れているところもある。

なお、これまで「開催してこなかった」ところでは、その理由として事務局の余裕

のなさをあげているところもある。しかし、平成 21 年の同実施要領の改正によって「認定事業者の分別管理責任者・文書管理責任者は 3 年に 1 度受講するものとする」とされたことから、これまで「実施したことなし」とした団体も、共催方式を取り入れることも含めて、実施しやすくなるのではないかと思われる。

今後、受講者数を増加させていくことを考えれば、それぞれの地域や業種に密着した視点を取り入れること、また、1 箇所だけでなく、複数個所で開催することなどが重要になってこよう。

#### (4) 情報公開の実施

##### 1) 合法木材ナビでの情報の公開

アンケートでは、ほとんどの団体が、合法木材ナビで「行動規範」、「実施要領」、「認定事業者一覧」を公開しているとしたが、この中で「最新のものではないが公開している」としたのが 1/3 となった。ここにも「人的・時間的・経済的な余裕のなさ」が見て取れる。なお、「分別管理・文書管理方針書」の公開は、上記のものに比べてやや遅れている。

また、『HP に掲載することで販路拡大を』という意見もあるが、業者レベルでは難しい。ただ、事業者認定を受けている業者との取引には使えるし、今後認定を受けようという事業者は参考にしている」との意見もあり、徐々にではあれ、新しい販路の拡大につながる事が望まれる。

##### 2) 合法木材ナビ以外での情報の公開

アンケートでは、70%の団体で合法木材ナビ以外での情報の公開が行われていたが、その手段としてはほとんどが「団体の HP」で、この他若干「団体の機関誌」、「業界誌・紙」があった。

公開の内容はほとんどが「行動規範」、「実施要領」、「認定団体一覧」、「分別管理・文書管理方針書」であるが、そのほかには「前年度取扱実績」、「合法性証明木材の輸入実績」、「全国団体で統括掲載」、「海外業界団体との対話」、「県産材の『産地証明』、『品質証明』の証明書の発行」があげられた。

また、団体 HP に事業者一覧を掲載しているが、これが「認定を取得した業者との取引の際の確認になる」という意見も出された。このような動きは、事業者一覧を HP で公開する本来の目的でもあり、このような動きの拡大が望まれる。

また、「団体の機関誌」に、合法木材の紹介記事を掲載している団体もあった。

## (5) 他分野への働きかけ

### 1) 未認定事業者への働きかけ

アンケートでは、未認定事業者への働きかけを「行っている」が 60%、「行っていない」が 40%あった。「行っている」団体の活動については、ヒアリングで「研修会などへの参加呼びかけと、その席上での勧誘」、「加入要請書の発送」、「相談などの個別相談」、「ポスター・パンフレットの配布」などがあげられた。

また、「行っていない」理由としては、「会員の全てもしくは大半が認定取得済み」、「会員の多くは他業種と兼業なので、他団体で認定されているものと思われる」などがあげられた。認定事業者数の伸びが近年、鈍化している背景にはこのようなことがあるのかもしれない。これについてはさらに調査・検討する必要がある。

なお、「ポスター・パンフレットの配布」については、「行政機関への働きかけ」、「建築業界への働きかけ」、「DIY への働きかけ」でも多かったが、「配布した後、どのように使われているかわからない」という意見も数多くあった。

### 2) 行政機関への働きかけ

行政機関への働きかけは、アンケートでは半数の団体で行われていた。「行っている」場合の手段としては、「ポスター・パンフレットの配布」が最も多いものの、「研修会への参加呼びかけ」、「認定事業者研修、県産材証明制度運用研修会を県と共催で開催」、「文書で『公共施設への木材利用』を要請」、「県営繕部局へ働きかけ」、「会議等の場で依頼」といった例が出された。

### 3) 建築業界への働きかけ

建築業界への働きかけを行っていたのは、アンケートでは約半数の団体であったが、ヒアリングによると、その手段のほとんどが「ポスター・パンフレットの配布」であった。この他に「建築士会への働きかけ」、「研修会への参加呼びかけ」もあるが、例としては少ない。

今後、「長期優良住宅普及促進事業」、「公共建築物木材利用促進法」によって、合法木材の需要増加が期待される中、審査委員として建築業界関係者が含まれている団体もあり、このようなところが中心となって、新しい建築業界への働きかけの手法を検討することも必要ではないだろうか。

### 4) DIY 業界への働きかけ

ほとんどの団体が DIY 業界への働きかけは行っていない。また「行っている」とした 1 割弱の団体も、その手段の多くは「ポスター・パンフレットの配布」にとどまっている。

ただ、極めて数は少ないが、DIY ショップと提携してフェアを開催し、市民に対し

合法木材の PR を行ったところもある。しかし、これなどは DIY への働きかけというより、DIY ショップを利用しての市民に対する PR と見ることができる。

なお、DIY 業界への働きかけが可能なのは、常時、DIY と関連を持っている業種に限られるという現実もあり、市民への働きかけも含めて、今後どのように展開させていくのかが大きな課題となろう。

#### 5) 一般消費者への働きかけ

アンケートで「行っている」としたのは、40%の団体で、その手段としては「イベントなどでの展示や紹介」がほとんどである。

#### (6) 小括

認定団体の活動についてみると、本事業活動の基本的部分である「行動規範の公開」、「事業者認定実施要領の公開」、「認定事業者一覧の公開」については90%以上の認定団体が、また「審査委員会の設置」、「審査委員会の開催」については80~90%の認定団体が、さらに「認定団体研修への参加」、「認定事業者研修の実施」、「文書管理・分別管理方針書の公開」、「合法木材ナビ以外での情報公開」、「未認定団体への働きかけ」については60~79%の認定団体が、「ガイドライン」や「認定要領ひな形」である「合法性・持続可能性の証明に係る事業者認定実施要領」(案)に沿って事業を実施していることがわかった。

しかし、「出来れば、・・・であることが望ましい」と考えられる「行政機関や建築業界への働きかけ」は50%程度、また、「審査委員への第三者の選任」、「事業体の活動に関する情報の収集」、「立入検査の実施」等については、実施しているのは20~40%程度に過ぎない。

これらからすると、本事業の実施にあたって「基本的部分とプラス・アルファ部分を実施しているところ」、「基本的部分を実施しているところ」、「基本的部分の実施にもう少しの努力が必要なところ」という3つのグループに分けられるのではないかとと思われる。

本事業が法律等に基づく活動ではなく、林業界、木材業界の善意による自主的な、いってみればボランティア活動として実施されている以上、事業実施にあたって認定団体ごとに濃淡・温度差が出てくることは当然だと言わざるを得ない。しかし、今後、「長期優良住宅普及促進事業」や「公共建築物木材利用促進法」などによって、合法木材の需要増加が期待される中であって、個々の認定団体においても、本事業の根幹である「信頼性・透明性」の確保・向上に向けてさらなる努力が必要になるのではないか。

## 2. 事業者モニタリング調査結果

### (1) 合法木材の調達状況

合法木材の調達状況については、昨年度までは素材生産業者を含めてモニタリングを行っていたが、物流の視点で見ると、素材生産業者は丸太を自ら生産するのであって、他者から調達するのでないことから、今年度のモニタリングにおける合法木材の調達に関しては素材生産業者を除いて調査を行った。

各事業者の調達方針については、「全量合法木材とする」が50%、「できるだけ合法木材とする」が40%となり、ほとんどの事業者に、出来るだけ積極的に合法木材を扱っていかうという姿勢がみられる。これは昨年度とほとんど変わっていない。

調達した木材の主な種類については、業種別の事業者数によって左右されるところが大きいが、今回の調査では、「丸太」62%、「合・単板」23%、「製材品」12%、「集成材」3%の順になった。

これら合法木材の年間調達量が、業種別にどれほどかを見ると、最大と最小では大きな幅があるが、素材流通業者では1事業者あたりの平均が6万3,000m<sup>3</sup>、製材業では6,800m<sup>3</sup>、プレカット製造業では4,500m<sup>3</sup>、合・単板製造業では9万m<sup>3</sup>、その他製造業では1万4,000m<sup>3</sup>、木材製品流通業では9万8,000m<sup>3</sup>、その他1万6,100m<sup>3</sup>となった。なお、素材生産業者を除いた全事業者の平均は3万7,800m<sup>3</sup>となる。

次に、事業者の全体の調達量に占める合法木材の比率を見ると、「80~100%」は56%、「40~79%」が18%、「0~39%」が23%となる。昨年度は「80~100%」が70%、「40~79%」が10%、「0~39%」が17%であったことから、「80~100%」の比率が低下し、「79%以下」の比率が増えていることがわかる。

これは従来、合法木材の需要がなかなか拡大しなかったことによるものであろう。

### (2) 合法木材の確認

調達相手先が合法木材の供給事業者であるかどうかの確認については、3/4が「確認している」、1/5が「一部確認している」としている。

また、調達相手先に占める合法木材供給事業者の比率を見ると、「全て供給事業者」は1/3であるが、「供給事業者が多い」とするものは半分強にのぼった。この比率は昨年度と比べると逆転している。

次に、調達した木材が合法木材であることを書類・マーク等によって確認しているかについては、「全て確認している」が2/3弱、「確認する機会が多い」が1/3弱であったが、反面、「確認しない機会が多い」、「全く確認していない」も1割ほどあった。

### (3) 合法木材の供給状況

合法木材の供給状況について、素材生産業も含めて見ると、まず、供給方針では、「全量合法木材とする」が半分、「出来るだけ合法木材とする」が1/3を占めた。この他「要望のあったときだけ」が15%を占めている。これら供給方針を調達方針と比較す

ると、「全量合法木材とする」と「出来るだけ合法木材とする」とは調達方針も供給方針もほぼ同程度の比率であるが、「要望のあったときだけ」については供給方針の比率が調達方針の比率を10ポイント上回っている。

このことは、調達方針では、積極的に合法木材を取り扱いたいという当該事業者の理想的な考え・目標がかなり表面にでるのに対し、供給方針では、このような当該事業者の考え方だけでなく、市場の状況や、供給相手先の考え方や市場の動向も考慮しなければならないという違いによるものと思われる。

次に、供給した合法木材の種類であるが、製材品41%、丸太30%、合・単板17%、チップ4%、集成材1%などとなる。

さらにこれら合法木材の1事業者当たりの平均供給量は、素材生産業5,900m<sup>3</sup>、素材流通業者では4万7,000m<sup>3</sup>、製材業では2,600m<sup>3</sup>、プレカット製造業では2,500m<sup>3</sup>、合・単板製造業では2万300m<sup>3</sup>、その他製造業では1万6,000m<sup>3</sup>、木材製品流通業では2万6,300m<sup>3</sup>、その他1万400m<sup>3</sup>となった。なお、全事業者の平均は1万3,200m<sup>3</sup>となる。

これらの合法木材が、事業者の総供給量に占める割合を見ると、「80~100%」は42%、「40~79%」が12%、「0~39%」が45%となり、「80~100%」層と「0~39%」層との、2極に分化していることがわかる。

なお、この供給量に占める合法木材の割合と、調達量に占める割合とを比べてみると、調達量では「80~100%」層の比率(56%)が最も高いのに対し、供給量では「0~39%」層(45%)が最も高い。これは、合法木材の需要の少なさとともに、「要求がないかぎり、合法木材の証明はつけない」という事業者があることによるものであると思われる。

#### (4) 供給に際しての供給相手先の確認と合法木材の明示

供給相手先が合法木材供給者であるかの確認は、半数が「確認している」、1/3が「一部確認している」としているものの、1割は「確認していない」としている。調達の場合は3/4が「確認している」としており、供給の場合は比率がかなり低下する。これも供給相手先との関係が様々絡んでくるからであろう。

供給の相手先に占める合法木材供給事業者の比率は、「一部が供給事業者」とするものが2/3弱、「全て供給事業者」が1/3弱、「供給事業者はない」が約1割となる。約1割とはいえ、「供給事業者はない」ことになると、合法木材の供給連鎖がここで途絶えることになるので、このようなことが起こらないよう今後の検討が望まれる。

次に、供給した合法木材が合法木材であることを書類等で明示し、証明しているかについては、「全て明示している」としたのが半数、「明示しない場合が多い」が1/4、「明示する場合が多い」は1/5という順になった。

この「全て明示している」とした事業者と、相手が合法木材供給事業者であること

を「全て確認している」とした事業者の関係を見ると、「全て明示している」とした96事業者の3/4が、相手先が合法木材供給事業者であることを「全て確認している」ことから、全事業者の約40%は、供給相手先が全て合法木材供給事業者であることを確認したうえで、合法木材であることを全て明示・証明して販売していることがわかる。

#### (5) 分別管理

分別管理方針書の制定と公表に関しては、1/3が「定めて公表している」、2/3が「定めているが、公表していない」としている。ほとんどの事業者で制定されているため、今後は公表に力を入れることを期待したい。

分別管理場所の設定と利用に関しては、2/3が「設定されている」もしくは、「設定されていないが、全量合法木材であるので問題はない」としている。しかし、1/5が「設定されているが、十分利用されていない」、「設定されているが、全く利用されていない」としている。今後、この1/5については設定・利用への検討が必要になる。

#### (6) 帳票管理

帳票類の整備と活用については、「整備され、十分活用されている」が1/3、「整備されていない」が半数となった。この他、「整備されているが、十分利用されていない」が1割となっている。

「整備されていない」、「整備されているが、十分利用されていない」の多くは、各種伝票の綴りで管理している。帳票類に関しては以前から「簡単に整理できる様式を定めて欲しい」といった意見が出されている。事業者の人的規模などからして、「出来るだけ簡単に」というのは当然であると思われ、今後、帳票管理の簡素化への検討も必要になってこよう。

証明書類の受領・発行と保管・管理については、「受領・発行され、適切に管理されている」が3/4、1割が「受領・発行されていない」となり、残りは「適切に管理されていない」となっている。これについては昨年と比べかなり改善されている。

「受領・発行されていない」とした事業者の中には、「合法木材の取扱実績がない」としたところもある。

なお、証明書の記載状況については一部に、「一部不備がある」、「不適切である」があったが、おおむね「記載事項は適切である」とされた。

#### (7) 分別管理責任者

分別管理責任者の選任と公表については、2/3で「選任され、公表されている」、1/3で「選任されているが、公表されていない」とされた。

公表されているかどうかは別としても、ほとんど全ての事業者で選任されている。



今後は出来るだけ公表する方向に向け検討されることが望まれる。

また、分別管理責任者の活動状況については、「分別管理、帳票管理等に適切に関与している」が2/3、「関与は不十分である」が1/3、この他、「関与がない」が1割を占めた。多くの事業者では分別管理責任者が選任され、適切に機能を果たしていると考えられるが、そうでない事業者では分別管理責任者の責任体制についての検討が望まれる。

さらに、分別管理責任者の認定団体研修への参加状況については、「常に参加している」が半数、「何度か出席したことがある」が1/3で、2割弱は「責任者以外が参加している」、「誰も参加していない」としている。

これについては分別管理責任者の責務の一環として、常時参加されることが望ましい。

#### (8) 包括的評価

事業者の本取組に対する包括的評価については、「適切に取り組んでいる」が半数弱、「一部改善が必要」が半数、この他「全体的に改善が必要」が若干あった。「一部改善が必要」、「全体的に改善が必要」とされた事業者の今後の努力が望まれる。

#### (9) 小括——調達・供給方針と事業実施との関係——

今回、モニタリングの対象となった事業者は、合法木材の調達に関しては素材生産業を除いた155事業者、供給に関しては素材生産業を含めた193事業者であった。このうち調達に関し、調達方針で「全量合法木材とする」もの74事業者、「出来るだけ合法木材とする」もの58事業者で、これらをあわせると132事業者となり、全体の85%を占める。

また、供給に関しては供給方針で「全量合法木材とする」もの96事業者、「出来るだけ合法木材とする」もの65事業者で、合計161事業者となり全体の83%となる。

いずれにしても調達・供給方針において「全量合法木材とする」と「出来るだけ合法木材とする」としたもので全事業者の大半を占めていることがわかる。

調達・供給方針において「全量合法木材とする」か、「出来るだけ合法木材とする」かは合法木材の活動に対する各事業者の取組み姿勢の違いだと言えるが、この調達・供給方針と各事業者の事業実施の状況との関係を見ると、調達・供給方針で「全量合法木材とする」とした事業者と「出来るだけ合法木材とする」とした事業者の実際の行動には、以下の点で、かなりの違いのあることがわかった。

ヒアリングなどで認定団体を訪問している際に、事業者によって本事業への取組に温度差があるとの意見を聞いたが、このような温度差は事業者の調達・供給方針という取組み姿勢にも影響されているのではないかと思われる。

また、先に「アンケート調査結果及びヒアリング調査結果」の小括でも述べたよう

に、本事業が日本の林業界、木材業界の善意による自主的活動として行われている以上、個々の事業者によって、ある程度の温度差が出てくることは当然であるが、今後も、各事業者におけるさらなる努力を期待したい。

#### 1) 調達・供給方針と調達・供給量に占める合法木材の比率

調達方針と実際の調達量に占める合法木材の比率との関係を見ると、調達方針で「全量合法木材とする」とした事業者のうち、実際の合法木材の比率が「80～100%」であったものは80%、「0～79%」は20%。「出来るだけ合法木材とする」とした事業者では、逆に「0～79%」が60%を占めた。

これに対し、供給方針と供給量の関係で見ると、供給方針で「全量合法木材とする」とした事業者のうち、実際の合法木材の比率が「80～100%」であったものは60%。「出来るだけ合法木材とする」とした事業者では、逆に「0～79%」が70%を占めている。

表V-1 調達方針と調達量に占める合法木材の比率

	80～100%	40～79%	0～39%	不明	計
全て合法木材	79%	13%	8%	0%	100%
出来るだけ合法木材	43%	27%	30%	0%	100%
全体	56%	18%	23%	3%	100%

表V-2 供給方針と供給量に占める合法木材の比率

	80～100%	40～79%	0～39%	不明	計
全て合法木材	62%	11%	27%	0%	100%
出来るだけ合法木材	31%	19%	50%	0%	100%
全体	42%	12%	45%	1%	100%

#### 2) 調達・供給方針と調達・供給先の確認

調達方針と調達先の確認との関係を見ると、「全量合法木材とする」とした事業者では90%が「確認している」が、「出来るだけ合法木材とする」とした事業者では70%が「確認している」、30%が「一部確認」としている。

また、供給方針と供給先の確認との関係では、「全量合法木材とする」とした事業者では60%が「確認している」としたが、「出来るだけ合法木材とする」とした事業者では逆に「一部確認」と「確認していない」で60%となった。

表 V-3 調達方針と調達先の確認

	確認している	一部確認	確認していない	不明	計
全て合法木材	91%	9%		0%	100%
出来るだけ合法木材	69%	28%	3%	0%	100%
全体	75%	18%	3%	4%	100%

表 V-4 供給方針と供給先の確認

	確認している	一部確認	確認していない	不明	計
全て合法木材	60%	25%	7%	8%	100%
出来るだけ合法木材	42%	46%	11%	1%	100%
全体	51%	35%	10%	4%	100%

## 3) 調達方針と書類・マークによる合法木材の確認

調達した木材が合法木材であることを書類・マークによって確認しているかについては、次のような結果になった。「全量合法木材とする」、「出来るだけ合法木材とする」とともに、「全て確認」と「一部確認」をあわせて90%の事業者が確認している。

しかし、「全て確認」だけをとると、「全量合法木材とする」の場合70%、「出来るだけ合法木材とする」では55%となり、「全量合法木材とする」とした事業者の積極性が伺われる。

表 V-5 調達方針と書類・マークによる合法木材の確認

	全て確認	する場 合が多 い	しない場 合が多 い	確認して いない	不明	計
全て合法木材	70%	20%	9%		1%	100%
出来るだけ合法木材	55%	36%	9%		0%	100%
全体	57%	27%	10%	1%	5%	100%

## 4) 供給方針と合法木材の明示

合法木材を供給する場合、合法木材であることを明示・証明しているかについても、同様な傾向が見られる。

「全量合法木材とする」、「出来るだけ合法木材とする」とともに、60%の事業者が「全て明示」もしくは「明示することが多い」としている。しかし、「全て明示」だけをとると、「全量合法木材とする」とした事業者が「明示することが多い」に比べ10ポイント程度多い。

また、「明示しない場合が多い」では、「全量合法木材とする」の15%に対し、「出来るだけ合法木材とする」では30%と大きな差が出ている。

表V—6 供給方針と合法木材の明示

	全て明示	する機会が多い	しない機会が多い	明示していない	不明	計
全て合法木材	58%	24%	14%	3%	1%	100%
出来るだけ合法木材	46%	15%	29%	3%	7%	100%
全体	50%	18%	23%	4%	5%	100%

## 5) 供給方針と分別管理方針書の制定・公表

分別管理方針書の制定・公表については「全量合法木材とする」とした事業者でも、「出来るだけ合法木材とする」とした事業者でも、最も比率の高いのは「定めているが、公表していない」である。

しかし、「定めて、公表している」だけを見ると、「全量合法木材とする」とした事業者では40%となるのに対し、「出来るだけ合法木材とする」とした業者では20%と半減している。

表V—7 供給方針と分別管理方針書の制定・公表

	定めて、公表	定めているが、公表なし	定めていない	不明	計
全て合法木材	40%	54%	3%	3%	100%
出来るだけ合法木材	21%	66%	3%	10%	100%
全体	35%	61%	3%	1%	100%

## 6) 供給方針と分別管理場所の設定・利用

分別管理場所については「全量合法木材とする」、「出来るだけ合法木材とする」とともに55%が「設定され、利用されている」としている。

しかし、「全量合法木材とする」の場合、25%が「全量合法木材であることから、分別管理場所は設定していないが、問題なし」としているのに対し、「出来るだけ合法木材とする」では、逆に同比率の事業者が「設定されているが、利用されていない」としている。

表V—8 供給方針と分別管理場所の設定・利用

	設定され、利用	設定されていない	設定されているが十分な利用なし	設定されているが利用なし	設定されていない	不明	計
全て合法木材	54%	25%	8%	2%	7%	4%	100%
出来るだけ合法木材	54%	17%	23%	2%	3%	1%	100%
全体	54%	18%	16%	4%	7%	1%	100%

## 7) 供給方針と管理簿の整備・活用

「全量合法木材とする」とした事業者、「出来るだけ合法木材とする」とした事業者

ともに管理簿の整備・活用は遅れている。

「全量合法木材とする」では「整備され、活用されている」が 40%、「整備されていない」が 45%である。これに対し、「出来るだけ合法木材とする」とした事業者では、「整備され、活用されている」が 10ポイント低く、逆に「整備されていない」が 10ポイント高くなっている。

表V—9 供給方針と管理簿の整備・活用

	整備・活用されている	整備されてるが、活用なし	不備だが、活用されている	整備されていない	不明	計
全て合法木材	40%	10%	2%	45%	3%	100%
出来るだけ合法木材	31%	12%		57%	0%	100%
全体	37%	12%	1%	50%	0%	100%

#### 8) 供給方針と分別管理責任者の選任・公表

分別管理責任者については、「選任され、公表されている」の比率が「出来るだけ合法木材とする」では 80%。これに対し、「全量合法木材とする」とした事業者では「選任され、公表されている」が 60%で、「選任されているが、公表されていない」が 30%になった。

「全量合法木材とする」、「出来るだけ合法木材とする」ともに、ほとんど全ての事業者で選任されているが、公表については「全量合法木材とする」事業者において比率が低下していることがわかる。

表V—10 供給方針と分別管理責任者の選任・公表

	選任され、公表されている	選任されているが、公表なし	選任されていない	不明	計
全て合法木材	63%	33%	2%	2%	100%
出来るだけ合法木材	78%	20%		2%	100%
全体	70%	29%	1%	0%	100%

#### 9) 供給方針と分別管理責任者の活動

分別管理責任者が分別管理、帳票管理に適切に関与しているかについて、供給方針との関係で見ると、次の通りである。

「適切に関与している」としたのは、「全量合法木材とする」の場合も、「出来るだけ合法木材とする」の場合も 70%であるが、「不十分」とするものの比率が「出来るだけ合法木材とする」で若干高い。

しかし、概観すれば「全量合法木材とする」、「出来るだけ合法木材とする」ともにほぼ同じ傾向だと言える。

表V—11 供給方針と分別管理責任者の活

	適切	不十分	関与なし	不明	計
全て合法木材	71%	21%	4%	4%	100%
出来るだけ合法木材	70%	25%	3%	2%	100%
全体	70%	21%	8%	1%	100%

10) 供給方針と分別管理責任者の認定事業者研修への参加

認定団体が主催する認定事業者研修への参加については、次の通りである。

「常に参加」の比率が「出来るだけ合法木材とする」で60%であるの対し、「全量合法木材とする」では45%と低い。しかし、「何度か参加」では「全量合法木材とする」の場合35%となり、「出来るだけ合法木材とする」の25%を上回る。

また、「全量合法木材とする」では「責任者以外が参加」の比率が、「出来るだけ合法木材とする」では「参加なし」の比率がそれぞれ10%を占めている。

表V—12 供給方針と分別管理責任者の認定事業者研修への参加

	常に参加	何度か参加	責任者以外が参加	参加なし	不明	計
全て合法木材	44%	36%	10%	6%	4%	100%
出来るだけ合法木材	62%	25%	3%	10%	0%	100%
全体	53%	31%	7%	9%	0%	100%

林野庁補助事業

平成 22 年度  
合法性証明のモニタリング  
報 告 書

2011 年 (平成 23 年) 3 月

財団法人林業経済研究所

〒113-0034 東京都文京区湯島 1-12-6 高関ビル 3A

TEL:03-6379-5015 FAX:03-6379-3210

URL:<http://www.rinkeiken.org>